## 令和5年提案における

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての 関係府省からの第1次回答及び提案団体からの見解等

一覧 (177 件)

## 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

内阁所と実践が行有とい同じ調金で行う提条    横田   横田   横田   横田   横田   横田   横田   横		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>							
4	管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度の正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	、追加共同提案団体及び当該団体等からかされた文字事例(工なもの)// 支障事例
1	199	卸杖村	団員が従事 できる活動	できる活動内容(公権力 の行使をしない範囲)に	率約60%)と、全国的にみても高齢化が進んでいる自治体 である。	外国人消防団員の活動内容が明確化されることで、緊急時においても円滑・迅速な活動が可能とな び、緊急時においても円滑・迅速な活動が可能とな り、安全安心な地域づくりに繋がる。	総務省	福井市、築上町	○公務災害補償を含め、外国人消防団員の安全を確保するためにも公権力を行使しない活動の範囲を明確にする必要性はある。 ○入団したいとの相談はあるが、現場活動において、公権力の行使に該当するか否かを判断しながら活動することは不可能であることから、外国人の採用を断っている。 ○これまでに外国人の入団希望はないが、入団については分団長の判断を尊重することとしており、入団を拒むものではない。また、公権力の行使については、具体的な方策を示せていない現状である。
u,		ソ 要連合	申請におけ る医師の診 断書の添付	る添付書類のうち、医師 の診断書については、添 付不要として、麻薬等の 中毒者であるかないかに ついては、免許申請書の	ん、大麻又は覚せい剤の中番者であるかないかに関する 医師の診断書」を添付することさされており、免許申請者に 対して医師の診断を受けるための時間的・費用的な負担を 求めている。 業局等において医薬品の販売等に従事する登録販売者に 係る販売従事登録申請手続においては、申請者の負担を 滅らすため、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則 要とし、(2)申請書の検式上で、(3) 阪薬、大麻、あへ利又 は覚醒剤の中毒者」及び②「精神の機能の障害」により「業 務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者」であるかについて能を を適切に行うことができない者」であるかについて後 の流行を求めることとされている。 このことを認まえ、調理師免許申請手続についても同様の 見直しを図るべきである。	連携・活用システム」によるオンライン化の対象とされる見込みである調理師免許申請手続に係らる深くする見込みである調理師免許申請手続に係らるテムとの情報連携により添付省略とすることができないことから、PDF等ファイルにする作業を行った上で、当該ファイルを同システムでアップロードする運用になるとされている。この医師の診断書の添付を不要として様式上で総ジ・ンステム画面で入力)を行うこととすることによ業り、免許申請者が医師の診断を受け、上記の作業			〇昨年度、当市においても添付資料である医師の診断書の内容について、医療機関より問合せをいただいたとうであり、麻薬等の中毒者であるかないかについて、具体的な方法や基準等が無く、診断することが困難であるとのことであった。こうした状況からも、医師の診断書は、添付不要とし、免許申請書の記載項目の中で、自己申告により確認を行うなど、見直しを検討するべきと考える。
€		関西広域 連合	免許申請に おける医師 の診断書の 添付を不要	おける添付書類のうち、 医師の診断書について は、添付不要として、麻 薬等の中毒者であるか ないかについては、免許 申請書の様式上で確認	へん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を添付することとされており、免許申請者に対して医師の診断を受けるための時間的・費用的な負担を求めている。 薬局等において医薬品の販売等に従事する登録販売者に係る販売従事登録申請手続においては、申請者の負担を派はっため、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則不要とし、(2)申請書の様式上で、(①)麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者1及び(2)精神の機能の障害」により非薬務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び高速を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行い、(3) (2)②に該当するおそれがある場合にのみ診断書の添付を求めることとされている。このことを踏まえ、製菓衛生師免許申請手続についても同様の見直しを図るべきである。	連携・活用システム」によるオンライン化の対象とされる見込みである製薬衛生師免許申請手続に係る添付書類の方ち、医師の診断書については、他システムとの情報連携により添付省略とすることができないことから、PDF等ファイルにする作業を行った上で、当該ファイルを同システムでアップロードする運用になるとされている。この医師の診断書の添付を不要として様式上で確認(システム画面で入力)を行うこととすることにより、免許申請者が医師の診断を受け、上記の作業			○昨年度、当市においても添付資料である医師の診断書の内容について、医療機関より問合せをいただいたところであり、麻薬等の中毒者であるかないかについて、具体的な方法や基準等が無く、診断することが困難であるとのことであった。こうした状況からも、医師の診断書は、添付不要とし、免許申請書の記載項目の中で、自己申告により確認を行うなど、見直しを検討するべきと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
災力の充実強化に向けた重点取組事項について」(令和元年12月13日付け消防地第228号)で、「公務員に関する基本原則を踏まえ、松権力の行使をしない範囲で活動すること等に留意しつつ、市町村において、外国人が消防団員として避難誘導や避難所における通訳等の活動、平時における広報活動等を行うことは、地域防災力の充実強化を図る上で効果的であると考えられることから、地域の実情にし、適切に対応すること」と、一定の事例を示しつつ通知しているところ。 その上で、今回の提案については、参考となる事例を整理し、地方公共団体に周知することを考えている。	ないため、「公権力の行使をしない範囲」の判断に苦慮している。 例えば、A地方公共団体の判断では消防法第4条の2及び同法第25 条第3項は公権力の行使に当たるとしているが、B地方公共団体の 判断では、公権力の行使に当たるとしていないと見受けられるケース		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
他の資格職種の申請手続の状況、関係団体の意見等も踏まえた上で必要な検討を行ってまいりたい。	本提案が実現することにより、免許申請者(当広域連合で毎年5,000人程度)の手続月1の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果が見込まれるとともに、追加共同提案団体から示された支障事例に見られる医療機関の負担の軽減といった波及効果も期待される。国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きに御検討いただきたい。なお、調理師免許申請手続で「国家資格等情報連携・活用システム」の利用を法的に可能とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が6月9日に公布され、今後は、同システムに搭載される調理師免許申請手続機能の仕様確定を受けて、各資格管理者側のシステムで修及び事務フローの見直しを検討する段階となると思料する。この機会を逃すことなく、本提案の実現に向けた検討を加速していただきたいところであるが、第1次回答にある「必要な検討」について具体的なスケジュールと内容等をお示しいただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
他の国家資格の申請手続の状況、関係団体の意見等も踏まえた上で必要な検討を行ってまいりたい。	本提案が実現することにより、免許申請者〈当広域連合で毎年1,200人程度)の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果が見込まれるとともに、追加共同提案団体から示された支障事例に見られる医療機関の負担の軽減といった波及効果も期待される。国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きに御検討いただきたい。なお、製菓衛生師免許申請手続で「国家資格等情報連携・活用システム」の利用を法的に可能とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が6月9日に公布され、今後は、同システムに搭載される製菓衛生師免許申請手続機能の仕様確定を受けて、各資格管理者側のシステム政修及び事務プローの見直しを検討する段階となると思対する。この機会を逃すことなく、本提案の実現に向けた検討を加速していただきたいところであるが、第1次回答にある「必要な検討」について具体的なスケジュールと内容等をお示しいただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
7	利府町	における選 挙人への情 報提供に係 る運用の明 確化	筒、不在者投票証明書」 の他に、当該選挙におけ る選挙区及び比例の氏 名掲示の写し等を同封	が投票する不在者投票において、選挙人が名簿登録地の	不在者投票をする選挙人の全てが公平に選挙情報を取得することができるとともに、各地の選挙管理委員会の事務負担軽減を図ることができる。		城県、ひた ちが橋市、相 原県、彦根	〇告示後で氏名掲示の写しが同封されていない自治体はある。対応として、氏名掲示のページまでの導線が分かりにくい場合や、そもそ氏名掲示を公開していない場合は、当該自治体にFAXで氏名掲示を送信するよう連絡しているところである。このことについては、選挙情報の不公平や事務的となながら、なにより氏名掲示を渡すまで、選挙人を待たせることになり、不在者投票の利便性を損なうことになりかねないと考えられる。 〇不在者投票の執行にあたり氏名等掲示が封入していない場合選挙人の意向を確認したうえで必要であれば名簿登録地の選挙管理委員会にFAXで氏名等掲示を送付するよう依頼し、送付するまでの間選挙人を待たせる事態が発生している。 事務負担の軽減のためにも、氏名等掲示が同封されていることを望むものである。 〇当市では、「投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書」の他に、当該選挙における氏名掲示の写し等を同封することとしているが、他市町村では氏名掲示の写し等を同封していない場合があり、選挙人から候補者について確認したい旨の要請があった際に、インターネットでの選挙公報の検索や、名簿登録地の選挙管理委員会から候補者がわかる書面をFAXで取り寄せ、選挙人に提供する等の対応を行っている。そのため、情報提供できるまで選挙人を待たせてしまうほか、職員の負担も生じている。
-	四市市市 【重 1】	報決(保方制でる民被県の東部・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・国際・	に係る県外外診療報酬 の審査度払業務も無額 の審査度払業務も無額 表決残機関が重立 大決残機関が重立 大地で 大地で 大地で 大地で 大地で 大地で 大地で 大地で 大地で 大地で	選払いとなっている。地理的要因により日常的な受診医療機関等が都道府県外とならざるを得ない、都道府県東境に居住している住民からは、都道府県外現物支給対応を求められてきたところ。一部市区町村では、社会保険加入者について、全国組織である社会保険診療報酬支払基金、医療機関等との協議のもと現物支給を実施しており、このことが住民サービスの向上及び事務の効率化につながっている。一方で、国民健康保険加入者については、都道府県外現物支給ができず、サービス格差が生じている。	れば、地方単独医療においても現物支給が可能となり、安心して受診ができる環境づくりができ、日常的に都道府県外診療とならざるを得ない住民のニーズに応えることができる。 ②都道府県外診療となった。 書語、中央現物支給の実現により、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の負担軽減、サービスの向上につながるととし、行政の事務・軽減される。 ③現物支給になると、加入保険の保険者が医療する管理を行うことができるため、医療費のお知らせ等限の支払い額が配送されることにより、住民が税法上の医療費控除の申告の際の算出が簡易になる。 ④現物支給により、窓口での負担金額が軽減されることから、医療機関等での医療費素払いの減少が期待され、医療機関等の安定した経費表		浜市、海老 名市、兵庫 県、五條	○当市においても同様に、市区町村が実施する公費負担医療費助成について、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。住民にとって、地方単独医療制度においても全国法済制度の適用が可能となれば、都道府県外現物支給が可能となり、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の大きな負担軽減になることとなる。また、当市においては、地方単独医療に伴う事務作業を複数の関係課をまたがって処理しており、事務作業に多大な時間と労力が必要となっている。このようなことから、償還払いの申請が減少するだけでも、大き〈行政の事務も軽減される。○当市においては県外受診分について保険者間での差を設けないために一律で償還払いとしているが、申請手続きが手間であることや一部負担金を一旦支払うことが負担であるとの苦情を聞くことが多い。また、現行の償還払い対象の大半が県外受診分であるため、事務の効率化の観点からも、現物給付化は効果がある。○区役所窓口における償還払い事務が無くなることで、区役所の業務負担減に繋がる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
選挙の期日の公示日・告示日より後に投票用紙等を発送する場合については、氏名等掲示の原稿の同封等の情報提供に配慮するよう、必要な助言を行ってまいりたい。また、総務省においては、国政選挙や統一地方選挙に際し、候補の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報について、公示日・告示日以後速やかにホームページに掲載し、選挙人への情報提供を行うよう、各選挙管理委員会に対して要請しているところであるが、名簿登録地の選挙管理委員会が、選挙人に投票用紙等を交付又は発送する際に、当該ホームページの周知を徹底することなど、引き続き、必要な助言を行ってまいりたい。	不在者投票を希望する選挙人が投票をする地方自治体において手 続きの統一化を図るためにも、1次回答のとおり不在者投票の希望 者へ候補者等の情報提供に関して地方自治体へ必要な情報を発信		
地方単独医療費助成において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とするたとは、現行通知でも可能である。他方で、現物給付とするためには、地方単独医療費助成を行う自治体において、区域外の医療機関等に対して現物給付で取り扱うことについての必要な調整などを行っていただく必要がある。から当社医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところである。今後、地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の審査支払業務の委託に係るご指摘の通知の記載については、提案団体の意見も踏まえながら、必要な措置を検討してまいりたい。	当市では、他県国保連に対して、毎年、県外の医療機関等を受診した際の地方単独医療分の現物給付を実現するための委託契約を要断られているもの、県外の保険者の事業を行うことができないとしているもの、県外の保険者の事業を行うことができないとしているもの、県外の保険者の事業を行うことができないとしているもの、県外の保険者の事業を行うことができないとして、場所られている状況にある。また、現状では、県外受診時の地方単独医療分の請求・審査事務を県外の医療機関等や国保連が行うには、双方のシステム改修が必要であり、費用負担が大きしたも課題。このため、現行通知上、現物給付が可能とされているとしても、当市においてはそれができておらず、実現には多くの課題がある。さらに、本回答でされた一部自治体での県外現物給付は、単悪レプト方式による運用で、医療機関等が医療保険分と地方単独医療分を分けてレセプト請求を行う必要があり、事務負担が大きいものである。一方、社会保険では、社会保険診療報酬支払基金において1枚のレセプトで複数の医療制度の請求ができる併用レセプトによる運用がである。社会保険を環機関等の負担が大きないのは、日本のレセプトで複数の医療制度の請求ができているにもかかわらず、国民健康保険被保険者に場が収物給付ができているにも、国民健康、対の人保険区分による手続き格差を解消するためにも、国民健康、保険に保険保険者においてはそれができないのはも、国民健康、とうステム改修費の支援や医療機関等との合意形成を図るなど、自治体と国保連との委託契約が実質的に進むような措置を検討していただきたい。	について、社会保険診療報酬支払基金、医療機関等と協議・調整を行い、令和5年10月から現物給付を開始することとなっており、できるところから住民の負担軽減、サービスの向上を目指していますが、国民健康保険加入者との間に差が出来てしまいます。一部市区町村では、既に都道府県外現物給付を実施し、都道府県外の医療機関等との現物給付での取り扱いについて必要な調整が行われ、ノウハウも有しています。 つきましては、地方単独医療制度についても、県外で現物給付が可能となりますよう、早急に必要な措置を講じていただきたい。	国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
9 (	左野市	の申出によ る児童扶養 手当受給資 格の喪失手	手当法第4条に規定する 要件に該当しなくなった 場合や、手当の支給を受ける権利を2年行使と呼 防効消滅する場合以外 においても、受給資格者	現行の児童扶養手当制度においては、受給資格者(以下 「資格者」という。)に対して、毎年、原則対面による現況届 の提出を義務付けているため、就業等により所得制限の上 限を上回り全部支給停止となった資格者についても、同様 に現児屈を提出しなければならない。また、資格長失する のは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支 絡を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合で あり、資格者本人の申出による資格喪失は制度上存在していない。 そのため、今後支給を受ける見込みはほぼない全部支給 停止の資格者に対しても、自治体は毎年書類を送付し、提 出されない場合の管促を行うほか、資格者は提出のためた 心理的負担や事務負担が発生している。 即況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいる が、その場合であっても自治体からの書類送付や智促はな されるため、同様に心理的負担や事務負担は発生してい る。	理的負担・事務負担がなくなる。	庁	山き市市市稲崎名県市市市市市市市市市市市県市市市、産総船地市、渓富豊半刈豊豊出広三高高佐熊宮い白谷橋市、海長松士橋田谷田岡雲島原松知世本崎わ河	○当市においても、過去に受給資格者が自ら資格喪失自己都合きむ。今中、出たが、受け付けられない事例があった。また、会和4年度の時効により運性集集手当後株長夫者(令和2年度現沢届未提出者)は7名であった。全員に対して現沢届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令もさてある。。全員に対して現沢届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令もさてある。このように、受給者、自治体双方の負担が発生しているため、本人の意思による喪失も認めるべきである。例上対象者からの現沢届の提出率が低いても関わらず、都度催促の案内を送付する事務負担およど対象者の精神的負担は大きいと感じている。また、過去に資格喪失を希望する者に対し、制度上できないと回答し、受給者の意思に沿えなかった記録がある。〇当市においても、所得制限により今後を節文熱停止が続く足込まれるため資格を喪失したいという受給資格者や、全部支給停止とはならずとも経済的に安定してきたため手当を受給せず自立をしたいというた申出が見受けられる。現在制度上、資格者本人の毎世による資格要失ばできないため、時効消滅を待つ資格者も不存するが、現沢届等の提出案内や督促文が送付されるため、資格者の心理的負担や自治体制の事務負担が発生している。現沢届等の提出案内や督促文が送付されるため、資格者の心理的負担や自治体制の事務負担が発生している。そのため提出されない場合の督促を行えばないまなが良からである情報にの資格者が、書類提出をしないことが多い。そのため提出されない場合の督促を行えば、資格者は提出が発生している。の当市においても同様に、所得経過者や年金受給により全部支給停止となっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、本人意思による資格要失が必要と考える。人意思による音を自身に対しても毎年8月に現沢周暦担を強いるもであり、現沢届を性したなっている受給者が一定数計、人をの方々にも毎年8月に現沢周暦担告を強いるものであり、現沢届を使止となっている受給者が一定数計、人をの方々にも毎年8月に現沢周暦担告を強いている。平日の来庁が厳しい受給者に対している。仕事では最初を発生している。は、実務理能といすが現状である。受給資格の対したを発しているが、それでも中には主事の都合上またが覚しい方がいる。仕事を発力ないでは、定の登場を発力の変化者の中には、原得制限度療験をと参しまなが対してもの機能が見まれるため、手当の資格者をを発する声が毎年寄せられているが現でを発音を発きしたいでは、メリカを受けるといでは、表が優したいでは、メリカに発表している。の当時は表により表はない事があると思いなるをのを対しまれましまが発生している。の当によるその単語がより、資格を失めの連定を発力では、まり格を表があると思いなるをのかり、対しなが発生としている。自治体験身のが発生と向っているためを発育を表がであるの。現れました。またを受けている。との場を発生を受けているより、発表したいでは、まりを持定といる。の当を発音を受けないないでは、まりを持定している。とのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとの

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
見童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱いについて、児童扶養手当受給者の負担の軽減を図るための方策を検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。	本提案は、「児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱い」ではなく、受給者本人や扶養養務者の所得により、今後、児童扶養手当の支給を受ける見込みのない受給者が自ら資格喪失手続きを行う手続きを可能よることを求めるものです。現行の児童扶養手当制度においては、受給者本人の申出による資格喪失は制度上存在しておらず、法第4条に該当ななった場合や時効消滅の場合に限られています。全部支給停止の場合であっても、自治体は毎年8月に現況届に関する書類を送付し、現況届末提出の場合には督促を何度も行うほか、受給者は提出のために仕事を体み、平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が生じています。「令和4年 地方分権改革に関する提出では一般にがして、「児童扶養手当の現況届な対面によらず提出可能とすることの提案がなされていますが、この場合でも、各種必要書類の提出に併せて、「平政28年6月16日付雇児福発6616第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」に沿った、現況届における口頭聞き取りの内容を受給者が別途、何らかの形で自治体に提出する必要があり、全部支給停止受給者の心理的負担は大きいと考えられます。以上の点を踏まえ、受給者が希望する場合には、受給者自ら喪失手続きを可能とすることについて、御検討くださいますようお願いします。		

_									
雀	理号	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号	当体石	(事項名)	具体的内容	共体的な文件事例	(佐条の美現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)・関係		団体名	支障事例
10	郡山		帳居についます。 展活についます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「法」という。)第23条に規 定されている転居届に関 して、法第27条の届出り 方式にある「この章 区別 第四章の三の規定にめる ところにより、まで は、以の一、は、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、の一、	発生している。 転居届は既に住民になっている者の届出であることから、 転入時などにおいて、住所設定時に対面による厳格な手続 きが行われており、転入時と同等の厳格な審査は不要であ る。 個人番号カードは本人のみが所持していると考えられ、ま た、公的個人認証サービスは、本人確認手段といえる電子	本人確認が済んでいる住民が、ライフサイクルに合わせて、市町村の開庁時間以外に転居届を提出でき、住民の利便性の向上が期待できる。 行政側は、窓口の対応時間の削減につながり、その他の届出等の受付を円滑に進めることができ、窓口に届出等を提出に来られたお客様の待ち時間正緒が期待できる。2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に記載のある「オンライン市役所サービス」や「市民カード化」の推進が期待できる。		平市、半田 市、寝屋川	○住民負担の軽減および窓口対応の削減につながる。 ○電子申請による転居届出については、対応時間の削減も期待できるため賛同するが、マイナンバーカードの券面更新や署名用電子証明書の再発行手続きは、現段階においては、来庁が必須である。 ○当市においても、住民異動の繁忙期である3月から5月上旬において多数の来庁者があり、平常時より長い待ち時間が発生している。転居届を、マイナンバーカードを番用した電子申請で行えるようになれば、窓口の混雑が解消され、マイナンバーカードを所有するメリットが増える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
トアンカー)となるものとして、市町村が管理することとされております。このような住民基本台帳への記載の契機となる転入届及び転居届については、届出者の実在性・本人性やその居住実態を厳格に確認し、台帳の正確性を確保することが不可欠となっており、現行制度においては対面での手続を必須としています。なお、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において「2024年度(今和6年度)を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システンへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライも踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライ	やその居住実態を厳格に確認するため法制度の整備が必要であり、時間を要するものと考える。 一方で、当市が提案している転居届については、届出が行われる地方自治体において、既に身元確認が行われており、住民基本台帳に登載されているため、実在性・本人性が確認されており、転入届と同等の厳格な審査は不要である。このことから、2024年度(令和6年度)を目途とした検討を待たずに、住民異動に関する届出の内、オンライン化が可能と判断できるものについては、順次、制度を改正しオンライン化を可能とする、又は、構造改革特区などを利用し、実証実験を進めるなどの対応を検討願いた		【全国市長会】 電子申請によって、マイナンバーカードに記載されている住所の変更 処理や外国人の場合にはマイナンバーカードに加えて在留カードの 変更処理があり、それぞれの法定期間に間に合わないケースの増加 が想定されることや届出誤りにより事務が煩雑になるのではないかと の意見も寄せられているところである。

管理	B # 2	提案事項	求める措置の	日仕めた土壌本内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
11	大市 和郡 和	当の受給資		児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限 額を上回つているため児童扶養手当が全部支給停止となっ でおり、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら 児童扶養手当の資格喪失を希望する受給名を受ける権利 しかし、現行制度において資格喪失を必るのは、児童手当 法第44条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権も 過するという形での資格喪失を認める方法が無い。受急給質 格のある者もしくは扶養義務者に十分な所得があり、全者に を給けされない児童扶養手当の手続のために仕事を 体外、現況届を提出しなければならないのは、時間的に とって、給付されない児童扶養手当の手続のために仕事を 体外、現況届を提出しなければならないのは、時間的日 場別が市から届くことになり、精神的に負担と なる。また、毎年年始に行う時効処理の対象となる者の多く が、全部支給停止であることを理由に現況届を提出しない や公示送達を用いて、被実に受領して正むらう 必要があり、職員及び対象者にとって心理的負担や事務負 担が発生している。	これまで生じていた受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなる。		浜市市県市市市市市市市市市市市市市市市市市、、、、、、、、、、、、、、、、、、	○当市においても、過去に受給資格者が何ら資格喪失自己都合き合む)を申し出たが、受け付けられない事例があった。また、名和年度の時効による児童扶養手当資格喪失者(今和全度現別居未提出者)は7名であった。全員に対して現況届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令も行った。つめ、2000 ところである。 ○全部支給停止対象者からの現況届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令も行った。である。 ○全部支給停止対象者からの現況届の提出率が低いにも関わらず、都度催促の案内を送付する事務負担および対象者の精神的負担は大きいと感じている。また、過去に責格喪失を希望する者に対し、制度してきないと同診、受験者の意思に沿えなかった記録がある。 ○当市においても、所得制限により今後全部支給停止が稼ぐと見込まれるため資格を喪失したいという受験資格者や、全部支給停止はたらずも経済的に安定してきたいを単分を対している。時効消滅を待つう資格者失存するが、別辺屈等の提出業所のに安定してきたか手生を受給せず自立をしたいといった申出が見受けられる。現在制度上、資格者本人の申出による資格喪失にを対した。時効消滅を待つう資格者も存在するが、別辺屈等の提出業内の中出による資格要失けら見込みがほぼぶい全部を停止している。○当市でも、毎年、就業等による所得制限の上限を上回らために支給を受ける見込みがほぼぶい全部を発した。時効消滅を持つう資格者が、書類提出をしないことが多い、そのため提出されない場合の管促を行うほか、資格者的は単位です。権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や管促はなされるため、同様に心理的資理や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、未入意思による資格要をが必要と考える。 現況届を提出がで、信料の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付い管促はなされたら、同様に心理的資理や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、未入意思による資格要をが必要と考える。 の当市においても同様の事所があり、表を提出が表しまりを確まが得かまから、の場合をあっても自治体を対しるものまでは、対策などのでいる世帯を持ているが、それでも中には仕事の都合上来下が難しいの発音に対しては、窓口運食を検しれているが、発生している。の場前を持ている。の場前を持ている。では多な様を表を着望する声が良を持ている。の場に表がしまれても、現況届を提出を表望する海が負を持ている。のとの場においても、現況届の替促状を行を行わなければならず、資格者のり理的負担を表が見としている。の会と対ななど、自治体の多大な事務負担や要給資格者の中には、毎年度、所得制限度額を提出しなければならなが発生している。の会と対なをといれる見かがまたが、現況届の替促状をび換生している。の全部が実後権の変れるといれました。対域を持ているが、現場を表を指定している。のと当が実施を見ましている。の発覚を表を対しないている。のと思れるといの場では表が表がしたいため、現況届の替促状など、自然を表が関しましましないないでは、現況を提出しなければならなが発生としている。のと思れる資格要とといている。のと思れる意味を関いまため、現況の管理が表が表が表が表が表が表が表があると思れる。ののと思れる意味を使じないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
児童扶養手当受給者の負担の軽減を図るための方策を検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。	本提案は、「児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の「現況局の取扱い」」ではなく、受給者本人や扶養義務者の所得により、今養生業・芸術を受ける見込みのない受給者が自ら資格要失手続きを行う手続きを可能とすることを求めるものである。現行の児童扶養手当制度においては、受給者本人の申出による資格要失は制度上存在しておらず、法第4条に該当しなくなった場合や時効消滅の場合に限られている。全部支給停止の場合であっても、自治体は毎年8月に現況届に関する書類を送付し、現況届未提出の場合には替促を何度も行うほか、受給者は提出のために仕事を休み、平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が生じている。「令和4年 地方分権改革に関する提来募集」において、「児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること」に繋がなされているが、この場合でも、各種必要書類の提出に併せて、「平成28年6月16日付雇児福発0616第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局現に提出する必要があり、特に全部支給停止受給者の心理的負治体に提出する必要があり、特に全部支給停止受給者の心理的負治はた提出する必要があり、特に全部支給停止受給者の心理的負担に大いと考えられる。提案が実現すれば、受給資格者のみならず、各地方自治体の事務作業の効率化にもつながることになる。受給資格者および自治体職員の負担を少しても減らすべく、前向きな検討をお願いしたく、以上の点を踏まえて、受給資格者が発望する場合には、受給資格者自ら喪失手続きを可能とすることについて、御検討いただきたい。		

告押		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
12	三島市	せ機能の利		プッシュ通知機能「マイナポータルお知らせ機能」について、個人番号利用事務以外の事務でも利用可能にすること	ば、新たなシステム導入も不要で早期のデジタル 化の実現が見込める。また、スマートフォンにブッシュ通知が届き、内容を確認できるため、住民の 利便性向上が見込める。	デジタル庁	宮坡県、羽	
13	石川県	に関し住所体と関し住所を単の情報の情報の情報のは、他の情報のは、他の情報のは、他の情報のは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の	しながら、各種手続きを 改善するなど、効率的・		報を、住所地の自治体と里帰り先の自治体との間	庁、デジタ ル庁		〇当府においても、要支援の妊婦について里帰り先の医療機関と住所地の自治体間での連携に困難が 生じる事例があることから、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との情報共有・連携を図る仕組みの 構築は望ましいが、マイナポータル等のデジタル手段活用にあたっては、タイムリーな情報共有・連携を 実現できる運用体制等のソフト面の整備も必要不可欠となる。また、里帰り妊婦が産後ケア事業を利用で さないという事例も生じており、住所地と里帰りたの自治体間の情報共有に加えて、産後ケア事業等母子 保健サービスの広域利用ができる体制整備も必要だと考える。 〇出陸・子育では授交付金の給付事務において、対象者が自治体間を転出入した場合、転出先の自治 体において、適去の面談の実施有無や受給歴の地種ができず支援事務の煩雑さを招いている。左記に 加えて転出入情報の確認も実現できれば、円滑な事務が可能となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
公共サービスメッシュについては、令和7年度中の実装時において、個人番号利用事務での利用に制限されない、お知らせ通知を実現する情報連携基盤の機能も保有する予定で現在検討を進めております。マイナポータルでは、この公共サービスメッシュとの連携に向けた対応を進めており、対応が完了すれば自治体からも個人番号事務に限定されないお知らせを送付できるようになる予定です。	サービスを提供する際は「マイナポータルお知らせ機能」の上位互換となるよう、次の機能搭載を要望する。 ・住民がスマートフォンとマイナンバーカードのみで利用登録できるこ		
治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。 【デジタル庁】	里帰り出産等で妊婦が自治体をまたいで移動する場合、その情報を体系的に把握し、居住地以外でも適切な支援が受けられるよう、統一した仕組みづくりが必要であると考える。 本提案は、マイナボータルをはじめとするデジタル手段の活用による仕組みの構築を求める提案であり、支障解決に向けての具体的な方策案等があれば御教示いただきたい。 なお、本提案については、内閣府の規制改革推進会議第10回人への投資ワーキンググループ(令和5年3月31日開催)でも提案し、令和5年6月16日付けで閣議決定された「規制改革実施計画」において各省庁が取り組むべき内容が明記されたところであり、当該計画に沿った形で、自治体をまたいだ切れ目のない支援体制の構築に向け、より具体の取り組みを進めていただきたい。		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係 や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理	田井夕	提案事項	求める措置の	目体外が主座車向	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
	足利市	給有有人は一般である。	の実施要領の取扱いにでは での間(第2の7)」では 大小一ムに入り組 大小一ムに入り間が 大小一ムに入り間が 大小一ムに入り間が 大小一ムに入り間が 大小一ムに入り間が 大小一ムに入り間が 大が近にかられた ががほせるが、 大がは、 大がな、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 大がは、 にいまいる。 大がは、 大がは、 大がは、 にいまいる。 大がは、 にいまいる。 大がは、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 大がな、 にいまいる。 にいる。 にいる		施機関が引き続き実施責任を負えば、受給者の保 護の継続性や安定性に繋がり、移管先福祉事務 所への生活保護の再申請等の手続きも不要となる ため、市民サービスの向上となる。また、保護の実 施機関が、介護サービスの向上となる。とか、自治体の有料を し業務の効率化ともなる。さらに、自治体の有料を 人ホーム等の所在数の多寡による財政負担の偏 りの是正にも資するものとなる。		崎市野市市市県市市市県県、市大学、市市市市市県市市市市県市市市市県市市市市県市市市市県	の変更等の手続きが頃雑となっている。転入元が遠隔地である場合などはこの傾向が顕著である。各保 険制度(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険)においては住所地特例があるためこのような問題は生じない。生活保護制度においても、老人ホーム等特定施設ではないサービス付き高齢者住宅等を含む)への入居等による転入に対しては他制度における住所地特例のような枠組みを用いて、保護の実施責任を従前のとおりとすれば、業務の効率化とともに自治体の有料老人ホーム等の多寡による生活保護費の偏りの是正に資するものと考えられる。 〇当県内の自治体では、本事例の提案当位策前の保護実施機関が保護を継続している。都内含含む都市部では、生活保護で入所できる有料老人ホームに入所するケースは多くなっており、当市としても生活保護の改正意見で同様の提案をしている。 〇当市には有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が計15件あるが、令和5年4月末現在、被保護者の約12%がその入所者であり、財政負担の偏りが実感されている。 保護者の約12%がその入所者であり、財政負担の偏りが実感されている。 また、他の実施機関が一切の事前連絡なしに特段の理由なく当市の当該施設に被保護者を入居させたり、新規に開設した当該施設が空室を埋める意図で系列施設の被保護者を不要に移しかえたりと、保護の主旨に即していない。関係者の都合での入所・転所もままある。 〇当市における有料老人ホーム数は、概ね各行政区の規模に応じた立地となっており、具体的な支障事例になるような施設所在地に被保護者が集中し、他自治体からの移管によって被保護者の介護保険制度の保険者が住所地特例により従前の住所地となっているために介護扶助の認定等に係る事務が填雑になっている等の事例がある。 ○都内の保護の実施機関においては、都外や郊外の有料老人ホーム等に入居する被保護者も多い。しかし、実施責任の移管に至らず、従前の保護の実施機関が継続して実施責任を負っているケースが多い。結果として生活保護法第19条第1項に反する状態となっている場合があるが、本提案が実現されれば、この状態が解消される。
16	足利市	の添付書類 (鑑札及び 注射済票) の原本提出	項に基づく犬の死亡届の 添付書類である鑑札及 び注射済票については、 原本提出が義務付けら れているが、これらの電 子データでの提出を可能 としてほしい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平は、14年法律第151号)に基づき、国の行政手続については、オンライン化が原則となり、当市においても終務省が策定した、「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続のオンライン化に取り組んでいるところではあるが、犬の死亡届は、添付書類の鑑礼及び注射済票について原本提出が義務付けられており、オンライン(大の死亡届)に高いての申請とといてデジタルで完結する)が家現せず、利用者にとつては、現状の運用(紙申請)より大きなメリットを感じることが難しく、オンラインを推進していく上での大きなハードルとなっている。 職員側の事務処理に関しても、郵送等により提出される。 根太の江東対済票原本と申請書(オンライン)を突合する作業が発生してしまい、通常の運用(紙)方法より余計な作業工が発生してしまい、通常の運用(紙)方法より余計な作業工また、現状の運用において、返却された鑑札及び注射済票は大の登録原簿との突合終了後、破棄しており、返却がない場合でも、特段支障はない。	となれば、利用者にとっては、行政機関に出向かず、郵送等の対応もすることなく一度のオンライン申請で手続が完了するため、当該手続のオンライン化に大きなメリットを感じることができ、職員側としても、オンライン上での事務処理が可能となり、事務の効率化が図られることになる。		木市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	○狂大病予防法施行規則第8条第2項の規定に基づく犬の死亡届時の鑑札及び注射済票添付、及び狂大病予防法施行令第二条の二第2項の規定に基づく犬の登録変更時の犬の旧所在地を管轄する市町存長が交付した鑑札と引換えについては、その規程の存在により窓口・勘送等での手続きが発生し、法を順守した形での行政手続きのオンライン化の妨げとなっており、総務省が策定した「自治体DX推進計画」が推進されない要因とかっている。電子データでの提出を可能とすることで、市民と行政機関ともに事務手続きの簡略化・電子化の大きな思恵を受けることができるため、制度の改正が行われる必要性が高いと考える。○同法施行規則第9条第2項の規定にある「正当な理由があるときは、この限りではない。」の具体的なガイドラインを示し、所有者及び犬の認証方法の効率化を図っていただきたい。

# the least option below	将中国体化での日報	MANUFER PROPERTY OF THE PROPER	<b>地土上団体がこの英</b> 屋
各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
観点、実務を行う上での分かりやすさの観点を踏まえると、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定		サービス付き高齢者向け住宅等は、入居後ほぼ確実に介護サービス の利用を伴ったり、生活保護を前提として利用料が設定されていたり と、事実上被保護者かつ要介護者の受け入れ先となっている面が多	
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定により市 町村長が犬の所有者に交付する艦札は、犬1頭ごとに、同項の登録	狂犬病予防における鑑札及び注射済票の重要性は十分承知してい るところである。	_	
を受けている証として交付しているものである。また、同法第5条第2 項の規定により市町村長が大の所有者に交付する注射済票は、犬1 頭ごとに、同条第1項の予防注射を受けている証として交付している ものである。 鑑礼は、同法第4条第2項の原簿と併せて、当該犬の所有者等を速 やかかつ明確に把握するためのものである。また、注射済票は、当 該犬が狂犬病の感染源となるおそれがないことを速やかかつ明確に 把握するためのものである。 なお、狂犬病の発生を予防し、まん延を防止するため、鑑札又は注射 済票を着けていない犬は同法第6条第1項の規定による抑留の対象 となる。 また、犬が死亡した場合、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省 令第52号)第8条第2項の規定により、同条第1項の犬の死亡の届出 とともに、当該死亡した犬に交付された鑑札も併せて返納を求めてい	例として挙げられている転用の懸念については、狂犬病予防法施行規則第8条第2項の規定により、返納の例外が設けられており、所有者が鑑礼及び注射済票を紛失したとして虚偽により返納しない場合でも起こり得ることであり、電子データ以前の課題と認識している。仮に転用があったとしても、狂犬病の予防注射は毎年度接種することが義務づけられており、注射の接種を受ける際や注射済票の交付申請の際、あるいは注射未接種の場合の接種動奨を通じて登録の上正が可能であるため、原本提出規制を緩和したとしても狂犬病予防法の制度趣旨を大きく乗損することはないと思われる。このため、転用の懸念については今回の提案趣旨とは別に考えていただきたい。 今回の提案趣旨としては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関いたきなが、ないは、情報通信技術を活用した行政の推進等にファストを実現せず、オンライン化することは、利用者及び自治体職員にとっても、大きなメリットを感じることができず、オンラインを推進していく上での大きなハードルとなる為、規制緩和について検討いただ		
版計的よい場合「国際協同人は国際に対象がある。 防注射未接種の犬に転用される等、上記の制度趣旨が没述される事態も想定される。 以上を踏まえると、御指摘のように、鑑札及び注射票について、添付を不要とすることや、電子データでの提出を可能とすることは困難であると考える。 なお、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第 39条の7第2項の規定により犬に装着されているマイクロチップが狂 犬病予防法における鑑札とみなされている場合には、狂犬病予防法 施行規則第8条第2項の規定による鑑札の返納は当然不要となる。 引き続き、狂犬病予防法に基づく適切な事務の実施に御協力いただ きたい。			

告 理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
17	長崎市	婦福祉資金 貸付金に係 る債権の放 乗が可能で あることの	いて、事実上回収見込み がないと判断される場 合、地方自治法第96条 第1項第10号及び市の 債権管理条例に基づく債	【提案の背景】 市債権管理条例(以下「条例」という。)においては、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、権利の放棄に係る規定を設けている。 母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される償還免除のほか、条例に基づ権利的放棄を行うことは、地方自治法に裏付けされた法令に基づ、猶正な処分と考えている。上記により、条例による母子父子寡婦福祉資金貸付金の権利の放棄は、適正な処分と考えているが、厚生労働省に確認を行うも、明確な回答がない。 【支障事例】 当市において、債務者及び保証人等が無財産や生活困窮状態のものや、接触に長期間努めても消滅時効期間内の完納に結びついていないものなど、法的措置を行うても今後回収の見込みがない債権を、破産免責がなされら的整理を行うことができない債権を、破産免責がなされら的整理を持つことができない債権を、破産免責がなされら的整理を持つことができない債権を、破産免責がなされら的整理を続けており、事務の非効率化を招いている。 【中核市の状況】 令和4年8月に中核市照会を行ったところ、当該貸付金返還金において、条例による債権放棄を行ったとがあるた。	事実上回収できる見込みがないと判断される債権 を一定の要件のもと放棄することで、債権管理事 務の効率化を図り、回収可能な債権に注力するこ とが可能となる。		福谷市県市市、長豊広高松野田島市	応じない滞納者に対しては、弁護士に委託して債権回収を実施しております。弁護士により回収ができな いと判断された場合は、当市債権管理条例に基づき、債権放棄を実施することとなります。 〇提案内容について、適正な債権管理上重要なものである。 さらにいうと、本債権について、都道府県(指定都市及び中核市を含む。(以下「都道府県等」という。))で不
18	長崎市	過払い返還 金におけした 債権に対し 行うべき措 置の明確化	ば債権放棄の対象となるような、生活保護者から 返還させるという債権の 独自性を鑑み、一定の要 件の下、長期化した債権 にかかる「全額回収以外 のゴール(債権放棄、停	・生活保護の過払い返還金については、本来債権放棄対象となるような対象者から長期間の分納を履行をさせる必要があり、債権管理が長期化せざるを得ない。・同債権は、ほぼ無資力の者から長期間の分納履行をさせるケースがほとんどであり、分納不履行の場合も一括請求や法的措置ができないことから、実態としては履行延期の特約を取り消したとしても、再度承認せざるを得ず、債権管理が長期化している。・自治令171条の7は、当初の履行期限(もしくは最初の履行期限(もしくは最初の履	事実上回収できる見込みがないと判断される債権を国の示す一定の要件のもと、放棄や免除することが可能となれば、債権管理事務の効率化が図られ、回収可能な債権に注力することができる。全額回収できずとも、明確なルールの下で国庫負担金の精算対象とすることができる。過度の財政負担を回避することができる。		台市、多賀 城市、藤岡	のようなルール作りを検討する余地はあるものと考える。 〇当市でも、法68条返還金について、資力が無い滞納者が履行延期申請をした上で何年間もの長期間 分割納付を繰り返している事例は散見されており、提案市様同様、ゴールの見えない債権管理をせざるを 得な、毎年、債権の件数は増え続けている状況である。 〇当市においても生活保護費の過払い返還金において長期化した債権が生じているところであるが、債

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
地方自治法(昭和22年法律67号)第240条第3項において、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、(市影)当該債権に係る債務を免除することができる」とされている。また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の7において、普通地方公共団体の長は、同令第171条の6の規定により履行延期の特勢等した債権について、「当初の履行刑限から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権(中略)を免除することができる」旨が規定されており、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと自治体が認める母子父子寡婦福祉資金資付金にも合うと表した法令の規定に基づき対応されるべきものと考えており、個別に母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権の取扱いについてお示しすることは考えていない。	地方自治法施行令第171条の7の免除は、その適用が極めて限定的であり回収見込みが無い債権に広く適用できないことから、多くの自治体では、地方自治法等98条 1項第10号の議決による権利の放果又は同条において認められた条例を定め債権放棄を行っている。「条例で定める場合」として普遍地方公共団体の支給する資付金等につき一定の条件のもと返還義務を免除する場合が、逐条地方自治法等96条十五)の中でも例示されており、条例による債権放棄におっては条例に、債務者が破産法第253条第1項等により債務免責された場合や、債務者が破産法第253条第1項等により債務免責された場合や、債務者が死亡し相続人及び租持をが存在の場合など、一定の条件の下で債権放棄がさる旨を規定しており、国においても債権管理事務取扱規則において同様の取扱いがなされている当市が条例に債権放棄を規定する理由は、破産等により法的に債務免責された場合や、債務者が死亡を関立を見限においても債権で基準を規定しており、国においても債権で基準の無いが表別に債権を見期に渡り管理する非効率を避け、回収可能な債権に注力する事務の効率化を図るこを目的としており、地方自治法第2条第14項に規定する「最小経費最大効果」の趣言に治ったものである。本件資付金において、条例による債権放棄が可能でないとない、表別、定例等の特別の定めがある場合を除き、自治体の議会において、議決されなければならないともれており、いずれも国が判断権限を有するものではないとあり、条例による債権放棄が可能である場合は、何らかの法の根拠が示されるべきである。	既に法整備されている条文で対応することというこども家庭庁の見解で納得します。しかし、「支障事例」で提案のあった不納欠損処分をした際の、国庫借入金の取扱いについて、ご教示いただきたい。	【全国知事会】 提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
自治令に規定される徴収停止・債権の免除にあたっては、普通地方公共団体の長の判断によることとされ、また。債権放棄についても、法律、条例等の特別の定めがある場合を除き、自治体の譲会において議決されなければならないとされており、いずれも国が判断権限を有するものではない。			

理品性和	提案事項	求める措置の	日体验水土麻木内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
号団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
聖籠町	トップ特例に	附先自治体へのワンス、い対自治体へのワンス、い対中間・請(以)では、	申告特例の求めは特例対象年の翌年の「1月10日」まで に、申告特例通知書の送付は同年の「1月31日」までに行わなければならないと規定されている。 ※確定申告書の提出等の事由に該当すると、申告特例の 求め及び申告特例通知書の送付がずれもなかったもの とみなされるため、確定申告の開始時期である「2月16日」までには、申告特例通知書の送付を受けた自治体における る処理を含め、特例申請に係る一連の事務処理が完了していることが望ましい。 【支障事例】 当町における令和4年のふるさと納税による寄附件数は、 1~11月においては1月当たり平均1,000件程度、12月は月別で最多の5,171件となっており、多数を占める年末分の寄 的者が申告特例の求めにおいてタイトな申請期限を強いられている。 自治体によっては、年末の寄附に限り、締切までの期間が 短いことによる寄附者からのご意見や事務処理量が増加	地域の実情に即した運用が可能となり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。	終務省	沼市、南魚 沼市、長野 県、沼津 市、城陽	担当職員が出勤し発送対応している状況である。しかし郵便局の土日配達が廃止になったこともあり、 送地域によっては1月10日までに書類の往復が間に合わないケースもある。そうなると寄付者によって 特例制度の恩恵を受けれない場合もあり不利益が生じることにもなりかわない。申請期限を1月10日が 延長することにより、これらの状況がすこしても改善されるのではと考える。 〇当町における令和4年度のワンストップ特例希望は、2.744件であった。このうち、11月から12月のワ ストップ特例の希望は1,638件であり全体の60%程度となっている。日程などの縛りにより、職員が他の
吉桐太沼館渋藤安榛上神甘中町村村か玉明千町町 電中田田林川岡中東野流楽之。大、み村和代、 電川市市市市市市市村村町町条編片み町町田大 点 31	各種戸部は一般を受け、一般を使け、一般を使り、一般を使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを	住民票等関語では 中の公用請求について、官 公庁が作成する公文書 (請求書)様式の統一化 を求める。	写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。 また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。 上記の公用請求に係る公文書:請求書:様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各土業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求において	認作業等の負担が軽減され、事務の効率化が図られる。 また、公用請求する側においても、形式的な請求 書に必要事項を記入するのみで足りることから、誤りがない請求をすることができ、再度請求をすることができたがなぐなったり問い合わせ対応を減らすことができたり等、事務の効率化が図られる。 さらに、近い将来行政間において住民票等の各種 証明書の内容について電子データでやりとりをす ることになった際には、統一様式を使用することが	務省	後き市市区市豊田市市市市市市市市市市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	○現在は同一自治体内でも所管課ごとに異なる様式となっていることも多く、記載事項の不備や確認・が増える要因となっている。 ○当市においても、公用請求の交付について、請求元市町村への確認連絡に多大な時間を要してい、具体的には、除籍になっている者の附票が必要か否か、戸籍の附票が謄本か抄本か、などの確認連が多く、あらかじめ記載のある様式に統一できれば、事務の効率化が期待できる。 ○「現に請求の任に当たっている者」の職氏名等は請求書に記載されているものの公印の押印が省略れており、また職員証等の写しの添付もないので「現に請求の任に当たっている者」の本人確認に苦な事例が増えている。がたに統一様式をお示しいただ際は「現に請求の任に当たっている者」の本人認を簡易に行えるようご配慮いただきたい。 ○公印省略の動きも散見され、個々の行政機関が、別々にその対応を図る旨の通知文の送付やその広の支障の有無を照会しているので、公印も形式に含めて、省略を認める判断を行うか否か示せれば公用請求事務がさらにスムーズになると思われる。 ○当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要している(請求内容と認から発行まで5分/件、発送前の確認と分/件)。また、請求書の様式が自治体及び省庁によって異り、内容の確認に時間を要している。同一の自治体であっても部局により様式が異なることがあり、影楽の支障となっている。また、昨今のDXの流れを加味したRPA等による証明書類の自動出力を検討した様式が自治体及び省庁によって異り、内容の確認に時間を要する原因や、請求元が求める項目漏れの原因になるなど、円分・務談の支障となっている。また、昨今のDXの流れを加味したRPA等による証明書類の自動出力を検討した様式が自治体及び省庁によって異なることが大きな支障となる。具体的には、様式が異なることによりのCRによる正確な請求書の読み取りが因難となる点。 ○生活保護業務で請求対象者が被保護者本人なのか、生存確認で現在の戸籍や附票だけでいいのかと確を要することもある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
容確認等を行ったうえ、1月31日までに確実にその情報を住所地団体に送付する必要があることを踏まえると、1月10日という申請期限を変更することについても難しいと考えます。なお、ワンストップ特例の申請については、複数のボータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されていますが、この活用により、ワンストップ特例に係る奇附者・地方団体の双方の事務負担の軽減に繋げることが可能であるため、提案団体におかれても積極的に活用していただくようお願いします。	限(1月10日)までの地方自治体の開庁日は4〜5日であるため、期 選を行わない取扱いとしている地方自治体もあるほか、寄附者において申請書類として住民票の取得を要する場合もあり、充分な期間 が確保されていないと考える。 一方で、申告特例通知書の送付期限(1月31日)及び確定申告の開始(2月16日)までの期間は、それぞれ15開庁日及び10開庁日程度をある。当町においては、希望する寄附者への特例申請書の発送準備を休日出勤により対応している状況であり、申告特例の求めの期限(1月10日)までの処理が日程的に最も厳しいと感じている。また、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の活用は、支障事例の改善に一定程度資するものと考えるが、導入の利断は地方一治体にゆだれられていること、最終的には寄附者の選択によるとしてはないものと考える。以上より、申告特例の求めに関する情報を申告特例通知書の送付期限までに確実に住所所在地の地方自治体に対によいている場合の求めに関する情報を申告特例通知書の送付期限までに確実に住所所を地の地方自治体に送付し、任所所在地の地方自治体において特別申請に係る一連の事務処理を適切に実施するためには、申告特例の求めの期限(1月10日)及び申告特例通知書の送付期限(1月31日)をいつまで延長しても実務上対応可能かについて、各地方自治体における実態を適切に出た機会れている名もからには、申告特例の求めの期限(1月10日)及び申告特例通知書の送付期限(1月31日)をいつまで延長しても実務上対応可能かについて、各地方自治体における実態を適切に把握された上で、各期限の延長について、改めてご検討いただきたい。		
する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地 方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえ で必要な検討を行うこととしたい。 (戸籍証明書について)	様式を統一することは、確認箇所の明確化による証明書発行業務の効率化を進めることができると考えている。公用請求における統一様式の利用が進むことにより、全国の市町村の証明等発行担当ることが可能となる。結果として、住民サービスの向上に寄与し得ると考えられるため、積極的な検討を進めていただき、できるだけ早期の実現をお願いしたい。	国、地方公共団体、各府省所管の地方組織だけでなく、公用請求を行う様々な組織(権限、事務を委任、委託する日本年金機構など)も	【全国市長会】 事務の効率化を図るうえで有効なものであるとの意見が寄せられて おり、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理	E =4.2	提案事項	求める措置の	目从处土庄市内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
21	宮崎市	の戸籍証明 書交付に係 る発行抑止 処理の取扱	出があった場合には、翌 開庁日に発行抑止処理 することを許容し、開庁 時間外においても戸籍証 明書のコンビニ交付サー	市町村は、法務局の指導により戸籍届出の内容が証明書に反映するまでの間、証明書の発行抑止処理をするよう球 かられており、当市のみならず、多くの自治体において開庁時間以外の発行抑止処理を実施する体制が整えられず、戸籍のコンビニ交付については開庁時間に限定している。そのため、当市では、住民票の写し等のコンビニ交付サービス時間とあわせてほしい旨の要望が多く寄せられている。 戸籍の信用性を確保するとで、発行抑止処理が必要であることは十分に理解しているが、発行抑止処理が必要なう籍は、閉庁時に届出のあったごく一部の戸籍であり、コンビニ交付を開庁時間のみに限定することは、開庁時時間外に、サービスを受けられない大多数の住民、開庁存及ほしている。また、コンビニ交付は本人等申請しか考えにくく、翌開、庁日に発行抑止処理することが許容された場合において、品出時に「発行抑止処理することは、開庁を及じている。また、コンビニ交付は本人等申請したるため、この間には発行しないでだださい。」など十分な注意喚起を行うことには見いている。で、コンピー交付を利用しなるため、この間には発行しないでださい。」など十分な注意喚起を行っことにより、懸念されるようなことは起こり得ないと考える。平成26年には発行抑止処理の散廃を求める提案があったところであるが、当時と比べ、国民の7696がマイナンバーカードを取得し、コンビニ交付を利用を目に届けられた戸籍について、翌開庁日に抑止処理することを許容し、閉庁時間においてもコンビニ交付サービスが行えるよう検討願いかたい。	便性が向上する。また、全国統一の稼働時間とすることが可能となることから、各自治体において利用者への説明等がスムーズに行える。さらにマイナンパーカードの利活用の拡充により、マイナンパーカードの普及促進も見込める。		市、いわき 市、浜松 市、寝屋川 市、東温	○「翌開庁日まで発行抑止されないため発行しないでください」との口頭での注意喚起でも確かに一定の予防は可能であるように思われますが、限界があると考えます。コンビニでの発行可能時間をサービス時間と今一世ス時間と今一世ス時間と今一世ス時間と今一世ス時間と今一世ス時間を大きないと考えます。といるの証明が指求人に絶対に発行されない仕組み(提案市のおっしゃる、発行可能時間を開庁時間に合わせる制限など)を採用せざるをえないと考えます。○当市においても、住民票の写し等他証明との利用可能時間に差があり、利用者からは利用可能時間を確実するよう要望を受けている。しかしながら、発行抑止を行うにはシステム面や職員の事務権限、配置等課題が多く短期的に実現するのは難しい状況にある。現状においても、本籍地以外の市区町村へ戸籍の届出が行われた場合は発行抑止を行うことができないため、サービス提供市区町村が発行抑止の体制を整えたとしても、届出記載前の戸籍発行を防ぐことは制度上困難である。今和6年3月に広域交付が開始に以降は、閉庁時間帯に他市区町村にて自市の証明発行がなされることから、届出記載前の戸籍発行を抑止することが更に困難な状況となる。ついては、コンビニ交付サービスについては利使性向上並びにマイナンバーカード音及・利活用の促進のため、開庁時間外においても柔軟に交付ができるよう、検討いただきたい。○当市のコンビニ交付サービスについては利使性向上並がにマイナン、一カード音及・利活用の促進のため、開庁時間外においても柔軟に交付ができるよう、検討いただきたい。○当市のコンビニ交付サービスについては利用を持つないでは20時まで行っている。条行抑止処理については、中間外記録行窓口(平日17:15~19:00・土日祝日・100・日記の開設)の職員がその時間まで対応し、平日は1回/日、土日祝日は4回/日処理を行っている。年末年始を除く毎日の対応のため、職員の勤務シフトや人員確保に苦慮している状況。人員確保の面で提案に賛同する。
22	草津市	度における民産学事を受ける。 とり	費負担制度について、従て 前の契禁者を決定して 前の契約業者を決定して の受納算払い方式だけ ではなく、一旦候補補者 へ実力を が大きのである。 に が大きのである。 に が大きのである。 に が大きのである。 に が大きのである。 に が大きのである。 に が大きのである。 に が大きのである。 に は が に が に が に が に が に が に が に が に が に	現行制度では、立候補者が事前に契約業者を決定して事 後精算払い方式のみとなっているため、契約業者以外のセ ルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象と ならない。 【支障事例】 近年はセルフ式ガソリンスタンドが普及しており、現行制度 とそぐわないことから、複数の候補者陣営からも柔軟に対 応できるよう意見をいただいているところである。	者間の選挙運動の機会均等を図ることができる。		ひ市市区市市市市県、大市市区市市市市市県、大市市区市市市市市県、東京市市市市市市県、東京市市市市市市県、東京市市市市市市市市市市市	〇事前の契約業者だけでなく、任意のガソリンスタンドで絵油できるようにすることで、選挙運動における 利便性の向上を図るとともに走行距離や燃料消費量の効率化を進めることで、候補者間の選挙運動の機 会均等や選挙経費削減、環境負荷低減などに資することができる。 〇当区においても、複数の候補者から、近年はセルフ式ガソリンスタンドが一般的な給油方法であり、現 行制度では実態に即していないため、制度を改善してほしい旨要望をいただいている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
ている。 届書の受領から受理までの間に当該戸籍の記録事項証明書が交付された場合、届書の受領の日をもって戸籍に記載されるべき記録事項がないまま証明書が発行されてしまうこととなるところ、このような事態を防止するためには、届出に係る戸籍証明書等の交付抑止処理を届出がなされた後直ちに行う必要がある。したがって、翌開庁日に交付抑止処理を行うことを許容した場合、上記のような証明書が発行されるリスクが高くなることから、戸籍記載の真実の身分関係の要請に応ずることができず、戸籍の信頼性を損なうおそれがある。 なお、現時点においても、本籍地以外の市区町村への届出がなされた場合、発行抑止処理を行うことができない旨の御指摘をいただいているところ、現実の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が極めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届書については、そもそも本籍地に対して交付抑止処理を依頼するために連絡をすること自体が現実的ではない。	籍地自治体へ赴いて取得するか郵送請求して取得するしかなかった ため、抑止処理すべき戸籍が交付されることは多くなかったと考えられる。 しかし戸籍のコンビニ交付が開始された現在では、戸籍関係証明書 をコンビニにて取得できるため、本籍地以外の自治体へ戸籍の届出 がなされた場合、本籍地自治体が抑止処理する前にコンビニ交付を 利用して取得することが可能となっている。 戸籍のコンビニ交付が開始されて以降、本籍地以外の自治体へ届出 がなされた場合の即抑止処理の手段やシステムは構築されておらず、現在、抑止処理が直ちに行われていないが、戸籍の信頼性の確 候に支障が生じていないと思われる。 また、マイナンバーカードを使用した戸籍のコンビニ交付は本人等申 請以外の申請は考えにく、戸籍届出を行った住民に対する十分な 説明を行うことにより懸念されることは起こり得ないこと、住んでいる 自治体によってコンビニ交付を利用できる時間帯に差が生じてしない。 のメリットなどを持ちに対象の自治体の品出がなされた場合の抑止処理が直ちに行われていない現状に鑑み、戸籍の届出がなされた場合 は抑止処理が直ちに行われていない現状に鑑み、戸籍の届出がなされた場合の抑止処理手続を翌開庁日とするよう見直すことなどにより、閉庁時間のコンビニ交付を可能とするよう見直すことなどにより、閉庁時間のコンビニ交付を可能とすることについて、再度検討し	当市は令和5年6月時点で申請率91.7%、交付率77.7%となっているが、市民の利便性向上の観点からコンビニ交付サービスにおける証明書発行手数料を10円とするなど更なるカードの普及に取り組んできた。その結果、令和5年6月末時点でコンビニ交付の証明発行件数が全証明発行件数の約6割を占めている。このような中、当市では、コンビニ交付サービス開始当初から、法務省の指導に従い、開庁時間外の発行抑止処理を実施しているところであるが、戸籍証明書のコンピニ交付サービスについては、発行抑止作業が可能な8時30分から20時と制限をかけている。これは、戸籍証明書り外の証明書の交付	
の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用しており、選挙公営に一定の条件を設け、その枠内において候補者の自由を認めることで選挙の公正を確保することとしている。選挙公営制度においては、ボスター・ビラの作成、新聞広告、選挙運動用自動車などの費用について、それぞれの業者に対し各都道府県等が負担することとしており、金のかからない選挙の推進を目的として、候補者が直接負担することがないようにしているものである。選挙運動用自動車の燃料代については、公金を支出するに当たり、契約届出書、使用証明書、確認申請書等により、契約年月日、契約和相手方、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車の自動車の自動車の目動車の目動車の目動車の目が受収点を上回る得票数を得た候補者について、一定の金額の範囲内に対公公費で負担するものであるため、そうした手続を踏むことなく候補者へ実費弁償することはできない。なお、選挙運動用自動車の燃料代における公費負担については、セルフ式ガソリンスタンドの業務形態をとる燃料供給業者であっても、あらいしめ候補者が後払い契約を結ぶことで燃料の供給を受けることは可能であり、そうした事業者においては、例えば、契約後に発行さ	伴い、市内のどこにいても長距離の移動を伴うことなく給油ができるようになったにもかかわらず、特定の燃料供給業者との事前の契約を結ぶことが必須となり、不便であるという問題提起である。公費で負担するものであるため、一定の手続を踏むことが必要であることは理解できるが、候構者が燃料供給業者と事前に交わした契約書等を確認する方法と、当市が一案として提案したレシート及び当該燃料供給が選挙運動用自動車に使用されたものであることの候補者人人は公証明書を提出させる手続を採った場合とを比較しても、手続の正確性は変わらないと考えられる。 地方選挙における選挙運動用自動車の公費負担については、公職選挙法第141条第8項の規定により、国政選挙の場合に準じて、各自治体の条例で定め、運用しているところであり、国政選挙と地方選挙の取り扱いに差を設ける合理的な理由がないことから、条例に公	あらかじめ候補者が後払い契約を結ぶことで燃料の供給をうけ、給油することが可能であることは承知していますが、実際の店舗に赴いて説明をしても、フランチャイズ店を含む多くの店舗において、本社への許可の段階で承諾を得られないケースが多数ありました。後払い契約を承諾してくれる業者が複数なければ多数の候補者を受け入れできないため、契約できない候補者が発生するおそれがあります。当	

<b>管理</b>	,提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号 団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
23 相模原产	分の認定を 要しない場 合の調査方	社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定するための法律第30百条第2項に規定する障害支援区分のる法へ、当認での方法につい定を要のの明確な定めがなく分の等に対しているため、当認では障害する場合事務負債により扱うこといるため、と変しているため、と変しなり観念方法を関い場合は調査がよりにより、場合は調査がよりによりない場合は調査がよりによりない場合は調査がよりによりによりに対しているためにないました。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定する調査は、障害福祉サービの法律第20条第2項に規定する調査は、障害福祉サービにより実施している。日程調整、移動時間等を含め、1件当たり約5時間を要し、申請が重なる時期には申請者が自立る時期には申請者が自然の場合、令和3年度に調査を行った約2,500件のうち、約700件が認定を要しない場合であり、大きな事務負担が生びなる。当市の場合、令和3年度に調査を行った約2,500件のうち、約700件が認定を要しない場合であり、大きな事務負担がとびなる。当市の場合、を要しない場合であり、大きな事務負担が目においても、法令等に基づき、訪問等にて国が示す80項目のとおり聞き取りを行っているところであるが、当該調査項目には認定を要しない場合といる場合で表現を受ける場合で表現を受ける場合で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	き取り等によって調査を実施することが可能となれ は、1件当たり約3時間の削減を見込まれ、年間 2,100時間程度の業務効率化・地方公共団体の事 務負担の軽減につながる。また、利用者が障害福 祉サービスを受けるまでの期間についても短縮す ることが可能となり、迅速なサービス提供につなが		小島市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市、高岡橋崎模木泉岡福崎東、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	○当市においても同様の支障事例が生じているため、制度改正の必要性を認める。特に訓練等給付費の支給に係る利用申請に対しては、障害支援区分の認定および介護の必要性等の判断を調査する必要はなく、一部簡略化が可能と考えられる。 ○障害支援区分の認定を要しない場合の例として訓練等給付があるが、当市においても、この訓練等給付のみの利用にかかる申請件数は年々増加しており、令和3年度に調査を行った1.814件の内299件(16.5%)、令和4年度では1.577件の内317件(20.1%)を占めている。訓練等給付の調査でも区分認定を要しない場合を同様に、平均約5時間程度の時間を要しており、調査件数が多い月では調査員の手が回らず事務負担が大きぐなとともに、速やかな訓練等給付の支援で上でいている。訓練等給付の調査項目内容を簡略化し差別化することで、障害者の希望に沿った訓練等給付の迅速な支給決定に支障がもとした。制度の場合、令和4年度の調査数は347件であり、うち認定を要しないものは83件だった。訓練等給付にかかる調査項目内容を簡略化し差別化することで、障害者の希望に沿った訓練等給付の迅速な支給決定に繋がる。 ○当市の場合、令和4年度の調査数は347件であり、うち認定を要しないものは83件だった。調査日時や場所の調整、調査及び記録の作成を含めると、1件当たりの所要時間は4~5時間を要している。認定を要しないものを利用する場合、調査内容を簡略化することで、以下のメリットが考えられる。①調査時間が短縮され申請者の負担が軽くなる(申請者によっては、初対面の調査を負担に感じる人もいる)。②調査時間が短縮され申請者の負担が軽くなる(申請者によっては、初対面の調査を負担にあいるとで、調査可目を対る(申請者を入の利用できるようになる。当市でも利用者増により、調査等待となり、申請者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定する調査について、調査項目数も多く申請者等への削査取りに時間を要しているケースがある。項に規定する調査について、調査を目数ものを書を担当する申請者等への副音を行ったものであり、調査を担当する市や受託たの職員の負担が過去でについている。ことから、障害を分認でを要しない調査を担当する市や受託たるサービスのみを希望する申請者の副者については、簡略化する必要があると思われる。 ○障害支援区分を必要としていないサービスの申請者に対しても、法令に基づき80項目の認定調査を行っている。日程調整や資料作成も含めると1件当たり約5時間を要している。認定する自20項目の認定調査を行っている。日程調整や資料作成も含めと1件当たり約5時間を要しない場合を記す目の認定調査を行っている。日程調を対すに対している。といるよりに対している。といるよりに対している。といるよりに対しているよりに対している。といるよりに対しているよりに対しているように対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているように対しているよりに対しているよりに対しているよりに対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい
左島市、広島市、広島県	も・子育で支援事業計画 の中間年に おける見直	も・子育ての要素素計画 いて、受けた保護者の認 中間「教育・保護者の認 で医分よみと10%以は、張り の見込みと10%以は、張り かましている場直とが多。 が表 が、電 開としている場合に必を、保育 を が、電 が、で が、で が、で が、で が が、で が が が が が が が が が	育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実積(幼稚園及び保育園等の人園児童数)と教育・保育量の見込み(幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども子育で支援事業についても、必要に応じて見直し		庁		〇自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。また、計画見直しの要否や範囲についても、各自治体の自主判断に委ねていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
援区分認定の実施について(平成26年3月3日障発0303第1号)」に基づき、調査を行うこととしている。一方、訓練等給付費は、介護支援に対して支給される介護給付費とは異なり、障害者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援に対して支給されるもの	は、認定を要する場合と「同等の調査を求めてはいない」とのことだが、以下の理由により、同等の調査が求められるのが現状である。 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「法」という。)第20条第2項に基づく調査は、法施行規則第8条 において、認定を要する場合と要しない場合とを区別することなく、その調査事項が定められている。 ②厚生労働省作成の事務処理要領(介護給付費等に係る支給決定事務等について(令和5年4月改正))及び通知(介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日障発第0323002号))においては、障害支援区分の認定を要しない訓練等給付の申請についても、認定を要する場合と同等の認定調査(事務処理要領第2-1-3-(3)及び通知第四-1-(1)-①)が求められている。 このため、認定を要する場合と要しない場合とで同等の調査を要しないのであれば、法施行規則第8条を改正し、認定を要する場合と要しない場合との調査事項を図りて定める必要があると考える。また、		るものとしか読み取れないとの意見が寄せられており、各自治体が厚 生労働省の見解に基づいた正確な事務を行えるよう必要な対応を
見直している場合や、該当しなくも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」としています。 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、	なる特殊な状況を鑑み、中間年の見直しについて、「必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要に応じて実施」とされ、柔軟な対応を可能とすることが示されたものであると解釈している。 一方で、見直しの方法で示されている「既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」という記載では、中間年以前に見直しを行っている場合には中間年の見直しを行う必要はないこと、また、見直しの基準に該当しない場合でも潜在的な要因を踏まえて、中間年以降に見直す前提で検討することという解釈しかできず、例示としての説明とはいえ、計画期間内の見直しを基本にしていると受け止めざるを得な		【全国知事会】「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

告田		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
	奈 良 市 市	定計き備合方備金助補す 地画体をに創推をか助る はに道行係名道交接直変と 与特別をはついます。	備を行う場合に交付される る地方の創生道整備推進 交付の立ちをできる。 東ではなから当時村への は、当時村への は、当時村への は、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	地方創生道整備推進交付金交付要領第2では、認定地方公共団体である市町村が、認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村を間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付先とするとされている。また、森林法第193条では、「国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政争で定めるところにより、造木及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国費要望を強いられることなく、真に必要とする交付金を国に対して申請することが可能となり、地方 制生道整備推進交付金を活用した効果的な事業 また、都道府県の予算措置やスケジュール等に られることなく、市町村は効率的に林道整備事業を 執行することができる。 対象となる方の市県民税申告の手間が省ける事			○当市でも提案市と同様の課題を抱えている。所得税確定申告書には、第2表に同一生計配偶者につい
	<i>₹</i> √109 114	の扶養親族 等申告書に 同一生計配	円を超える給与所得者について扶養親族等申告 書に同一生計配偶者を 申告できるよう様式の変	は、同一生計配偶者を有していても、配偶者控除は適用されい。この場合、同一生計配偶者が障害を有する場合は 北ない。この場合、同一生計配偶者が障害を有する場合は 共養控除等申告書の障害者控除に関する欄に同一生計配 偶者について申告できる。一方、障害を有しない場合は当	や、市側も窓口での説明や市県民税申告書の受理、入力作業が省略できる。 年間200件程度発生している市県民税申告は、1件 あたり、20分程度事務処理にかかっているため、 20分×200件=4,000分の事務時間の削減ができる。	生労働省		て申告できる様式となっているが、給与所得者の扶養控除申告書には障害のある方を除いては、記載欄

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
る都道府県の負担を求めているとともに、都道府県を通じた間接補助としている。 また、平成17年の地域再生法成立に伴い創設された当該交付金の 林道整備支援については、地方公共団体からの強い要請により、市	て予算化されることから、現行の間接補助の仕組みでは、市が予算 化を進めても、県の予算化がボトルネックとなり、県予算の範囲内か		【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。
の規定により、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の長が交付しなければならないものとされているところ。 一方、ご提案の「所得課税証明書」については、各地方団体が行政サービスの一環として、条例等に基づき発行しているもので、発行に係る手続等についても、地方団体によって独自に定められているものと承知している。	件等の多岐にわたって利用されている。この点から所得課税証明書 は、各地方自治体の行政サービスの一環ではあるものの、この国の 社会基盤の一端を担っているといっても過言ではない。 今回の事例で、同一生計配偶者の所得既税証明書を必要とする手 続のうち最も多いケースは、健康保険の扶養審査において被扶養者 として同一生計配偶者の所得を確認する場合である。健康保険の扶 養審査は毎年行われる場合が多いため、毎年最新の同一生計配偶者の所得課税証明書が必要となる。このため、同一生計配偶者の所得課税証明書が必要となる。このため、同一生計配偶者の所得課税証明書の発行に当たり、合計所得金額が1,000万円を超える 納税義務者又は同一生計配偶者のいずれかの方に市県民税申告を 行ってもらう必要が生じている。この対応に納税義務者側も市側も多 大な負担を強いられている。 「個人住民税の課税を行う際には直接必要のない合計所得金額が 1,000万円を超える納税義務者に係る同一生計配偶者の情報を申告 させること」については、確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項機にて住民税に関する事項として記載できることを踏まえ、こ	所得課税証明書に関わる根拠等については国の回答の通りであるが、この所得課税証明書を行は個人住民税を課税している全国の市断村で行われている行政サービスであり、措置されることで多くの市町村で移該当する限者にとって負担軽減になると考える。また、各市町村では、適正な課税のため扶養調査や申告漏れがないように無職無収入であっても申告をするよう依頼をして、申告書を送付するなど煩雑な事務を行っている。所得税能定申告書の第2表「配偶者や親族に関する事項」欄では、住民税列で「同一」を選択できるようになっており、これと同様に総与所得者の扶養親族等申告書か給与支払報告書に「同一生計配偶者」であるとわかるようにチェック棚を設けたり、摘要欄に記載していただけるようになれば、迅速かつ効率的な課税事務に繋がることになると思われる。【「熊本市】 合計所得金額が1000万円を超える納税義務者に係る同一生計配偶者の情報は、個人住民税の課税を行う際には直接必要のないものであるため、地方税法施行令の改正は適切ではないという国の見解は同意するところである。しかしながら、実態として、融資や実空金の申請等の手続きによいて、所得証明を必要とする事案が多数発生して、	

告:	<b>#</b>	<sub>2</sub> 提案事 <sup>3</sup>	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	曹 団体	名(事項名	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
28	大府市	が価しに場る間の場合に場る間の者へのある。	E 知事が不動産の価格を 決定し、同条第3項の規 に定により市市村長に通知 にたときは、改業、損壊る を したときは、改事情がある の他特別の事情があな取 規 に対する更正の時効 経過前後に対する更正の時効 経過前後に関わらず、務 経過前後、の納税義が、務	地方形法第73条の21第2項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定し、同条第3項の規定により市町村長に適知したときは、同法第409条第2項の規定により改築、損壊その他特別の事情がある場合を除き、当該通知に係る価格に基づいて不動産の評価をしなければならない。【支障事例】 税理士法人や弁護士等を代理人とした家屋評価調書等の開示請求や価格の修正を求められることがある。しかし、そのような家屋は、非木造家屋かつ大規模なものが多数であり、各道府県と各市町村との役割分担にもよるが、当市においては道府県で評価計算したものが大半を占めている。【制度改正の必要性】	公金が適切に管理されるとともに、説明責任が果たされ住民の行政に対する信頼が損なわれるこ がななる。 保管資料等から評点項目、補正係数等の採用根拠を推測することや、開示請求に対応することに時間を要することがななり、行政の効率化につなが		王子市市市市市市市市市市市市市市市市市、松橋田谷田陽村。城橋田谷田陽	○各都道府県と各市町村が家屋調査・評価を分担し、重複調査の解消による納税義務者の負担軽減と評価事務の合理化を図るため、合同調査を実施している。当市においても県が評価するのは大規模な非木造家屋となるが、評価方法が異なること(県は明確計算、当市は不明確計算、またまか算り、また県が経の時効にかかわらず、建物の存続する限りその説明責任の義務を負うことを県職員にも強念職してもらうことで、より県市一体となった評価連携ができると考えられ、また根拠資料等の適切な保管や開示請求に対応する時間を要することがなくなり、業務の効率化につながる。 ○県税事務所で評価された家屋において、納税義務者からの照会があった場合には、課税庁である市に説明責任はあると承知しているが、課税庁に責任の全てを委ねている今の現状には少々疑問を感じている。家屋を調査し評価者としての責任の所在が県税側に多少なりあるべきと常々感じていたので、本事案については勤及び検討をしていただきたい。 ○当市においても、税理士法人等を代理人とした家屋の課税根拠資料の請求を受け、非木造の大規模家屋であったため県税事務所から通知された資料を回答したことがあるが、そこに記載されている内容以上のことについては市では回答することができない。 ○当市でも県が評価した家屋について、弁護士を代理人とし、評価調書の誤りを原因とした評価額の修正を求められた事例があった。ののため県への修正申入れの内容の適否を判断するよう依頼したが、当初は、「県は新築から5年以上経過した物件について正式に再評価することはできない。」と断られた。その後も協議を重ね、約10か月後に文書で見解を出してもらったが、県はあくまで不動産取得税のための評価事務しが行わないとの原則は変えていないので、今後も日間の申入れや書査の申出があった場合に表期間の協議を余儀なられるのではないかと危惧している。裁判例でも、道府県職員の過失により過大な価格を市長に通知、執税者や損害をといて、金を関係の責任について建物の存する限り県たすよう、法で明確化すべきと考える。 ○近年多くみられる税理士法人等が代理人となり、固定資産評価額の審査請求を行う場合、大規模な事業所等がターゲットとなるため、これらの家屋の調査及び評価計算は都道存県税事務所が行っていることがほからが高ととから、都道所県が定める評価基準に基づいて実施するが、課税庁の数量に終わる。評価者といである。評価者といて表めら、記述の情報を関することが、非常に困難な状況にある。調査と評価計算等を実際に行った課税庁が説明を行うことで、正しい評価内容を伝達することができると期待される。
29	大府市	内でアクラ ポニックス 実施可能 するため 農業用施		【現行制度について】 農用地区域には、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設を設置することができるが、「養魚施設」は農業用施設に該当しないこととなっている。また、混在施設(1個の登業物の他の工作物で農業用施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設)の用地は、農業用施設所地にはなじまないものとされているため、水耕栽培施設を観み施設を観み危わせたアクアポニックスの施設は農用地区域に設置することができない。 【支障事例】 ・ (支障事例) ・ (支障事例) ・ (大田・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・伊藤・	るようになり、農地の活用と新規事業の参画による	農林水産省	宮城県、川	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
	及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要が るとさは、評点基準表について所要の補正を行い、これを適用する ことができるものとすること及び「補正項目について定められている 補正係数の限度内において処理することができないものについては、 その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超え て補正係数を決定するものとすることが規定されており、実際に所 要の補正」や「補正係数の限度を超えて決定」しているものもあるため、道府県の不動産価格の決定の詳細について市町村が説明する ことは困難である。 したがって、道府県知事が不動産の価格を決定し市町村長に通知した場合における固定資産税の納税義務者への説明責任主体は、市町村ではなく道府県にあることを明確化されることが理想であるが、 説明責任主体の明確化が困難ということであれば、地方団体の実売 上の課題を確認していただけるということであるため、市町村の東見 を正確に把握され、市町村が説明責任を果たす上で必要な事項について整理し、それに関する資料を道府県から市町村へ提供するよう 周知することを検討いただきたい。	ことだが、平成20年代後半以降、都道府県が評価した価格に対する 審査申出等が行われる案件が全国の市町村に生じており、喫緊の課題となっている。 また、審査の申出については、新たに価格を決定・修正し、課税台帳 に登録したとき以外に3年に一度の評価替え年度に提起することが できるため、現在、令和6年度の評価替えに向けた都道府県評価案 件の課税資料請求が数多く行われている。代理人となる税理士法人 や弁護士等は都道府県評価案件を数多く取り扱い、その評価方法を 熟知し、都道府県との争訟を経て、市町村に対し申出や申入れを 行っていることが多い、市町村は、実際に評価を行っておらず都道府 県が評点付設したもの(課税庁の裁量によるものも含む)を推測によ り弁明しなければならず非常に厳しい状況にあり、説明責任の履行 において支煙が生じている。	
要な「水耕栽培施設」等の農業用施設については、これらの農業用施設の用に供される土地を農用地区域の農用地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない土地に計画的に用途を区分し定めた上で、配置することとしている。	易に農地へ復元できることが要件となっており、コンクリート打設などをすることができない。実情を鑑みると、閉鎖空間で生育環境を制御して農産物等を安定的に生産するアクボニックスを本通知の対象とすることは難しいと考えている。アクアボニックスは魚の排せつ物を肥料として水耕栽培を行うものであるため、総合的・実質的に判断して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第1号の規定にある「植物工場」に該当する農業用施設として扱うべきものと考える。第1次回答にある、アクアボニックスを農業用施設として取扱うことが困難である通知や考え方等があ		

1	管理 番号	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管	<追加共同提案団体及び当該団体	等から示された支障事例(主なもの)>
1	番号	四件石	(事項名)	具体的内容	共体的な文件事例	行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
	7	<b>晶井市</b>	れがある場合性にはいる。 代表になります。 大きないなる場合では、 はいないないでは、 ないないでは、 ないないないでは、 ないないないでは、 ないないでは、 ないないないでは、 ないないないでは、 ないないないでは、 ないないでは、 ないないでは、 ないないないでは、 ないないないないないでは、 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	がある場合についても、 新型コードングリストラードングリストラード 新型コードングスパル急事節的 かけ、大きなでするには、 でするには、 でするには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	障害福祉サービス事業においては、災害救助法が適用された場合、音声通話やSkypeなどによる代替的な方法によるサービス提供が認められている。しかし、この取扱いは災害救助法の適用に至るまでは認められず、災害発生後の数日後に発出される国からの通知を受けて初めて可能となるものである。一方、障害福祉サービス事業は、新型コロナウイルスの委住の緊急事態宣言下であっても事業の継続が要請されているところ、代替的な方法によって通常提供しているサービスを提供しているものと市両村が認める場合に、銀酬算定して差し支えないものとされている(令和3年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について))。	事業所職員が災害のおそれがある場合に事業所まで移動する必要がなくなる。また、利用者は、災害のおそれがある場合でも、自宅等の安全な場所からサービスを受けることができる。また、対面サービス以外の選択肢が確保されることによって、対面サービスの提供が困難な場合においても途切れのないサービス提供が可能となおいても途切れのないサービス提供が可能とな	庁、厚生労	小牧市、 田野県高 市・兵庫 、第本市	
	2 7	<b>畐井市</b>	整備計画と 特定間伐等	と「特定間伐等促進計 画」の一体的策定を可能 とすることを求める。	【現行制度について】 市町村が策定を義務付けられている「市町村森林整備計画」と当該計画に適合して策定することができる「特定間伐等促進計画」について、両計画をそれぞれ策定する必要があるが、両計画の配載事項は、「間伐」、「造林」、「作業路線の整備」に関する事項など一部重複している。 【支障事例・制度改正の必要性】 「市町村森林整備計画」と「特定間伐等促進計画」の2つの計画をそれぞれに策定する必要があり、両計画の一体的策定ができないことによる非効率(事務、人員及び経費負担)が生じている。	計画策定に係る事務、人員及び経費の負担が軽減され、計画策定業務の効率化に繋がる。	農林水産省	3山市、久 一	

At the de L > or the arts Fig. 1	将本団体もこの目標	\$	地大大団体にこの英目
各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
おいては、障害者等に対して提供されるサービスの質を担保する観点から、指定障害福祉サービス事業者は、指定基準を踏まえて都道府県が定める条例に従って、障害福祉サービスを提供することが表務付けられているが、災害が発生し又はそのおそれが生じることにより災害救助法の適用を受けた場合等は、災害の程度等に鑑み、一部の指定基準について、例外的な取扱いを認めており、市町村が避難情報を発令したことのみをもって、直ちに指定基準の例外的な取扱いを認めることは、適切ではないと考えている。なお、御指摘の1月15日付け事務連絡については、災害救助法の適用を契機として発出しているものではなく、非常に大きな災害の場合に、その被害の状況等を把握した上で、障害福祉サービス等の提供の継続性や利用者にとってのサービスの質の確保の重要性を勘案し、できる限りの支援の提供を行ったで、管格社サービス等の提供の継続性や利用者にとってのサービスの質の確保の重要性を勘案し、できる限りの支援の提供を行った場合に発出しているものである。	回答によれば、代替的な方法によるサービス提供が認められるの は、災害の程度等に鑑み貴省が必要であると判断した場合に限られ るとのことだが、この事後対応の方式では、通知発出までの間、利用 者に会って必要十分なサービスが提供されない恐れがある。当市の 提案が意図するところは、災害が発生する蓋然性が高く、対面での サービス提供が困難と認められる場合にも、音声通話やSkype等によ る障害者(別への体調確認や相談支援、安全確認後の適所再開に 向けたサポート等を行うことにより、効率的かつ切れ間のない障害福		
森林経営計画の認定基準となる施業の指針などを定める計画です。 これに対し、特定間伐等促進計画は、特定間伐等の実施の促進に向ば け、区域や目標、間伐や造林を行う主体や実施箇所等を含む個別具 体な計画なので、柔軟な変更に対応するためには、個別の計画とし	「運用上、市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的な策定を妨げるものではありません」と回答があるが、一体的な策定が可能であることを明確に示していただきたい。また、一体的に策定した場合においても、貴省が行う森林整備事業の交付金の対象となるなど当該事業の運用上も問題が生じないように確実に御対応いただきたい。		【全国知事会】「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日職議決定)の趣旨を踏まえ、市町村が策定を義務付けられている「市町村森林整備計画」と当該計画に適合して策定することができる「特定間伐等促進計画」において内容の重複が見られる計画については、抗廃合などの見直しを行うこと。また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#	理品供名	. 提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
33	福井市	整備計画の	成の地域森林計画の変更更な姿変更を受いているでは、 東を守容にかいれていいでは、 がいいては、いいては、のような変更を分においては、いいでは、のような変更をいう。のような変更をいる。のような変ある。林整備計画期間(30日更の場にをといると、 を関する。のようにないないない。 な変更ないないないないないないないないない。 東路上のよりには、 な変とないないないないないないないないないない。 東路上のようにないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林 整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるとき は、市町村に当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を 通知し、市町村は、通知を受けたときは森林整備計画を変 更しなければならないとされている(森林法第10条の6第1	滅される。 計画の変更手続の負担が軽減された分を、学識 経験者や林業関係者の意見聴取などにあてること により、計画内容をより一層充実させることができ る。	農林水産省	都留児	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
整合をとるために市町村森林整備計画の変更が行われている例もあると承知しており、市町村森林整備計画の変更事例について収集し、市町村の負担軽減に向けて、そもそも計画の変更が必要ないと判断されるケースや、計画書の記載内容のエ夫などにより変更が不要と考えられるケースを示すといった対応を検討します。(事前協議について) 市町村森林整備計画の樹立・変更に伴う国(森林管理局長)への事前協議を簡素化についてご提案いただいておりますが、事前協議を行うことについては法令の規定や通知による指導等はないものと考	の変更が行われる場合は、その前に地域森林計画を市町村でも公告・縦覧を行い市民を含めた県民に意見を申し立てる機会を十分に 提供していることから、市町村森林整備計画の変更に伴う公告・縦覧 手続は二重の手続といえるため、期間を短縮する条件を検討してい ただきたい。市町村の負担軽減に向け、変更が必要ないと判断されるケースや計画書の記載内容の工夫などにより変更が不要と考えられるケースを是非明確に示していただきたい。 (事前協議について) 関係森林管理局長の意見聴取ば「必要に応じ、」の要否の範囲を示していただきたい。 また、当市では、都道府県から事前に指導された修正文言どおりの変更である場合であっても、県により膨大な変更資料一式(計画全変である場合であっても、県により膨大な変更資料一式(計画全之ころ。このため、市町村の負担軽減に向けて、最低限必要となる資料の提出(例えば、提出資料を新旧対照表などの計画変更が分かる箇関をが変更内容や地域の実情に応じて可能であることを周知いただきたい。		【全国知事会】「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村森林整備計画の策定 に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能と なるよう見直しを行うこと。 また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべき である。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

理団は名	提案事項	求める措置の	目体的が主座車の	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
号団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
5 中長山戸高 中長山戸高	バーカード の代理人交 付における 本人確認書	理人に交付する際、必要 となる交付申請者の本人 確認書類として当該交付 申請者の親族等(例:同 一世帯員 教法)で会 時間者の顧り真を証明した 書類も認めていただくこ と、交付の理解とがです。 困難な理由として「親族	マイナンバーカードを代理人に交付する際は、交付申請者の写真が表示された書類その他これに類する場合、次院として以下の書類が認められているところである。 ・	難しかった方が、窓口へ出向くことなくカードを受け		川県市市県町市市市市市市市市県市市市市市市市市市市、小仙多秋羽い小前桐三小川山豊亀八寝西五井東糸宮台賀田後か山橋生郷平崎梨橋岡尾屋宮條原温島城、城、き	○交件申請者(高齢)が在宅介護のため外出することが困難である。家族も近に「住んでいないため、在 全介護を代かりに頼める人もいないため窓口で受け取ることが観しい。 ○(事例1)代理ケースが認められる学生は、高校生までであり、大学生は認められない。ただ、遠方に厚住している大学生が多、代理交付を望んでいる事例が多くある。 (事例2)75歳以上の高齢者で、顔写真のある身分証明書を持っている人が少なくかっ介護サービスを 受けず自宅検査をしている場合は、顔写真証明書が用意できない。顔写真証明ができる資格の範囲を 生委員等に拡充していたさきたい。 ○当時においては、交付申請者の出頭が困難であり、且つ代理交付が何をさい場合、職員による出場会、 地質を表している。現行制度においては、結果職員自の増加につながることが懸念される。 別度仮正により上配のような職員負担の経験に繋げていきたいと考える。 ○事例のようなケースは当市で今のところわずかだが今後発生することは想定される。現在は職員の訪問等により対応を予定している。 ○区疫所・支所においては、介護サービスを受けるまでに至っていない高齢者の本人確認は職員の訪問によいより上配のような職員負担の経験に実行でいきたいたまえる。 ○区疫所・支所においては、介護サービスを受けるまでに至っていない高齢者の本人確認は職員の訪問または行きの駐車場等まで車で来ていただき、職員が確認に出向(等の対応をしている。) ○区疫所の予約を吹ってもらうことを実内し、顔写真が住来の場では、場所したが、な皮質のの予りがとかってもらうことを実内し、顔写真がき入他認とはできないかったが、ただか、皮皮所の予約を吹ってもらうことを実内し、顔写真がき入他認とはできないがったが高さまかしている。 ○当市でよ、高齢の交付申請力官が全界の条行(条約)する顔写真の表示がある書類を持つておらえたら、を使がの予約を吹ってもらうことを実内し、初の最近は大きないが、方がのないまがありまから、自動で表がしないからからずめ、各区の職員が一件ずつ訪問して本人確認をしており、現場の負担地となっている。 ○代理人への交付要件、必要な書類が観知され、受け取れるケースが増えてきている。しか、他の表に対しまが出まった。といの表に対しまが出まった。といの表に対している。 ○代理人への変付を体、必要な書類が観知され、受け取れるケースが増えてきている。いか、依然の表に対しているがあり、赤くの差しまが、からとの表に対しているが、人的資源 限りがあり、赤くの二人に対しまです。大理要が作るとしており、現場の書間により法でもしている。 ○代理の主がいまりに対しては、大理を付かできない、必要を書類が協力をのは困難である。 ○の親皮の者護(ため)に単定すると思しているが、大理の方を達事例として追加したい。、事務処理要領においては、申請者本人が15歳未満の者で児童情を持てきることで、生養のによれている場合、他の母の資格を証明する書類及び申請的であるといのよれないまが、表別の事質性を記しているが、表別の事質性を記しているが、表別の事質性を記しているが、表別の事質性を記しているが、表別の事質性を記していているが、大型の事でをと思いため、これに表別されているが、まりに表別がありまれているが、まりに表別がありまれているが、まりに表別がありまれているが、まりに表別がありまれているが、まりに表別がありまれているが、まりに表別がありませている。 ○の表のでは、まりに表別が表別がありまれているが、まりに表別がありました。 ・「はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
不正取得を防ぐため、厳格な本人確認を経て交付することを原則としている。 代理交付にあたっては、なりすまし等を防ぐため、申請者本人の顔写 真付き本人確認書類を求めているが、長期で入院している者や介護 施設等に入所している者、15歳未満の者、在宅介護を受けている者 については、顔写真付き本人確認書類を所持していない場合がある ことを踏まえ、「個人番号カー・顔写真証明書」の作成主体は、なりすまし等を防ぐ 観点から、病院長又は施設長、民法上の特別な地位にある法定代理 人、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長に限っているも のであり、「親族等(例、同一世帯員又は一〜二親等以内の親族)」へ の拡充は難しいと考える。 なお、代理交付が行えない場合であっても、マイナンパーカードを円 滑に取得していただけるよう、市町村職員が施設等に出張し、申請時	親族が作成することは認められないことについて、合理的な理由はないと考える。さらに、15歳未満の者は法定代理人による顔写真証明書が認められているが、高齢者等に比べ来所が容易という場合もあり不公平感がある。 また、市町村職員による出張申請受付については、例えば、住所を自宅等にしたまま施設入居されている方は住所へ転送不要で送る場に入所していないが来庁することができない課題が残り、また、施設等書類を提示することができない課題が残り、また、施設等書類を提示することができない高齢者等においては、市町村では本人が額写真付き本人確認書類を所持しているかどうか等について確認でさないため、出張申請の希望があれば全て対応せざるを得間の増加が職員の負担となり、特に都市部においては明らかに無理がある。 が護サービスを受けていないが出歩くことが困難な在宅の方など、行政が想定できない事情があることを踏まえていただき、顕写真証明書の作成者の要供緩和について検討いただきた。 く交付申請者の出頭が困難と認められる者の要件緩和とく対応する。 ・大藤和子であるとはのが思なる。	民がマイナンバーカードを取得できるようにするため、市町村職員の負担に配慮した方策を提示していただきたい。 【熊本市】 当市では令和5年6月時点で申請率91.7%、交付率77.7%と、ともに頭打ち傾向となっており、残された方が概ねマイナンバーカード保有意思のない方または当該事象対象者と考えられるため、更なる普及促進の妨げとなっている。令和5年3月の事務処理要領の要件緩和において一部緩和されているが、基礎自治体として窓口での判断に困難を極めるケースとなっていることをご認識いただきたい。施設・企業等への一括申請については当市でも実施しているが、施設等・企入らず、自宅での療養または親族介護により出頭が困難である方は一定数存在するため、診断書十年節などでは確認り間能して、頭写真証明の緩和をしていただけると対象やへの申請促進等の対応がで	

ė	垂		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	7.5	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
3	b	たちな ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	より登記事 項証明書等 を取得したいる手続記 でいる手で登記 でいる手で登記 ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる	用については、情報通信 技術を活用した行政の推 進等に関する法律第11 条に基づき、申請人等に 対する登記事項証明書 の添付が各種法令に手続い に範囲が限定されている ため、自治体側が気距時 末によって登記事 事等を取得している手続	行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が	登記事項証明書の迅速な取得と法務局への移動 時間、対影局への往復等に要していた時間が削減 また、法務局への往復等に要していた時間が削減 されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確 保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に 寄与することが期待できる。	庁、法務省	市、三浦 市、福井 市、長野	増えているようで、非常に待ち時間が長く、申請後、数日要することも多いため、運用改善が必要。 ○庁舎一階に窓口があるが公用の取扱いがないため往復2時間かけ公図や登記簿等の公用申請を行っ ている。庁内で連絡を取り合い取りまとめることもあるが急用もあるため効率化できていない。担当課で は、登記申請については、オンライン登記システム及び書類の郵送により嘱託登記を行っているが、登記 完了後は登記済証や確認のための登記簿取得に、やはり他市の法務局へ1往復している。公用請求に よる登記簿等の取得がオンライン化できれば、大幅な時間短縮となり、迅速な対応による市民サービスの 向上にもつながる。 ○各必要書類ごとに申請書を作成し、市長印を押印して法務局に公用請求している状況。 混雑具合によっては当日中に取得できないこともあり、手間やかかる時間を考えると非効率だといえる。 ○成年後見の市長申し立ての際に登記書類が必要で書類取得に時間がかかり他の業務が繁忙となると 手続きが遅れることがある。 ○当市においても、固定資産税等の賦課業務や市税等の徴収業務において、毎日のように法務局に出
3	7 =	<b>-</b> 原市	他の会計職 員について 個別の任命	員の任命について、辞令 形式によらず、規則等で 一定の職にある者が当 然に出納員その他の会 前職員に充てることを可 能とすること。 また、可能であるならば	出納員その他の会計職員については、地方自治法第171 条第2項において「出納員その他の会計職員は、普通地方 公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方 公共団体の長がこれを命ずる。」と定められており、「昭和 38年12月19日 自治丁行秦第38号を都道府県総務部長宛 行政課長通知」により、個々の職員を充て職ではなく辞令 形式により任命することが適当であると解されているため、 個々の職員に対する市長印を押印した辞令(出納員証)を 廃止できない状況にある。	も特に支障がないが、個々の職員への辞令形式を 必須とすると、毎年度辞令(出納員証)を交付する 必要があり、出納員証を対外的に示す機会もな い。		岡市、三浦 市、安来 市、広島	○当市においても、出納員、臨時出納員の辞令形式での発令を異動が生じる度に整理し、実施している 状況。出納員は課長を、臨時出納員は課長補佐を充てており、業務上で辞令を提示する必要もないこと から、規程で充て職として明示することができれば、辞令方式による発令を行う実質的な意味はない。 任命を省略することが可能であれば、事務手続きの効率化により、1人当たり2分の事務作業×200人= 約6時間の作業時間の滅が見込めるもの、さらにペーパーレス化が当たり前になってきている社会情勢を 考慮しても、辞令形式での任命は省略しても良いと思われる。 ○毎年、年度当初に分任出納員300人以上(令和5年は328人)へ辞令(紙)交付と身分証交付(写真撮影 を伴う)を行っており、大変な事務負担となっている。また、年度中の職員の異動に伴い同様の作業が発 生、同時に解任手続きも必要となっている。 ○当市も、出納員等に関する規則を定め、毎年度、各部・課等より、会計管理者に対して、出納員及び分 任出納員の申請があり、会計管理者は市長に対して推薦を行い、辞令の交付をしております。なお、取扱 う内容に関しては、各部・課の業務に対して、内容を告示しています。 人事異動や日納整理期間の時期も相まって、対象者の選定に時間を要することから、辞令の交付や告示 が速やかにできないのが現状です。
33	京堺庫部広関連	。 取都市原建立,最西 原市、、県県広 、、兵和、、域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	おける遠隔 授業に係る	授業学体教育法施行規 別第77条の2に規定する 習に対した。 習に対した。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、 今後、分数室(サテライト)の設置を検討しているところ、下 記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるも の。 ①夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受	間中学設置が推進される。 ②やむを得ず登校できない生徒が、自宅において オンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱 いとなることで、より通いやすい夜間中学となり、入 学者(卒業者)の増加が見込まれる。 また、夜間中学設置推進を図る教育機会確保法 (義務教育の段階における普通教育に相当する教	文部科学省	後町、茨城県、群馬県、三重	○(①、③について)令和3年度の二一ズ調査から、学び直しを希望している方々が県内広域に散在されていることが確認された。当県では、令和6年4月に県中央部に県立で成門中学の開校を予定している。就労されている方など様々な理由がある方でも、距離の・時間かな制約に関かず、サテライト教室等を利用し「学び直し」の機会が得られるよう、夜間中学における遠隔授業の要件緩和を求める。特に、教員免許を持っていない者(サポーター等)の活用を認めるなど、柔軟な運用を求める。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。 【デジタル臨時行政調査会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/(第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12) 【デジタル臨時行政調査会作業部会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/(第19回)資料1 法人ペース・レジストリと制度的課題について(第20回)資料1 法人ペース・レジストリと制度的課題について(第20回)資料1 法人ペース・レジストリと制度的課題について(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について、(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度の計算を開始の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。	デジタル臨時行政調査会作業部会において、2030年予定の登記情報ンステムの次々期更改のタイミングでの完成が目指されているベース・レジストリの整備に関して、公用請求が登記情報の情報連携の対象となれば、職員の業務効率化や生産性向上に大いに寄与すると考えられることから、公用請求による登記事項証明書等の取得に受している負担が軽減されるよう、地方自治体の実情を汲み取得による登記事項証明書の取得に係る地方自治体の負担を軽減する方法が他にあれば、システム整備までの当面の対応として何らかの措置を講じていただきたい。		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国市長会】 多くの時間と人的コストがかかっているため、登記情報連携システムの利用を早急に可能にするよう意見が寄せられており、提案の実現を求める。
出納員は、会計管理者の命を受けて現金や物品の出納・保管を取り扱うほか、その他の会計職員についても普通地方公共団体の会計事務を取り扱う職員であり、地方自治法上、これらの職員を対象として財債責任に係る特別の規定が定められている点を考慮すれば、出納員やその他の会計職員の権限及び責任関係を明確にする観点からも、個々の職員を辞令形式により任命する必要があると考えています。 なお、辞令形式での任命については、必ず紙での辞令交付や公印を押印した辞令書によることを求めているものではなく、例えば、自治体によっては職員が確認可能な庁内情報ネットワーク上に各課ごとの人事異動発令通知書を掲載することにより発令とする取組や、辞令書への公印省略を可能とする取組などが行われており、各自治体の運用により具体的な支障事例の解消は図られるものと考えています。	辞令形式での任命については、御指摘のとおり、庁内情報ネットワー		
	①地方においては、生徒が少数のため、分教室を設置し、教員数が 小規模となることが見込まれる。また、夜間中学は生徒の学習実績 が異なり、一斉授業だけでなく、個別指導にあたる場合(クラス)もある等の理由から、やむを得ず遠隔授業の受信側のクラスへの教員配置が不足することも想定される。類似の事例として、病気療養児や不 登校児童生徒に対する遠隔般育では、受信側の保護者等と連携・協 力関係があればよく、教員は別途定期的に対面で適切な指導を行う ことされていることから、同様の対応を求めるものである。 なお、夜間中学運営にあたっては様々な状況があり得るため、具体 的な教員定数に基づいた議論を行うことは現実的ではなく、遠隔授業 の実施方法の選択肢を増やすことで夜間中学を設置しやすぐすると いう観点から、地方の実情に応じた柔軟な対応を検討いただきたい。 令和4年度実態調を(空部科学省)では、皮間中学に通う生徒で学 齢期はおらず、16歳以上のみとされていたが、それでも指定の通り なきた、夜間中学は元不参校児童生徒が多くなると見込まれ、一時的 に心身が不安定な状態となる場合や、開校時間帯が夜間のため、交 通事情により登下核が困難となる場合など、一般的な中学生と事情が が裏なることから、登校を前提としつつも、やむを得ず登校できない 場合のみ出席扱いとする等の皮間中学の強性に沿った措置を検討 いただきたい。 ③夜間中学にかかる遠隔授業は、遠隔教育特例校制度に基づく、教員 を配置できない学校におけるインフラ的役割を果たすものと考えらる。 よって、①生徒数など変動しやすい項目について、毎年度実施計画 の変更申請を要することや②生徒の保護者(生徒が成入)等による場 年度の評価やその結果公表を要することの必要性が先進的な教育と 同様にあるとは言い難いことから、制度利用の要件を緩和いただきたい。		【全国知事会】要件を緩和できない具体的な理由がある場合にはそれを明確に示すべきである。中学校教育については、柔軟な運用が可能となるよう、人材確保が困難な状況を踏まえ、提案団体の提案を踏まえて積極的な検討を求める。 【全国町付金】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管	理団体	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号	(争填右)	具体的内容		行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
42	大神県府、県山西合 大神県府県山西合	賠償責任共 済の共済推 金の改定に 係る同意手 頻 続の簡略化	(以下「法」という)の規定 に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条 の6の2第3項における 自動車損害賠償保障法 以下「自賠責法」とい う。)第5条に規定する自	時並行で行うことが求められる。 これは、事務の煩雑化を招き、十分な審査期間を設けるこ これは、事務の煩雑化を招き、十分な審査期間を設けるこ とができず、審査における見落としを生じさせる可能性があ り、組合に対し不利益を与えかねない。	事務手続が簡略化されることにより、審査に集中することができ、行政の効率化を図ることができる。		長り果	○当県においても同様の事例が起きており、同意書の依頼を早期に行う必要がある。 の連絡から改定日時までが非常に短く、当県では申請書への押申を必要としているため原本を地域振興局経由で共済組合が提出していることもあり、組合も県も非常に短い時間で事務を行わなければならず、十分な審査期間を設けることができていない。金融庁長官及び国土交通大臣に対する同意の不要または、改定日時までの期間を最低でも2週間は設けていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
は、中小企業等協同組合の共済規約のうち事業実施方法、共済契約 り又は共済掛金に係るものに関し、同法第27条の2に規定する行政 行が変更命令、認可、措置命令等の処分をする際に国土交通大臣 及び内閣総理大臣(金融庁長官に権限委任)に同意を求める規定で ちる。 この規定のうち、内閣総理大臣(金融庁長官)に同意を得ることとして いるのは、責任共済と責任保険の差異によって契約者又は被害者に 不公平が生じることのないよう、責任保険の契約者でも必であり、 事を所管する内閣総理大臣(金融庁長官)を関与させるためであり、 事を所管する内閣総理大臣(金融庁長官)を関与させるためであり、 事を所管する内閣総理大臣(金融庁長官)を関与させるためであり、 第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	その変更が改定後の基準料率と同一の変更であることの確認さえでされば、責任共済と責任保険との公平性を担保できると考えられる。また、被害者保護・自動車検査制度が統一的に行われるよう。国土交通大臣を関与させるとのことであるが、共済規程の変更が共済掛金の変更にとどまる場合にまで関与させる必要性はないと考えられる。協同組合が各都道府県へ行う共済規程の認可申請について、自動車損害賠償責任保険審議会答申で決定した基準料率と相違がない場合は、都道府県から金融庁及び国土交通省への協同組合の申請書の写しが到達した時点をもって同意があったものとみなし、都道府県による協同組合への認可が行える運用を検討されたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

					制度改正による効果			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度以近による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管 ・関係府省		
					行政の効率化等)		団体名	支障事例
45	大阪市、 堺市、兵 庫県、神		入所施設措置費等国庫 負担金」に係る交付要綱 について、提示時期を早	交付要綱の提示について、各自治体は国からの交付要綱の提示を受け、支弁基準等の改定を行っている。当該年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保護単価設定表の作成や精算手続等を行う必要がある。近年は、新規の加減目の追加、金額の変更等も頻繁に行われており、担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度末業務を上産なることで作業面においても非常に未効率な状況が生じたこともある。特に令和4年度については、令和5年3月20日に令和4年度要綱が示されたため、例年以上に業務が集中した上、補正予算対応も不可能なスケジュールであった。また、年度末の提示では、施設側への各種単価の説明などを十分に行うことができず、請求元である施設にも負担を強いている状況である。	設等に対し適正な経費を毎月支弁できるとともに、 年度末から年度初めの業務が軽減され、ミスの減 少につながる。また、予算要求においても、より近 しい年度の基準に基づき要求でき、補正予算等必 要に応じた対応ができる。(現行:令和5年度当初 要求に係る積算は、令和3年度要綱で行う。)		市、長野県、浜松市、豊橋市、高知	○当市でも毎年度末の繁忙期に単価設定表を作成するため誤りが発生している。要綱の早期提示により 処理期限に余裕ができ、確実な事務処理を行うことができる。 ○当県においても、交付要綱の発出遅延により保護単価設定及び措置費支弁業務が短期間に集中して おり、担当職員の時間外勤務時間が極端に増加している。 〇当族年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年度末に年度初めに遡って、保護単価設定表の作成 や精算手続等を行っている。業務が集中する上、要項改正に伴い、新規の加算項目の追加、金額の変更 等があった場合、本来であれば事業者への説明を行いたいが、十分な時間を確保が出来ない。 予算要求に関しても、前年度の要綱で算定し計上しており、補正予算対応も難しいスケジュールである。 〇年度末・年度当初の事務作業の過大な負担となっている。年度末になってから各施設に新しい単価等 を提示し、出納閉鎖までのわずがな期間で清算、支出を行うこととなるため、担当者が連日深夜まで作業 を行っている。施設側の事務負担も大きい。 ○年度末になってから当該年度当初に遡及する改定ゆえ、施設側に以下のような影響が生じている。・新しい加算が確定していなかったことから、年度当初に該当職員を配置できないケースがある。・新しい加算が確定していなかったことから、年度当初に該当職員を配置できないケースがある。・施設門とって、精算による滅額は負担となるため、これを避けるため、不確定な項目については年度当初から請求を控えるところもある。 ・令和4年度においては、定額単価が上限のある実費額に変更された項目があり、年度初めに遡って適用されたことが施設にとって負担になった。 ○ ○ の現状の新要綱発出のタイミングでは、2 月議会での補正予算対応が不可能であるため、過大に予算を留保し、結果として毎年多額の執行残を出すこととなっている。 ○ ○ 交付要綱発出のタイミングでは、2 月議会での補正予算対応が不可能であるため、過大に予算を留保し、結果として年多額の執行残を出すこととなっている。 ○ ○ 交付要綱発出のタイミングでは、2 月議会での補正予算対応が不可能であるため、過大に予算を選定に応じまら担かの連定にないている。

<b>在中心</b> 上。0年1年	担を団体からの目標	14か4回根空間はいこの目標	<b>ルナナロけいこの辛</b> 見
各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付 要綱の単価の改定については、地方公共団体の円滑な事務の実施 に資するよう、毎年度可能な限り早期に提示できるよう努めてまいり たい。			【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

	s IM		担安市环	おめる世帯の		制度改正による効果	制度の記算		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
4		京林家市、大学市、大学市、大学市、大学市、大学市、大学市、大学市市市、大学、大学市市市、大学、大学市、大学、大学市、大学市	認定の等に等にある。	で勤務する保育教諭等について、本来、幼粕資 教前免許状と保育ない。 教前免許状と保育ない。 心るが、平介でで支援条制 皮施行後10年間(令和6 年度末まで)において設 けられている特例措置を 当分の間延長すること。	①効推園教諭免許状又は保育工資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。 ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を経滅する。 しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降る者がもつ一方の免許・資格取得にながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有するるが、大学等において必要な単位を取得に卒業する必要がある。 試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得に対する者は著しく減少す育者と対し、企業を持続しているが、現状においても、幼稚園教諭免費計及び保育之でいるが、現状においても、幼保連携型認定こども助しているが、現状においても、幼保連携型認定こども助しているが、現状においても、幼保連携型認定こども助しているの者が特別措置解除後に片方の免許・資格でも動にするとが望またし間で動作の確保が困難になると想を見ます。ないことにより、今後、幼保連携型認定こども職別もが確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども職別もが確保できないとにより、今後、幼保連携型認定こども職別もが確保できないのでは、分解と連携を記している。本のな手がも動いが確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども関から他の保育所等の移行や開設を阻害・抑制する等の移行が進むをの移行が進むをのでは、対保連携型認定こども固から他の保育所等の移行が進むをのなりにないない。	が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。		市市市県市市県市市、横新長刈大島大熊宮衛海湾野谷阪根村本崎崎	〇当市では公立の幼保連携型認定こども園15園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特にの蔵前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず今和6年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足しいう課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いたい。〇当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。〇既存施設のうち、今後認定こども園への移行希望施設であると考えられるため、円滑な認定こども園を行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。〇本特例措置が解除される令和7年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行が進む要因となる可能性がある。
4	, I,	<b>大阪市</b> 重点18]	居室面積基準の特例に	認定こども園における乳 児室やほふく室、保育 室、遊戯室の居室面積 に係る基準について、市 町村が柔数について、市 質に取り組めるよう。 特他の下で認められてい級有 「面積基準を標準に便り、「国・ 基準を振れ等側指置」という。)に係る期限。廃止を 来める。なお、廃止が難 来める。なお、廃止が難	めに、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。 当市では令和3~4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。 仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なぐされるとともに、待機児童が急	現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または 延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例 措置により入所が可能となっている児童を退所さ せる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニー ズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むこ とが可能となる。	庁、文部科 学省	利,供市, 機, 根, 市市, 地, 長, 熊本本市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
度末まで)としている。幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのごどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。	いずれかしか有しない者は、同認定こども園の保育教諭となることは		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教論等の雇用や園の運営の根幹に関わるため、特例措置の終了期限間近ではなく、早急に措置の延長を検討することを求める。
「従うべき基準」とされている。 他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として限けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることからも、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育で支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重えを移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。	7年間で662億円もの予算を組み、19,783人分の受け皿と保育人材確保のため、ありとあらゆる策を請じてきたが、年々保育ニーズが上昇し、待機児童を含む利用保留児童は毎年2千人起と大変厳しい状況にある。全国的な待機児童は住物日報の観点から政策的目標が既に達成されたとのことだが、当市では特例措置適用要件の待機児童はなお592人いる。しかも、コロナ禍後の景気回復や万博開催に伴う雇用状況の改善による就業者増、大規模マンションの建設状況等からも、保育ニーズは当面高い水準で推移すると考えている。本措置の適用については、児童が安全・安心に過ごせる環境である要件を施設が確認し、届出の上実施しており、また、当市下限(1.65 が人)まで受け入れるのではなく、きょうだい入所や入所待ちの数人の入所等やむを得ない場合(適用実態は1施設平均4人、1歳児平均27㎡/人、2歳児平均1.85㎡/人)であるため、これまで特に問題は起こっていない。また、指導監査時には、定員の厳守や保育内容等を		【全国知事会】 離もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

管理	7.4.5	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
51	小浜市	定対策等に 係る作付面 積等の現地 確認の方法	施要綱に定められている 作付面積等の確認について、現地確認だけでなく、航空写真及び衛星画 像等画像とするよう改正する。	経営所得安定対策等実施要綱により、市町村は地域農業 再生協議会の構成員として、交付申請者から提出された営 農計画書と付付面積等の照合等に係る確認作業を担うこと と定められている。この確認作業については、基本的には 農業共済組合等から増展機大きとして確認し、確認ができない場合は現地確認を行うものであるが、実態としては、 農業共済組合等から提供可能な情報は営農計画書と同等 のものであり、基本的に現地調査を要するものとなっている。 当市においては、毎年度の現地確認について、市職員が 中心となり県、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で 中心となり県、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で 中心を対り県、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で 中心を対り県、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で を施出が大きくなのである。 なお、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払 交付金においては、市町村による農用地の管理状況の確 が表によいては、市町村による農用地の管理状況の確 設について、画像による確認も軒密なれているところ。作付 面積等の確認も画像により可能であることから、経営所得 安定されだ「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にお けるアナログ規制の見直しに関する基本的な方向性にも合 致するものである。	現地までの移動等現地確認に要する時間が削減され、事務負担が軽減できる。 また、同じ農地で年に複数の種類の作物が作付けされる場合に、何度も現地に赴く手間を省いたり、申請されていないが、実際は交付対象要件に合致する圃場の発見にもつながり、時期毎に各農地の		葉市市市市府県、横崎井都庫市、川福京兵熊本市、熊本市	〇当県の地域農業再生協議会においても、毎年、経営所得安定対策等実施要綱に基づき現地確認を行っている。 国の経営所得安定対策等事業推進事業補助金が全国で平準化されてきており、補助金が減少する中、中山間地域が多く、現地確認等に多大な労力がかかっている。また近年、関連の補助事業が増えてきており、事務負担も増加し、運営に支障が生じている地域協議会も出てきている。 〇対象農地である露地畑や水田などの特定と確認には時間と労力を要するため、職員による現地確認に加え、航空写真及び衛星画像等で確認できることは事務の効率化とより正確な把握につながるものと考える。
	新潟県	養成施設卒 業者が栄養 士免許を受	受験資格について、管理 栄養士養成施設を卒業 した者の場合は、栄養士 免許を不要とすることを	管理栄養士国家試験の受験には、管理栄養土養成施設を卒業した場合であっても、栄養土免許が必要とされている。このため、受験者は、受験のために栄養土免許の申請を行う必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっており、都道府県(本庁及び保健所)等では、栄養土免許の交付や、「栄養土免許の役権所)の発行を短期間で行わなければならず、負担となっている。管理栄養土は、栄養土業務に加え、高度な業務に従事することができる、栄養土金、大量土産のでは、大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大量・大	請等をせずに、簡便に管理栄養士国家試験を受験できるようになる。		山市、兵庫県、山口県	○受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、当保健所においても、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得(見込)照合書の発行を短期間で行わなければならず、負担となっている。管理栄養士は栄養士の場合は栄養士免許の取得は不要だと考える。 考える。 ○当許等照合書の作成、及び、送付は多量、かつ、短期間に処理しなければならず業務負担となっている。 ○当許等照合書の作成、及び、送付は多量、かつ、短期間に処理しなければならず業務負担となっている。 ○管理栄養士国家試験のために、2月末から3月中旬までという年度末で通常業務も多忙な中、1ヶ月未満の短い期間に、県内全ての養成施設の卒業見込生について栄養士免許を発行せざるを得ない状況のよ、2月末から3月上旬までに、管理栄養士国家試験のために、栄養士免許の発行見込に関する照合書を合わせて作成せざるを得ない状況であり、申請手続を代理する養成施設・県にとって、過大な負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
経営所得安定対策等に係る作付状況の現地確認については、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)において、地域農業再生協議会が実施することとされており、その地域農業再生協議会が行う活動については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)に記載されている。経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)に記載されている。経営所得安定対策等推進事業実施要綱(下は、現地確認の具体的な実施方法について特別提定しているいことから、たわまでも地域農業再生協議会による航空写真及び衛星画像等を利用した現地確認も可能としており、すでに、当該手法で実施している事例もある。また、画像等を利用した現地確認に係る経費についても、本事業補助金から支出することも可能としている。当省としても、地域農業再生協議会による経費についても、本事業補助金から支出することも可能としている。当省としても、地域農業再生協議会における業務の軽減及び効率化に向けた取組に、航空写真及び衛星画像等による現地確認が可能である官が明記されていないため、次年度の経営所得安定対策等推進事業実施要綱にその旨を明確化したい。	も可能ということが明記されれば、多くの自治体で作付面積確認の効		【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知 を行うこと。
導のうち、社会生活の発展向上に伴い増加傾向がみられる複雑・困難な業務に対応するため、昭和37年の一部改正(議員立法)により、「栄養士が行う業務であって複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養土」として創設された資格である。このような趣旨及び立法が経緯から、管理栄養土園家試験は、管理栄養土養成施設で修学している場合も、同法第5条の3の規定に基づき栄養土免許の取得を要件としているところであり、ご提案の「管理栄養土養成施設で修学している場合も、同法第5条の3の規定に基づき栄養土免許の取得を要件としているところであり、ご提案の「管理栄養土養成施設な事者が栄養土免許を受けることな(管理栄養土国家試験を受験できるようにすること」への対応は困難である。一方、政府においては、確実な事務処理と都道府県の事務負担の軽減化を図るため、「国家資格等情報連携・活用ンステム」において、令和6年度の管理栄養土免許の申請手続に係るオンライン化開始に向けて検討を行うており、「国家資格等情報連携・活用ンステム」において、令和6年度の管理栄養土免許の申請手続に係るオンライン化開始に向けて検討を行うており、日本の事務負担が可能な限り軽減されるよう、オンライン化も含め手続の簡潔化を検討したい。なお、ご指摘の栄養土免許申請手数料の負担については、各都道府に表した。	だけに栄養土免許を取得している実態がある。 全国で年間約8,000人の管理栄養土養成施設卒業者が、約5,000万 円の手数料を負担し、栄養土免許の申請手続を行っていることも踏 まえると、受験資格の見直しにより、負担の解消を図るべきと考える。 栄養土法施行75年76経過し、生活習慣病の増加や医療費高騰など の社会的背景から社会的ニーズも増大している中で、管理栄養士は 栄養専門職としての地位も確立していることから、受験者や都道府県 等の人な負担となっている二重資格の早期解消をお願いしたい。 なお、栄養士法(昭和22年法律第245号)の平成12年の一部改正にお いて、管理栄養土の定義から「栄養土」という文言が削除され、定義 上は栄養士でなくとも管理栄養土国家試験の受験資格を規定する同法 。このことからも、管理栄養土国家試験の受験資格を規定する同法		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の 確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

_		T			T		1	
管	理	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号 団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
54	新潟県、福島県	国家試験に 係る都道府 県等による 免許等照合	る免許等照合書の発行	管理栄養土国家試験の実施に当たっては、法令上は特段の規定がないにもかかわらず、厚生労働省の通知により、各都道府県(本庁及び保健所)等が受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。発行に当たっては、対面又は郵送により栄養土免許証(原本)等と免許等照合書の記載内容を照合する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている。一方、調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許証の写しを受領の上、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養土国家試験においても、試験を実施する原生労働省が、受験者から深養土免許証の写しを受領の上、確認することも可能と考えられる。【参考】提案団体における「免許等照合書」年間発行件数(令和4年度)約30件(1件当たり所要時間 15~30分)	府県の事務負担が軽減される。	働省	川県市市県県、京島山城野庫良城	○当市においても厚生労働省の通知により、受験者に対し、受験顧書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。発行に当たり当市では、基本対面により栄養士免許証(原本)や卒業証書(証明書)等複数の書類と免許等照合書の記載内容を照合しており、受験者及び本市において大きな負担となっている。 ○免許証(写し)の添付や、国家資格等情報連携・活用システムにより、厚生労働省において受験資格を確認できる体制が整えば、各自治体の負担及び受験者の負担軽減になると考えられる。 ○照合書で、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類・履修状況等本来試験実施機関が確認すべき事項についても、保健所に確認の責任を転嫁しており、都道府県等及び申請者の過大な負担となっている。
555	今松八市浜条洲国市市市町高延伊松鬼愛 (金松八市浜条洲国市市市町高延伊松鬼愛 (金松八市浜居西大四、平温島万、川町町町町 4)	診査の広域化	東を全国共通で利用できるとの表す。 では、一般である。 (2県外で受診した妊症 婦健康診査体に情報、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		ことで、好産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減に資する。また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、好産婦における行政支援(相談	ル庁	市市市市市市市県市市市県市市千船浜豊大兵広三高高大熊宮業橋松田阪庫島原松知村本崎	〇当市においても県外での好産婦健康診査について償還払いを実施しており、出産後に必要書類を揃えて手続きに来所されるケースが令和4年度は28件であった。(同じ人が複数回に分けての申請をされているケースもあり、 夫が申請にこられるケースもあるが、臨月間近や出産直後の母親が申請に来られるケースもあり、申請による負担がかかっていると考えられる。 (環退払いの好産婦健康診査結果については、当市においては結果票を病院で記入してもらい持参頂くことで結果を把握している。 〇当市も同様の考えであり、好産婦健康健診受診票の広域利用を可能とすることで、好産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減が図れることが期待できる。 また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、支援が必要な対象者の早期発見・早期支援につなげることができる。 さらに、県外受診の還付等の事務が必要なくなり、事務の削減につながる。 〇妊娠婦と自発の健診として、妊婦健康診査、産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券を交付しているので、新生児聴覚検査も追加した体制整備を求める。 〇妊症婦健康診査受診察の広域利用のために、各市町村の公費負担額を統一することが必要となるが、現在の公費負担額は地域によって金額差が大きく統一が困難であるため、妊産婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の担保を診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だとなの。 〇当県では全ての市町村で補助券方式を採用しており、県内の医療機関の妊婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だとなるの費用や公費負担の補助額に地域差がある。また、県内でも里帰り出産等で償還払いの対応になる場合もあり、受診券の統一化や、電子化による自治体同士、自治体と医療機関同士の情報共有ができることが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
加えて、管理栄養士国家試験の受験に係る手続のオンライン化に向けて、受験者と都道府県の負担軽減を図るためご提案の「免許等照合書」等の法付書類の省略についても、オンライン化に係る一連の事項として検討したい。	に集中する免許等照合書発行事務への対応には、非常に苦慮している。また、照合書の発行に当たっては、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類や履修状況等、本来、試験を実施する国(厚生労働大臣)が確認することが適当だと思われる事項についても、都道府県等が確認することとされており、都道府県等がにとっても、都道府県等がにとっても、都道府県等がにとっても、都道府県等がにとっても、都道府県等がにとっても、都道府県等がにとっても、都道府県等がにとっていても、都道府県等がは認っていても、都道府県等にとっている。		【全国知事会】 提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
る予定としているところである。	1次回答において「課題等を把握」したうえで、今後どのような施策を講じるのか、そして具体的なスケジュールについてご教示しただきたい。また、本提案において支障解決に向けて前向きに対応いただけるという認識でよろしいか。本提案の実現により、妊産婦の経済的・身体的・精神的負担軽減や行政支援の拡充(自治体間の情報連携による)が可能になると考える。令和5年6月13日に閣議決定された『子ども未来戦略方針』の「3つの基本理念」」には、伴走型・ブッシュ型支援への移行が掲げられている。おり、「今後3年間の集中的な取組」には出産等の経済的負担の軽減が掲げられている。これらの施策の実現にも本提案は必要不可欠な取組と考える。また、事務効率化の観点からも県外医療機関の受診に伴う償還払いの事務が不要となることで、事務量軽減に寄与する。事務軽減分を住走型・ブッシュ型支援の拡充につなげることで、里帰り中の妊婦が安全・安心して出産できる環境整備に向けた施策を講じることが可能になると考える。追加共同提案団体から示された支障事例(新生児聴覚検査・保険適用等)及び、上記提案の実現による、自治体の垣根を超えた子育で家庭向けサービスの拡充として是非前向きに検討いただきたい。		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国市長会】 妊産婦の利便性向上や負担軽減のため、里帰り出産の場合など妊産婦検診の広域化は必要との意見が寄せられており、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

Art TI		HOT-T	A.4.7###		制度改正による効果	*** **		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
56	静岡市	に取と拡に律品がはによるでは、ままでは、ままでは、またのでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	れた土地を農家以外の 者に売却して農地等以 外のものにする場合、生 質取地法第10条に基地 資本地法第10条に基づ 資本大学 は後に以下、「公拡法」と いう。)第4条に基づく に しいる。)第4条に表づく に とから、が拡法の制度と とから、公拡法の制度と	生産緑地地区の区域内の土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにしようとする場合、農地法に基づく手機のほか、生産緑地法のものにしようとする場合、農地法に基づく手線のほか、生産緑地法の手続により、年年緑地法の手続により、第4条に基づく再のいる。しかし、生産緑地法の手続により、第4条に基づく同出により改めて地方公共団体等に対しては、区域では、日本のような手続は、土地市有者及び行政機関に二重の負担を生じさせるとともに、民間の土地で対して、世界の場合といたがらに遅延させている。 (工文庫等例) 生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買り生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買り生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買り生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買り生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買り生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買り、企成が表別では、生産緑地は、生産緑地は、全球では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	生産緑地の売却に係る期間が短縮され、円滑な土地取引・土地利用が促進されるとともに、土地所有者及び行政の手続が合理化される。	国土交通省	草湖市県市市市、「一川市・三野松田陽市・泉浜豊城大大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷」では、「大郷	
57	蔵仙登東市市町県王町市市島谷川知	援専門員等に係る配置	の範囲拡大(主任介護支 携専門員研修の受講変 供介/管護専門員研修の受講資 供介/管護事門綱領()の 成大)を水か護保支援専門(領域)の 成大)を水か護保支援を 規則の配置の「参しを収す。 は、一、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	「第1号被保険者(65歳以上の高齢者)数、3千人へ6千人 毎に、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を各 1人ずつ配置すること」と介護保険法施行規則第140条の 66で定められている。 当団体は、第1号被保険者は4445人(令和4年9月月報よ り)のため、3職種1名ずつ配置することにセンター設置要 欄で定めているところである。連営形態について、近隣の自 法体をみると1自治体直営」「委託「職員を自治体に民間 事業所から出向等」の形態が見受けられた。 【支障事例】 当団体の場合、市町村内民間事業所には、3職種の確保 が困難であるという理由から、受託できる事業所や職員 が困難であるという理由から、受託できる事業所や職員 が困難であるという理由から、受託できる事業所や職員 の活動性であるという理由がら、受託できる事業所の地方 に置きできる事業所がなく、平成18年のセンター設置当初か ら直営で運営を行ってきた経緯があり、3職種とも当団体職	想定されている。 地域包括支援センターによる支援の質は担保した うえで、主任介護支援専門員に準じる者の既定見 直しや基準緩和により、市町村の責任で質を確保 しつつ適任者を配置できるようになることで、地域 の介護支援専門員の資質の向上と地域ネットワー クの構築が可能となり、設置目的に則した、地域包 括支援センターの継続的・安定的な連営につなが			(D地域包括支援センター設置運営法人からは、主任介護支援専門員の確保が因難になっているという意見が寄せられている。主任介護支援専門員の配置に関しては、人材の質の担保に留意しつつ、センター内部における介護支援専門員の人材育成及び主任介護支援専門員の取得促進等が可能となるよう、基準緩和が必要と考える。 (D地域包括支援センター(委託)の3職種配置について、「専ら」という要件を、1人工=専従という形ではなく、育児時間取得者の雇用も含め、複数人を合算して1人工としての解釈できるよう緩和することが妥当と思料。  ○基準緩和と同時に地域包括支援センターの業務量の見直しも必要と考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。同法における買取り申出制度は、同法第3条の規定に基づく行為の制限の解除を目的とするものではなく、当該生産緑地に係る主たる従事者の死亡等の理由により農林漁業の継続が困難又は不可能になった際に、生産緑地が市場旅消を主な目的としたものである。また、公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の開連に資することを目的としており、領存係る影で、土地を買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の増進に資することを目的としており、領存係る影で、土地を買いに関する制度の整備を定進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講することにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序係を影いで、土地を買いに関する場合を設けている。一方で、公拡法第5条第1項の規定に基づき土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望する地方公共団体等がない官の適知のあった定期間(買取りを希望する地方公共団体等がない官の適知のあった定期間(買取りを発望する地方公共団体等がない官の適知のあった定期間(買取りを発望する地方公共団体等がない官の適知のあった定期間(買取りを発望する地方公共団体等がない官の通知のあった定期間(買取りを発する地方公共団体等がはい官の通知のあったと対では表づく届出義務は適用されない(土地の譲渡の制度を対して、大力を対して、とかできることについて技術的助言として周知することを検討する。	生産線地法の買取申出と公拡法の買取希望申出を並行する運用に 言及しているが、趣旨は異なるとしても、どちらも地方公共団体等に 土地を買取るよう申し出るものであり、双方の手続を行わせる合理性 は無い。また、一定期間の届出を務の非適用についても、土地を転 赤するケースでは、転売する者の公拡法の届出は必要なままであり、取引の遅延を発生させる。 さらに、仮に複数の団体が、いずれも双方の申出に対して買取希望 した場合、買取の強制力、買取協議の相手の選定基準、及び町村の 場合の買取協議の相手を定める主体が異なる両制度間において調 数が困難である。結果やい買取に強制力がある生産線地法が優先さ れると考えられ、公拡法の申出を提出する意味は無いと考える。 生産線地法の買取申出制度において、地方公共団体等に気いの 機会を与えても買取が無かった土地について、公拡法の届出を出さ せる合理性は無く、土地所有者と行政の二重負担及び民間土地取引 の遅延を発とさせた上で、実際に買取協議が成立する件数はゼロに 近い。生産線地法の買取申出制度の中で公拡法届出制度の目的は 果たされるため、生産線地を公拡法の届出対象から除外すべきであると考 り、少なくとも行為制限解除後の土地は届出平要使すべきであると考	生産緑地法に基づく買取申出の手続きで発生する市町村への買取 希望照会と、公拡法における地方公共団体への買取希望照会は、目的は違うものの同一の土地に対して公共用地としての買取希望を照会するものであり、生産緑地法の手続きにおいて市町内買取希望 がなかった場合、公拡法でも同様の見解となると考方られる。 「生産緑地法に基づく買取申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく 買取希望の申出を並行して行う」という対応では、提案内容にある 「手続きの合理化」は図られないと考えられる。 公拡法では、県に対しても買取希望照会を行う必要があるため、市 助村への意見照会は生産緑地法の手続き結果を基に省略し、県へ の照会のみとすることで手続き期間を短縮すること等の対応のほうが 効率的なのではないか。 【草加市】 各々の法律の目的、制度趣旨が異なることは認識しておりますが、1 次回答末屋の記載内容だと、公拡法第5条申出は任意の申出とな り、申請者側に生産緑地法の買取申出と併せで申し出を求めること は実効性に欠け、課題解決にはならないかと考えます。生産緑地買 取申出にで地方公共団体による買取の機会は与えられているため、	
①主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築に向けて 地域課題の把握から、社会資源の開発等の地域づくりや地域の介度 支援専門員の人材育成等に至るまで、幅広い役割が求められてい る。 主任介護支援専門員研修については、主任介護支援専門員の業務に関してかできる者を養成する観点から、介護支援専門員の業務に関してかな知識と経験を有する者を対象とする必要があり、 そのことを担保するために、研修の受講に際しては、専任の介護支援専門員の業務に関してがないに、研修の受講に限しては、専任の介護支援専門員の要件を求めているところ。 また、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険制会成から、第9別介護保険事業計画別問を通じて、包括的な方策を検討する必要がある」、「各都道府県における主任ケアマネジャー・一番成を推進するための環境整備を行うことが必要である」とされたところである。 いただいたご指摘や介護保険部会のご意見等も踏まえ、雲の高い上でが、地では、持てある都道府県の実態や課題を把握し、主任介 したが、でご指摘やの機保険部会のご意見等も踏まえ、まずは現場 (研修の実施主体である都道府県)の実態や課題を把握し、主任介 設支援専門員研修の受講要件について、必要な対応を検討してまい リたいで、近ば指摘やの関係が困難な状況にあることは承知しており、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障 等級会介護保険制度の見直とに同する意見」(令和4年12月20日社会保障 等の業を介護保険制度の見直とに記憶が来められる3職種の方ち、特に主 任介護支援専門員の確保が困難な状況にあることは承知しており、「介護保険制度の見直とに関する意見」(令和4年12月20日社会保障 新聞の設定などにより継員配置の柔軟化等を進めることなどを含め、 を知るとなりました。 ・ では、対している。 ・ では、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	踏まえ、主任介護支援専門員研修の受講要件のひとつとして「その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であ		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管	<b>4</b> 50	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	· 団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
58	香川県	の木造住に保のは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	金交付対象事業の住宅・ 連築物安全ストック形成 政修等に関する事業につい で、事徒を発して対象 等に関する事業につい で、事ま生宅が「耐力を が定めたたもの の結果、公の結果、公の が定めることが定められているが、物の田構造を準の (建築物の田相56年5年の (建築地のには、11 前に建ているか、12 前に建ているか、12 前に建ているか、13 前にはまるとする場合については、当該要件 を記するが、13 14 15 16 16 17 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	細な耐震性能を把握できる耐震診断は必要な補助要件であると考えられる。	ら除外することにより、住宅の除却へのハードルが 下がり、円滑な着手を促すことができる。 また、住宅所有者の負担軽減に加え、耐震診断に 係る国・地方公共団体の財源の負担を抑えるとと もに、地方公共団体の職員の補助事業に係る事	国土交通省	わき市、千 葉市、荒川	〇当市が実施した旧耐震基準の木造住宅を対象とした耐震診断について、令和3年度~令和4年度は耐震診断した木造住宅(計400件程度)全てが耐震性が不足しているという判定であった。 目耐震基準の木造住宅の耐震診断が要件から除かな見ることはり、財源負担や事務負担の軽減が 図られるだけではなく、早急な事業着手を促すことができる。 〇当市は令和3年度から本制度を始めた中語件数が3年度1件、4年度0件と伸び悩んでいる。その一 因が耐震診断を事前に受けることであるが事的とかまえると旧耐震基準の木造 建築物は事前の耐震診断は必要ないと推測される。
600	宮石岩東市町県県東市市島、長田県市市島、長田県市市島、長田県市市島、田野島	興交付金に おける計画 認定過程の 見直し	ン整備事業/産薬 型の原本 連動 型の、「農基づ 一、「農基づ 一、「農基づ 一、「農基づ 一、「農基づ 一、「農基づ 一、「農土」 一、「農土」 一、「農土」 一、「農土」 一、「、一、「、一、「、一、「、一、「、一、一、「、一、一、一、一、一、一、一	から認定を受ける必要があるが、認定時、県に対して適正 な意見照会機会の確保、情報提供がなされていない。実際 に当県で事業を検討していた事業者が農商工等連携事業 計画に関して関東農政局に相談したことがあったが、相談 内容について当県に対して情報提供がなかった。そのた め、事業概要を把握できず、県下の各自治体で展開してい る独自の支援施等の紹介を行うことができないことが あった。また、交付申請の手続にあたっては、事業無主	機会が確保されることで、事業実施主体の計画について、地域の実情を踏まえた、実現可能な計画 策定の支援ができるようになり、その後の事業実施に向けた支援につなげることができる。 また、都道府県事業実施計画の作成を廃止することにより、業務の負担軽減、効率化につながるとともに、農山漁村発イノベーション等に取組もうとする農林漁業者等への相談対広(例えば、農山漁村発イノベーション事業の都道府県サポート事業にて、事業者の事前相談・計画策定の支援を行い、農山漁村名ノベーション・等整備事業や各種必要な事業に繋げるための対応)に注力が可能となる。また、承認に係る期間が短縮できることにより、事業実施主体が事業実施に注力することが可能になる。	省、経済産	兵庫県、山	〇農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づ、総合化事業計画が定められているが、認定時、当県に対して意見照会が以前は行われていたが、令和5年度に認定された総合化事業計画に関しては、事前に意見照会及び情報提供の機会が無かった。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
除却を行う必要がない住宅も含めて、一様に支援を行うことは不適切であると考えており、耐震診断の結果、耐震性が不足している、すなわち、倒壊の危険性があると判断されたものに限定して補助対象としているところである。 一方で、ご指摘のとおり、除却の場合には、必ずしも対象となる住宅	当県も承知をしており、耐震性が不足する住宅から新耐震基準の住宅への建替えを含む住替えを促進し、県民の生命等を保護するとともに耐震化率を向上させたいと考えているところである。 当県において、旧耐震基準の木造住宅を対象とした耐震診断の直近3カ年の補助実績の3ち、99%以上のものし耐震性がなかったことを踏まえると、すべてを一様に支援することは費用対効果の観点から合理的ではないとの考えにより今回の提案に至ったが、第1次回答にある「除却を行う必要がない住宅も含めて、一様に支援を行うことは不適切であるにとも、一定、理解できるところである。ついては、代替案であると判断」するに際し、住宅所有者の負担軽減に加え、耐震診断に係る国・地方公共団体の財源の負担を抑えるととも、一点、融震診断となると判断」するに際し、住宅所有者の負担軽減に加え、耐震診断に係る国・地方公共団体の財源の負担を抑えるとともに、地方公共団体の関連の事務負担を軽減するものとなるよう御検	【荒川区】 旧耐震の木造については、ほぼ耐震性がないという結果が出ている 状況であることから、費用の圧縮や手続きの簡素化のため、耐震診 断を不要にしてほしいという要望であった。 しかしながら、補助を行うにあたり、耐震診断によって耐震性がないことの確認が必要という要件が外せないのであれば、一般の方でも簡 単にできる簡易診断では正確性に欠ける可能性があるため、専門家 が行う耐震診断(一般診断・精密診断)のままでよいと考える。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
しているところです。しかしながら、実態として都道府県に対する事前の連絡調整が行われていないケースが存在していることに関しては、今後各農政局等に対して、都道府県と十分な連絡調整を行うよう指導を徹底してまいります。「農商工等連携保進法」に基づく農商工等連携等業計画については、「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部別業等事業促進課長通知)に基づき、農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農商工等連携軍進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業 任業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報提有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。	通知を発出するなどして指導の徹底をお願いしたい。 農商工等連携事業計画については、計画の認定時及び認定取得後 に「農商工等連携事業者の主たる事務所の所在地のある都道府県」 には情報提供することとしていますが、事業実施予定地域が所死地 と異なる都道府県の場合には、情報提供がないというケースがあったため、情報提供を行うよう改善がただきたい。特にこのケースでは、 計画の認定時に事業実施地域の部道府県が全く関与する機会がない、 地域の実情が把握された計画となっているか不透明で、事業申請が あっても円滑に進めることができない状況である。 また、国へ悠定に関する相談があり、都道府県への情報提供に同意 いただけなかった場合、都道府県で申請受理するための事前準備が できずに、事業を円滑かつ効率的に実施さることが不可能であること が必要であるとのことであるが、本交付金事業の交付要件となっている 総必要であるとのことであるが、本交付金事業の交付要件となっている 総必要であるとのことであるが、本交付金事業の交付要件となっている 総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定時に、地域の 実情を踏まえ、実施可能な計画であるか十分検討され、さらに都道府 保への意見服会の機会を付与していただければ十分である。 なお、都道府県の主体的な考えのもと実施される事業としながら、国 が認定した法定計画に基づく事業計画であるとから都道府県計画 作成時には都道府県の意見を反映する余地がないため、事業を円滑か かつ効率的に実施する必要があるのであれば、間接補助のあり対称 かつ効率的に実施する必要があるのであれば、間接相ののより対解 がカルラルートでは、またが、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは		【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 年3月31日開議決定)の趣旨を踏まえ、国において必要と考える政策 目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定とい う手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に 考ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に 委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。 【全国町村会 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

告理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
	宮仙石岩東市市町町(大市市市場)では、大田市市市の町では、大田市市の町では、大田市市の場合・大田田市のでは、大田市のでは、大田市のでは、大田市のでは、大田市のでは、大田市のでは、大田市のでは、大田市のでは、	地の整備に 係る農農地域を してなが及びの は 備用化 で で び の の の の の の の の の の の の の の の の の	関し、耕作用の土を1 メートル程度盛り土して 農作物のも、農作物の大き作っている土地を行っている土地と一体 を行っている土地と一体 がに整備する必要のある 防水池、トイレ・更太が、 作業用倉庫の用地が、	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知)(以下「施設園芸通知」というにより、農地法上の「農地」として取り扱うにとができる一定の判断基準が示されている。 栽培株を含めた一体的な農性が示されている。 我培株を含めた一体的な農性の利力であるため、以下のケースについて、農地として取り扱うことが可能な土地及び設備用地の例示が限定かであるため、以下のケースについて、農地として取り扱うことが可能な土地及び設備用地の例示が限定かであるため、以下のケースについて、農地として取り扱うことができる「農地に野蛮変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農地転用許可及び用途区分の変更が不要となり、 都道府県及び市町村の事務負担並びに当該許可 申請等に係る事業者等の手続の負担が軽減され る。 一般農地として課税されることで、土地所有者間の 酸地として課税されるとともに、土地所有者 と耕作者の間で賃料に係る交渉が円滑に進む。	農林水産省	伊勢崎市、和   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東	
	宮仙石塩角東市市県県県城台巻竈田松宮山福広県市市市市県県東市市東京山福広県市市市・東谷形島島	地域連携協 力推進事業 対ける交付 申請書の簡	カ推進事業費補助金(学校を核とした地域カ強化プラン)について、申請や報告に関する書類をスリ	宮城県では令和2年度から当該補助金を活用しており、令和4年度は、県が直接実施する事業に加え、間接補助として27市町村の事業に対して補助を受けている。国の交付要綱(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱)では、10の様式が定められているが、それらの様式が見かられているが、それの様式が関係があり、一般では、2000年で、1000年で、1000年で、1000年で、100年で	1自治体あたりの削減時間、8時間 活用する自治体の数:129(都道府県、政令市、 中核市) と仮定すると、1,032時間削減 ・記入方法の確認に係る時間の削減 ・記入まスに起因する手戻りの時間の削減 ・記入まスに起因する手戻りの時間の削減 ・国担当者における取りまとめに係る時間の削減		葉市、沼津	〇当市においても、7つあるメニューのうち、「① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組」「② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組」に対する補助金を受けており、関する書類(エクセルデータ)の作成に開防がかかる理由は次のとおり。 ・書類の種類が多い ・書類の種類が多い ・書類の種類が多い ・書類のを入ルールが複雑かつエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散している。 ・入力量が膨大な報告様式がある(本申請、様式1-2-②) ・報告様式の一部を修正した場合、修正を要する様式と要さない様式が複雑化している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
転用に該当します。	(農地として取り扱うこと)を通知等により明示していただきたい。その際、「農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改に第261号)」第19の1(6)において、盛土が「土地の形質の変更」に該当すると規定されていることが、判断が混乱する一要因となっていることから、当該規定との違いについても明確にしていただきたい。。 (2)第1次回答の内容では農地として取り扱うことができるのか不明であるため、農作物の栽培を行っている土地と一体不可欠なものとして整備する貯水池を農地として取り扱うことができるよう明確にしていただきたい。また、通知等の発出により明確化を行う場合、早期に発出するなど生期の支障解決に向けて取り組んでいただきたい。また、通知等の発出により明確化を行う場合、早期に発出いったものではなく、高度な衛生管理が求められ、かつ施設内に一体的に整備する必要がある「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」といったものではなく、高度な衛生管理が求められ、かつ施設内に一体的に整備する必要がある「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」を農地として取り扱うことができるようにしていただきたい、というものである。可能であるが表がある「たくして取り扱うことができるようにしていただきたい、というものである。了農作物報告高度な修正を含むれる「最大の経済名祭に規定されているにと考えられる。今後、農地法第43条に規定されていないと考えられる。今後、農地法第43条に規定もなる「農作数性格」をでいているできるような特殊なお、増加していくことが予想されている背景に設定するが要素化が図られる「農作教経的高度化簡定となり、「高度な衛生管理が求められ、かつ施設内に一体的に整備する必要があるトイレ、更衣室及び作業用倉庫等」を、関連通知に明記するなど、農地として取扱うことができるよう措置を講じていただきたい。		【全国知事会】 ①、②については、取扱いが明確でない部分について明確化して十分な周知を行うこと。③については、提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】提案団体の意見を十分に尊重し、通知内容の明確化や周知徹底等も含め、丁寧に対応していただきたい。
等を整理した上で、入力事項の精選を行うこととします。 自治体における書類作成の負担が軽減できるよう様式の改善に努め	提案の意図を汲んでいただき感謝する。回答のとおり改善を進めていただきたい。また、改善をしていただくにあたり、以下の点について示していただきたい。 ①事実の申請や報告に際して提出する書類や、報告する事項を整理していただく上で、様式によっては入力項目が多く、補助金の要件上、必要な情報が疑義が生じるものも散見されるため、不要な項目は削除していただきたい。 ②書類を作成する上で、書類の配入ルールがエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散して記載されており、複雑かつ分かりづらい内容となっているため、いずれかに統合したかたちで示していただきたい。 ③具体的な対応時期を示していただきたい。		【全国知事会】 提楽団体の提案を考慮した検討を求める。

			In-t	h = 14.m		制度改正による効果			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管	号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
644	倉:		活性画のの場合では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	施設に定めた都市機能 誘導区域内に限り、準工 は対象の特別用途地区 (大規模集客施設制限地 包)を解除しても、中心 街地活性能基本計画の 認定心市街地活性他基本計画の 認定心市街地高大公 回るための基本的な方 針(平成18年9月8日閣 議決定)の見直しを求め る。	当市では、立地適正化計画において、公共交通へのアクセス等を勘案して、市中心市街地のみならず、鉄道駅に近い来落・商業等が集積する合併前の旧市市中心部など、それぞれの拠点に都市機能誘導区域を定め、必要な誘導、施設の誘導を図り、「多極本ットワーク型」のコンパクトなまちづくりを目指している。これらの都市機能誘導区域内には、合併前の旧市町において、地域の拠点として求められる都市的サービス機能の集積を図る市街地が形成されてきた経緯や、特色ある地場産業の侵撃の場としての環境の維持と住環境との良好な生生各目指すなど地域の実情から準工業地域が指定されているが、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるたい、大規模集容施設の立場ができない状況となっている。その下は、準工業地域に記誘導施設である大規模集容施設の立地ができない状況となっている。。のおい、服力いや活気を創出する大規模集容施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏るこのため、賑力いや活気を創出する大規模集容施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏るこのため、賑力いや活気を創出する大規模集容施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏ることとなり、市内における拠点の一種集中が促進され、現までは場げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に現代を「おりでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本の	都市機能誘導区域内の準工業地域において誘導施設として位置づけた大規模集客施設の立地が可能となり、暮らしを支え、活気を生み出す魅力的な拠点が形成される。もつて「多種ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市構造の実現に寄与する。	済産業省、	_	
655	福滋	島県、 賀県 「点22】	等策のと策画直を放ける。	推進計画について、医療 法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能と することを求める。 また、ギャンブル等依存 症対策推進計画の「少な	当県で策定している医療計画では、ギャンブル体存症に関する対策を定めているが、法令上、都道府県ギャンブル等 依存症対策推進計画を実定するよう努めなければならないとの規定があるため、両計画には内容の重複があるにもかわらず、当県では、それぞれを別個の計画として策定している。また、ギャンブル等依存症対策推進計画は「少なくとも三年ごと」に見直しの検討を行い、必要があると認めるとは変更するよう努めなければならないとされているため、3年ごとに会議の開催や調査の実施等が必要となり、大きな負担となっている。	すること及び計画の検討スパンを地域の実情に応じて柔軟化することにより、都道府県における計画			○計画期間の見直しについては、会議の開催及び計画の見直しに係る事務手続きの負担の大きさを考慮し、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域に多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。これは、相当数の小売商業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。	となるべき区域を設定する』とされており、当市が求める措置が認められても、郊外に大規模集客施設が立地することはなく、中心市街地の活性化に何ら影響はない。 むしろ、都市機能誘導区域は、相当数の小売商業者が集積し、都市		
たい」と都道府県にお示しをしている。よって、都道府県ギャンブル等 依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部 分がある等の場合に、医療計画と一体的に策定することも可能であ る。ただし、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画中に盛り込ま れることが期待される事項は、医療体制に関する事項以外にも、関係	「計画の一体的策定」は、複数の計画を形式的に一つの計画として定めることであり、「調和が保たれた計画」は、複数の計画間での具体的な内容について、調整がとられていることと考える。 ギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項は、医療計画と都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、「調和が保たれたものでなければならない」と規定しているが、別々の法律で策定が求められている計画を一体的に策定することについて、都道府県では独らに判断することが困難であるため、厚生労働省が令和5年3月31日に発出した「医療計画と各計画との一体的策定について(事務連絡)」において、医療計画と各計画との一体的策定について(事務連絡)」において、医療計画と各計画ととの一体的策定について(事務連絡)」において、医療計画と各計画との一体的策定について(事務連絡)」において、医療計画と各時についても、医療計画との一体的策定が可能であることを明示していただきたい。 の計画の見直し期間について 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を医療計画の見直し期間(6年ごと)に合わせて策定する等、計画の見直し期間へ変更の必要性について、都道府県の変情に即して判断可能であることを明示していたがきたい。		【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、医療分野において内容の重 権が見られる計画については、統廃合などの見画しを行うこと。 また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべき である。

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
67	秋能横男湯鹿由市市市町湄潟郷後成福田代手鹿沢角州、、、、町村町町瀬島県市市市本潟大三八八町村町町瀬県県市市市本潟大三八八、、、村県、、、、、、、荘上仙種峰郎大美羽東、	の予算執行 状況等に係	状況等に係る各調査について、重複する調査の 廃止を含め、調査事項及 び調査頻度を真に必要 な最小限度にするよう簡 素化すること及び調査主	公共事業については、昭和4年年5月1日付蔵計第946号 「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について川に基づき、財務省から各府省庁へ、各府省庁から加き依頼がなされているが、各府省庁から加き依頼がなされているが、各府省庁から加き依頼がなされているが、各府省庁から加きな頼のは重複する部分が多く、地方の業務側に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部島局総務部合制度があり、毎月報告をしているが、地方を開局総務部合制度路があり、毎月報告をしているが、地方を備局総務部合制度路がらも次年度当初予算の配分作業の参考のため、別途不定期で重複しで電話やゲール等で同様の依頼をされている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公大・東等の事業に係る契約及び支出の状況の報告についている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公大・共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告については、はならず、数字の整合性の確認や決裁等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。また、総券宿首自治財政局より四半期毎の公表を目的とした「公共事業等の事業計画及び事業施行状況等に係る調査が規定が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に有が開かる場合を指表が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に入り、一般のでは、大阪のフォローアップ調査が依頼されている。当該調査につい業を開める対して、大阪側面に対しては、内閣から地方整備局を経由の増加に関からでいる。さらに、令和4年度の国行が況のフォローアップ調査が扱行が直接しているが多備局を移りを開け、対して回答のと関連を持ついている。対して財の支援を持ついては、既に地方整備の国行が況のフォローアップ調査が関連を持つに、対して関連のといると関連を持ついている。対しては、大阪の重信に対して回答と表し、地方を関連を持ついるが、地方を構定対して回答と表しまが表しまが表しまる。場に対して回答と表の表しまが表しまるようで、対して回答といるのを表しまるまので、対して回答とまるようでは、大阪の、大阪のでは、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の、大阪の		務省、財務 省、国土交 通省		○類似した照会内容ではあるにもかかわらず、書式や記載方法、単位等の詳細部が異なるため、照会ごとに回答の仕方(考え方)を変える必要があり、各照会の整合性をとるために時間を要している。
68	東京都	帳ネットワークシステム における情報 に係る「プッシュ型通知」	施された「デジタル時代 における住民基本台帳 制度のあり方に関する検 討会」において検討され	【現在の制度】 地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を 作力ない「服課税目」については、課税庁において住所、氏 名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した 上で、納税通知書の発送等を行う必要がある。その際、都 道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主 に住民基本台帳ネットワークシステム(以下、(住基ネット) という。)により取得しているが、現行の法令では公簿情報 は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされて おり、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都 は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされて おり、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度 請求している。 【支障事例】 【対策事例 「対策者からの申請受付時に本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確 認する等納税者・都道府県の方に手間が生じる。 (2)上記に関連して、納税者情報が最新のものでない場 合、納税通知書の郵便返戻が多発し、都の固定資産税約 「全に対して行っており、都道府県・区市町村辺方に 作業負担が生じている。そのほかの滞納整理事務 等と合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を を合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を を合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を マイナンバーの紐づけがなされず、住所等も自動では更新 る結果、納税者は庁内の税数が多ステム時で別入として扱わま る結果、約税者は庁内の積数が多ステム内で別人として扱わま る結果、約税者は庁内の積数が多ステム内で別人として扱わま の名は、約税者は庁内の積数が多ステム内で別人として扱わま く(4)市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる (中籍謄本、口座情報等)を提出するよう要求されるケース (4)市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる「住登外」(納税義務のある自治体と住民登録のかる自治体と住民登録のかる自治体となる。)	現するほか、納税者情報とマイナンバーの紐づけが容易になることで、バックオフィス連携によるワンスオンリーへの対応や現在総務省のWGで議論を進めている処分通知(納税通知書等)の電子化等、行政のデジタル化を強力に推し進めることができる。また、この制度改正は都道府県のみならず区市町村における「住登外」への対応に活用でき全ての地方公共団体に対して効果が見込まれる。			〇当市においては、固定資産税等の納税義務者が市外に居住している場合(住登外)、本人等からの届出により住所変更等を知ったときには、住所地の自治体に住民票等の公用請求を行って適正な宛る信報の管理に努めているため、確認までに時間を要し、かつ相手方と当方双方の難員の負担になっている。また、本人等からの届出が無い場合には、死亡等の事実も把握できないため、マイナンバーの紐づけにより最新の情報を取得することができるようになれば、宛名情報の管理だけでなく、納税通知書等の返戻に係る業務負担も軽減される。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
(既存調査の活用が可能であることの更なる周知等)。 【総務省】本調査については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ実施しているものであり、今後も継続して行うことが必要であると考えているところ。そうした中、今回の提案を踏まえ、関係省庁に対して調査結果を提供することも可能であると考えている。本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。 【財務省】本内容の提案は、令和3年度の提案募集において同種の提案があり、本件も当省(財務省)において実施している昭和42年5月1日付蔵計算946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の支出の状況の大の出版ではな、「財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方の調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている」との指摘と認識しているのですが当方の考えに齟齬はこざいますでしょうか。 【国土交通省】 重複する項目については、調査の効率化に向けた調整等を実施する。	等)については、回答内容に重複する事項も多いと考えている。関係 省庁で十分に調整の上、必要性が低い調査については廃止するなど の抜本的な見直しを求める。その上で、調査が必要と考える場合に あっても、地方自治体への調査の依頼は最小限かつ最低限のものと し、地方自治体より地府省庁等へ報告済みである事項及び数値等に ついては、他府省庁間で十分調整の上、地方自治体には改めて報告 を求めないことを重ねて求める。また、特に②の調査については、近 で回答しているものを再度回答するものであり、調査の必要性は低い と考える。 第1次回答においては、いずれの省庁においても前向きな御回答を いただいていることから、関係省庁で調整の上、上述の求めについ て、具体的な措置内容や検討スケジュールなどご教示いただきたい。 なお、財務者からの回答については、「公共事業等施行状況調査」に 対する指摘ではなく、類似した各府省庁の他調査に対しての指摘で ある。	【広島市】 当市としては、財務省の認識のとおりと考えています。	【全国知事会】提案団体の提案を考慮した検討を求める。
	(1)にある納税者を窓口で待たせる対応は年間数千件発生し、納税者に不便な上、地方自治体にはその都度住基ネットで検索を行うため大きな負担であり、(2)は東京都では、あて名情報の更新は一括照		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係 や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効か効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理	四件产	提案事項	求める措置の	日体验水土阵束内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
69	東京都	ら通る情に対しているの当れの当時に対している場合では、対している場合では、対している場合では、対しているの当ながあっているの当ながある。	見据え、地方税法等422 条の3に基づき市町村長 から発行一のの活用により がら機能データの活用により 、データの活用により にいる登記所から地域を受けている登記所がら地域を不 をするととに、申請者 の負担軽減とと国・地方自 治体の業務効率化の観 点から適知のオンライン	不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は登録免許 税を算定・納付するために市町村(特別区においては都。 以下同じ。)が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書 等の書類を登記所に提出する必要がある。 一方、登録会許税の第定に必要とされる情報は、地方税法 第422条の3に基づき、市町村から登記所へ通知すること が求められており、通知に当たっては、令和2年1月から 治体と登記所との協議によりオンラインでの受渡しも可能と	に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明 等を取得する手間・費用の削減につながり、相続 登記等の手続自体に対する負担を大きく軽減させ ることが期待できる。		前橋市、高 崎市、相模	〇当市においても、登録免許税の算定に必要な価格データを法務局へ提供しているが(オンラインではない)、申請者は証明書の提出を求められているため、行政手続きのワンストップ化に繋がっておらず、申請者に負担を強いている状況である。また、登記のための証明書の取得数は多く、職員が窓口・郵送請求対応に時間と労力を費やしている。相続登記を進めるためにも、証明書の添付を不要とするなど、手続きの簡素化を求める。
70	千葉県	る医療及び 介護の総合	金造成年度ごとに計画を 策定・修正する方法を改 める。	【現行制度について】 毎年度、都道府県は、計画を策定し国に提出することで、交付金の交付を受けて基金を造成している。 基金は造成年度ごとに管理する必要があり、令和4年度末 現在、9年度分の基金(平成26年度造成分から令和4年度 遠成分まで)を管理している。 過年度に造成した基金(積立残)を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要がある。 【支障事例】 過年度に実施した貸付事業に係る返還金等が生じた場合 は、該当する年度の基金に積み立てる必要がある。 また、過年度に造成した基金(積立残)を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要があり、令和4年度の事例では、事業の実施にあたり、当該年度の計画な計を記して、関係者の意見を聞いた上で修正を行っており、大の経験をは、実務負担が大きくなっている。 なお、毎年度、管理する基金計画が増えるため、今後、さらに事務が複雑化し、業務負担が大きくなっている。 なお、毎年度、管理する基金計画が増えるため、今後、さらに事務が複雑化し、業務負担が大きくなることが見込まれる。 【支障の解決策】 基金造成年度ごとに管理するのではなく、総額のみを管理する方法に改める。 また、基金造成年度ごとに計画を策定・修正するのではなく、毎年度、「1つの計画に当該年度以降実施する事場合は基金を積み増す方法に改める。	計画の策定・修正及び基金管理のための業務の簡素化及び事務処理膜りを起こすリスクの低減		城県、栃木	○年度ごと、事業区分ごとに基金を管理する必要があり、事務作業が煩雑となっている。 ○地域医療介護総合確保基金において、少額な過年度執行残が複数年度に生じており、過年度執行残 を有効活用できない状況にある。また、過年度積立残を活用する場合に国へ提出する、積立年度ごとに 策定する過年度計画の変更についても事務負担が過重となってきており、将来的に過年度執行残の活用 が更に困難となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
現在、電子データで提供を受けている評価額情報は、登記情報との 十分な紐付けができないことから、評価証明書等の添付省略は困難 である。 全国の市町村と法務局との間で評価額通知のオンライン化に向けた 動きとして、「税務システム標準仕様書」において、地方形法第4名と 条の3の通知のオンラインに対応するための機能が要件化されて おり、今後、当該通知のオンライン化が促進されるものと考えており、 この状況を踏まえて、評価証明書の提出の在り方について検討した い。	また、「登記情報との十分な紐づけができない」とのことだが、紙の評価証明はもともと紐づけされていないものであり、オンライン化実施済みの地方自治体は今後も活用できない電子データを登記所に提供し、窓口で証明書を発行し続けることになる。税務システム標準化の中で必要な機能要件等が明確になっているのであれば、早急に登記情報との紐付けに必要なデータ項目・要件等をお示しいただき、態勢の整った地方自治体から順次、申請者の書類添付が不要となるよう見直とを行っていただきたい。また、税務システムの標準化については、通知をオンライン化し、バックオフィス連携によりデータが活用される必要がある。令和7年度に標準化が完了する見込みであり、遅くも令和8年度には価格データの活用により申請者の手続き自体の省略化及び国・地方の業務効率では実現ができるよう、全国のオンライン化の実施状況に関わらず、こちに必要な見直しの検討を進めていただきたい。そもそも、登記申請にあたり、申請書への評価証明等の添付については定めがないと認識している。東京都では特別区の存する区域に	回答では、『参記情報と十分な紐づけができていない』としているが、土地・家屋の固定資産については、法務局における登録登記に基づき、市町村でも課税に伴う管理をしている状況であり、昨今のマイナンバーの活用方針に従い、まず国において登記事項でマイナンバーの活用方針に従い、まず国において登記事項でマイナンバー連携を追加設定し、しかる後に市町村への税通に活用することで紐づけはある程度可能と考える。又は相続税法第58条にかかかる連携においてもマイナンバーを活用する予定であることから、死亡による所有者の登記事項情報が早期に連携することで、様々な惩聚率案の解決が期待される。しかしながら、マイナンバーを保有していない外域が明代されるもので、法人やマイナンバーを保有していない外国人など組付けすることは困難であることで、様々な懸束事家の解決が期待されるもので、法人やマイナンバーを保有していない外国人など独付けすることは困難であることも事実であり、今後この対応も併せて必要であると考える。また、『評価証明書の提出の在り方について検討したい』とあるが、現状において、既に評価証明書を廃止している市町村も散見され、また、法務局においても固定資産課税明細書の添付で良いと周知しており、評価通知書の提出を必要としていない。とかし、実務的にもいてもいる時間を発産し、その額の収入印紙を書きいた。まずはこの事務手順を見直し、オンライン化で得られる評価額を法務局支局窓口で事前に把握・活用し、登録免許税額の提示及び収入印紙の購入及	【全国町村会】
を充てて実施する事業の進捗管理の観点から、年度毎の管理が適切である。 過年度の基金を執行する場合は、上記を踏まえ、過年度の計画を変更する必要があるが、例えば、計画変更に係る報告様式を定め、その報告様式を都道府県計画に添付することにより計画変更と扱うな	のことであるが、事業の事後評価を毎年度実施しているため、年度毎 の計画という形式でなくても、国及び自治体は事業の進捗管理や基 金の執行管理をもれなくできる。	ろ煩雑になっているため、年度ごとの管理は廃止していただきたい。	【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、地域医療介護総合確保基金 に充てる交付金の交付にあたって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とし、事務負担を軽減するため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容		(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
71	千葉県	配分事業申 請に係る都 道府県知事 等の意見書	寄付金による助成を受け る団体が申請を3際の 流付書類として提出が求 められる都道府県知事 等の意見書の提出を不 要とする。	お年玉付郵便業書等に関する法律施行令では、団体が助成申請をする際の添付書類として、都道府県知事等の意見書の提出が求められている。 ①意見書には、申請団体の事業内容が、法律に定める10の事業に該当する旨を記載することとなっているが、申請書類中の定款等を確認することとなっているが、申請書類中の定款等を確認することで、日本郵便が判断できる内容であると考えられ、実際に日本郵便において適格性の審査を行っている。また、配分団体の決定等の認可をすと総務省においても、法第11条に基づき事業を所管すると認をすらした事続きが重複しており、都道府県知事等が意見する必要性に乏しい。 ②意見書には、申請団体の事業実施に関する経験や信頼度等について記載を新迎するとなっているが、民間による自発的な社会貢献活動について、行政が評価することは難しい。 ③実情として、日ごろから県と関わりのない団体からの申請が多いため、団体から見と関わりのない団体からの申請が多いため、団体から見と関いまた。各事業担当課において事業内容等の聴取に時間を要し、申請を断念する事例が発生している。	団体は、都道府県知事等の意見書が不要とされることで、申請が促進される。	総務省		
74	豊田市【重点27】	等のける市業代 が補助間のは 場所では る のける場所による の間の は の の の の の の の の の の の の の の の の の	の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不森林 法第10条の8第1項各号 又は森林法施行規則第 14条各号に「森林防有号 14条各号に「森林防有号 けて間伐する場合」及び 「市町村の事業により間	るものであるが、伐採届の作成、提出及び受付等の処理が 森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担	採届の作成業務や受付処理等の事務負担が軽減される。	農林水産省	札幌市、郡浜 山市、横浜	〇当市では森林を所有する土地所有者に対して、敷地境界付近の危険木(現在は正常であるが将来的に隣接地に悪影響を及ぼす恐れがある樹木を含む)、越境木の伐採を含む維持管理作業を行うための財成制度があります。助成をする際は、伐採届と同等な内容について記載した事業計画書の提出を求め、過剰な伐採がないかについても審査しているため、改めて伐採届の提出が必要となりますが、令和4年度の実績では全届出数のうち約6割が市の事業となっています。併せて、電気事者による高圧線、送電線、鉄道事業者による軌道敷、高速自動車道や道路の維持管理作業に伴う伐採届を含めると、全体の7割を占めています。これら事業についても過剰な伐採が行われることは考えにくいため、伐拐届の提出は必要ないと判断します。なお、都市緑地法では緑地保全地域において「公益性が高いと認められるとして政会で定められているものについて」は届出は必要ないとしています(同法第8条第9項第1号、同法施行令第3条)。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
た配分申請団体の行う事業がお年玉付郵便業書等に関する法律に規定する寄付目的に合致しているかを適正かつ容易に審査できるようにするためである。したがって、各事業分野における国の方針に反するものでないか等を確認するための事業所管大臣への協議とは目的・理由が異なり、重複するものではない。意見書については、都道府県において把握できる範囲の情報に基づき作成いただくことを想定しており、具体的には、・当該団体に対し都道府県から業務委託や助成等が行われているなど、都道府県の施策と関連する事業について本件申請がされている場合には、その事情も踏まえて事業の必要性や課題・当該団体の事業実施状況等についての意見を、・それに当たらない場合は、当該団体の事業の種類について、都道府県に届け出られた定款等の書類により確認したという言を、記載していただくことを想定している。なお、日本郵便は、意見書の作成例やQ&Aを同社HPに掲載すること等により意見書のスムーズな発行・取得をサポートしている。	ろだが、民間の事業者である日本郵便が行う事業に対して、「都道府 県知事等」の意見書を必要としている理由についてもご教示いただき たい。 1次回答では、「都道府県から業務委託や助成等が行われているな ど、都道府県の施策と関連する事業について本件申請がされている 場合」について、申請団体が都道府県の施策と関わりがあることを踏 まえて事業の必要性や課題・当該団体の事業実施状況等について の意見を記載することを想定していると回答をいただいたが、日本郵 便の包&Aによれば、都道府県知事等の意見書において、こうした意 見は必須ではなく、申請団体の事業内容及び申請事業の種別が法 律に定める10の事業のいずれかに相当することについて意見すると されており、申請団体が都道府県の施策と関わりがあることを踏まえ		【全国知事会】 年質高付金配分事業申請に係る都道府県知事等の意見書の添付に ついては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃 止するべきである。
(ア) 市町村の補助事業の場合 市町村への補助申請等に、法第10条の8第1項に定める伐採造林届 の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適 合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を 兼和るものと取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しなが ら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。 (イ) 市町村が事業主体となる場合	森林整備計画に適合しているかを確認する必要性は高いと認識しているが、本提案は間伐かつ市町村が補助又は主体の場合に限っており、その場合においては、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことは考えにくいことからも提案に至った。(ア)市町村の補助事業の場合記載事項が重複している、補助金交付申請書に加え、伐採造林届を提出、受付している。重の手続について、森林所有者等及び市町村の事務負担が軽減されるように検討を進めていただきたい。(イ)市町村が事業主体となる場合森林法第10条の7の規定により、森林所有者等は市町村森林整備計画を遵守する義務がある。特に市町村が実施主体の場合は、市町村自らが樹立した森林整備計画を遵守しない間伐を実施することは考えにくい。また、当該間伐の市町村森林整備計画への適合の有無を審査する権限を市町村自ら有していることからも、市町村が事業は体となる場合については伐採造林届の提出を不要として問題ないと		【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

						かなったフィーレス・大田			くなか 井戸根空戸仕事が火き戸仕等から ニナルナ 士陪事例(ナヤナの)へ
í	理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
1	号		(事項名)	具体的内容	2011	行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
7		重点27】	必のは伐合伐出すのは伐合伐出するに採をことをは採ってと	の届出書(以下「伐採届」 という。の提出が不要と なる場合を規定する森林 法第10条の8第1項各号 又は森林法施行規管理 上、必要最小限の危険 本又は支障本を伐採す る場合」を追加し、この場 合には伐採届の提出を	現行制度では、施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要が生じた場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要するため、施設管理者や山林所有者は迅速に対応できないという支障や提出された伐採届の処理に事務負担が生じている。また、伐採価の提出を更していることで、施設管理者や山林所有者が迅速に対応できないことから、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。他方で、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされない状態にある。な知の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている(自然公園法では、自然公園の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている(自然公園法第20条第9項第5号並びに同法施行規則第12条第11号及び第14号)。[参考]当市においては、令和3年度の伐採届件数全263件のうち、施設管理上必要最小限の危険木又は支障木の伐採のケースは26件あり、全体の約1割を占めている。	伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減される。 また、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我		浜市、福井 市、熊本 市、延岡市	〇当市としても施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては 伐採届の処理に係る事務負担が軽減されると考えている。 〇当市には施設や宅地に隣接する樹林地が多く存在しているため、危険木や支障木の伐採についての 申請が多くあります。現行制度では最小限の伐採についても伐採届の提出が必要であり、森林所有者や 施設管理者に負担を強いてるうえ、迅速な作業ができない状況にあります。
7		重点6】	薬変象き情度報た設のがのこととは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	変更届出対象事項につき、医療機能情報提供制度に基づ報告を行った場合には、その変すを制定に構作しての変なを制度に、概化えることを持さて保険工程を対して、保険工程を対して、保険工程を関及び保険業局もによる届出事項変更届とによる届出事項変更届も	事業者及び地方公共団体の負担となっている。また、一方の報告あるいは届出について失念されていることもあることから、国民が医療情報ネット上で最新の情報を閲覧できていない場合もある。また、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の添付書類として、保健所の受付印のある変更届の写しが必要となっており、電子申請が進まないような状況となっている。 医療機能情報については国民が閲覧できるが、オープンデータとして活用できない状態となっているため、各自治体でオープンデータを作成したり、事業者からの求めに応じて	ながるほか、報告を受ける自治体の事務負担軽減にもつながるとともに、報告を一元化することにより、国民が関策する情報が最新のものになり、国民へのメリットにもつながる。加えて、保険医療機関及び保険薬局による変更届も併せて一元化、更には添付書類が省略されることで事業者の負担軽減につながり、将来的に医療情報ネットによるオンライン報告を促す効果が期待できる。また、既存の医療機能情報を活用し、薬局においては計可番号や許可期限などの必要情報を追加して、Excel等で		浜知東	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
9号の規定により、伐採造林局の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。	項第9号には、「火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合」と規定されている。 本提案で伐採造林届の提出の不要化を求めている「施設管理上必	【横浜市】 森林法の目的から鑑みても管理上必要最小限の危険木や支障木を 使採することは当然に認めるべきであると考えます。事務負担の軽減 にもつながることから「緊急の場合」であるかに関わらず届出不要とし ていただきたい。	【全国町村会】 法律の内容の周知徹底をするとともに、丁寧な対応を求める。
医療法及び薬機法上の変更届出並びに保険医療機関や保険薬局に よる届出事項変更届を情報提供制度による報告に代替することは、 以下の理由から不適当である。 (①趣旨目的が異なること。具体的には、前者が、変更事項が各法令 の規定に適合しているか確認して受理する趣旨である一方で、後者 は患者が適切に医療機関や薬局を選択することを支援することを目 的とするものであり、趣旨目的が異なること。 (②実務上連営が困難であること。具体的には、前者と後者では、報告 項目が異なることに加え、前者の報告先は都道府県知事や市長、厚 運用上実施が困難であると、具体的には、前者と後者では、報告 生局等である一方で、後者の提出先は、都道府県知事であり、実務 適用上実施が困難である。 なお、今般成立した改正医療法等に基づき、国民にとってわかりやす い情報提供の実現に向けた検討を進めているところ。令和6年度を目 指して全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)を構築して おり、医療情報ネット上の情報をオープンデータとして活用できるよう にすることも含め検討してまいりたい。(別紙参照)	告先となる機関が何度も審査をしなければならない仕組みにより、双 方に大きな負担が生じている。 報告項目が異なることについて、事務運営上全ての届出事項を報告 制度に統一できるとは考えていないが、例えば、診療時間のように報 告事項でのが一が可能である項目について、その項目が多ければ多 いほど、医療機関等及び届出先機関双方の事務手間は削減されると 考える。 届出事項変更届と情報提供制度の報告先が異なることについては、 今後、全国統一化される医療情報ネットとの連携が進められている G-MISにおいて、報告先となる機関に加え、地方厚生局も接続、そ の報告対象となる項目についての審査実施や閲覧の権限を付与す		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・ NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、 実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場 合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係 や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを 有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検 討を求める。

					制度改正による効果			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
77	豊田市	福祉法第15条 医原系 高地 地域 という はい	条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下、「地方社会福祉審議会という。)の意見を聴かなければならないとあるが、このはならないとあるが、この	身体障害者手帳の交付申請に当たって添付することとされている診断書及び意見書を作成する医師を都道府県知事が指定する際には、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないが、日程調整等、審議会開催の事務負担が大きい。また、医師の指定には申請から2~3か月程度の期間を受しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定で医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまいをいているが、変があるなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。必要があるなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。地方社会福祉審議会への意見聴取は指定医師の専門性を確保することが目的と考えられるが、医師の指定に当たっては、医師免許証で層歴書等かた、障がいに関する診療科での経験年数等の形式的な要件の審査を行っているケースがほとんどであり、実際に専門的な知識が必要になるケースはほとんどない。	医師の指定事務の大幅な効率化が図られ、速や かに指定手続を進められるようになる。 【参考】当市における医師の指定の申請・却下件数 令和2年度・申請30件 却下0件 令和3年度・申請12件 却下0件 令和4年度:申請24件 却下0件 ※平成27年度~令和元年度においても却下は0		函川町県市市市市 化多数 医骨髓 化多数 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性	○限られた医師数で診療を行わざるを得ないようなへき地の病院では、身障指定医の必要年数に達しない医師が現に障害を有する患者の診療に当たっていることから、指定医制度の見直しを求めたい。〇当市においても同様の状況があり、提案が認められれば事務の効率化が図られると考える。【参考】当市における医師の指定の申請・却下件数令和2年度・申請2件 却下0件令和3年度・申請19件 却下0件〇本和4年度・申請19件 却下0件〇番鍍会の意見を聴くため、医師の指定には申請から2カ月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に工医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまい、他院で作成してもらう必要があるなど、住民にとっても不利益となる状況が発生している。
81	岩手県	入退院に係	感染症法第53条の11に 規定される結核患者の 入退院に係る届出の廃 止を求めるもの。	感染症法第53条の11に基づき病院管理者は、結核患者が 入院にたとき、又は入院している結核患者が追院したとき は7日以内に保健所長めてに届け出なければならない。 一方で、結核患者は確実な服薬管理のため、DOTS(直接 監視下短期化学療法)の手法を用い、定期的に対面・電話 等による服薬確認の連絡を行っており、これにより、患者の 受療状況が確認できる体制は整っている。 また、結核患者が発生した場合、感染症法第12条により医師は直ちに患者情報を保健所を経由して都道府県に届け 出ることとなっており、保健所及び都道府県は結核患者の 発生を随時把握可能である。 このため、感染症法第53条の11による届出は、結核患者の 状況を把握する手段としての意義・必要性が低下しており、 病院と自治体にとって負担となっている。	団体の双方において、作業負担が軽減される。	厚生労働省	さいたま市、宮藤本市、宮崎県	○滋賀県においてもDOTSなど療養支援しているため、提案県と同様に受領状況について把握できており、届出の意義・必要性は低下していると考えられる。 ○改正感染症法により、第1種及び第2種感染症指定医療機関においては、発生届を電磁的な方法による届出が義務化されているところです。結核においては、これらの医療機関に入院するため、電磁的届出とは別に入退院届(紙)のFAXや個人情報連絡のための電話連絡、原本の郵送が必要となるため煩雑になっており、医療機関や保健所にとって負担となっております。
82	藤枝市	活性化基本 計画の認定	図るための基本的な方 市で設定されている計 時間で定められている計 特別 一で表している計 特別 一で表している 一でまる である である である である である である である である である であ	当市では、平成29年度に立地適正化計画を策定し、JR駅 周辺の中心市街地と旧東海道宿場町を起源とする旧市街地の2拠点を都市機能誘導区域に設定し、コンパウトキャットワークによる拠点集物型のまちづりを進めている。また、中心市街地においては、令和4年度に、市中心市街地活性化基本計画(第4期)の認定を内閣総理大臣より受け、更なる中心市街地の活性化に取り組んでいる。これにより、コンパクトシティである中心市街地では人口の東中があるものの、それ以外の地域では、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市として、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市として、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市として、各地域の特性に応じた拠点づくり食と農などの地域の持続性確保は必須となっている。 変在、拠点集材型の都市構造への転換を進める中、地域拠点として、各地域の特性性応じた拠点づくり食と農などの地域終済力の向上や雇用の場の確保に向けて有効な土地利用として大規模集客施設の立地を進めたいが、は 替化調整区域への商業機能の誘導、市街化区域と成ったが、は 難しく、準工業地域については、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針において大規模集客施設の立地により、は 類とく、準工業地域については、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針において大規模集客施設の立地により、対議を対象が表する。	上、税収入の確保。	内閣府、経 所済重土交 通 省		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
定都市又は中核市において障害の認定が行われ、当該手帳を交付された身体障害者に対する、行政や事業者による各種サービスや優遇措置の提供の際の証明手段となっている。過去、当該指定医について、平成20年度に北海道にて実際より患者の障害程度を重く診断し、虚偽の診断書を作成した疑いや、平成26年度に聴覚障害の認定が適正に行われたのか疑念を生じさせる事案があったことを受け、障害者手帳制度の適正性を担保するために、厚生労働省は当該指定医制度に関する障害認定における専門性の向上等に関する周知や取り組みに努めてきた。 身体障害者福祉法第15条(3)に規定される当該指定医の指定に関する地で、対している当該指定医の指定に対ける専門性と公平性の担保のために有用に機能している仕組みであると承知している。例えば、指定医の申請をした師の経験等に接義がにた場合、諮問された審議会の委員は、当該医師にかかる症例集な	ら定められているところ、審議会の諮問が指定医の障害認定における。 専門性と公平性の担保のために有用に機能しているか疑問である。 また、「行政職員では困難な指定の可否の判断を行う事例」は極めて 限られた事例であり、全ての申請について一律に審議会へ諮問する ことは非効率である。例えば、医師の経験等に疑義が生じた場合に のみ諮問すれば、指定医の専門性を低下することなく、事務の大幅 な効率化を図ることができるものと考えられる。また、身体障害者 帳の申請があった際は身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施 行令に基づき厳密に審査を行うところ、当市の場合、身体障害程度 判定医を設置し、全ての診断書の内容について第三者が確認を行う など、身体障害程度の判定は適正に行われているため、当該規定の 原止により身体障害者手帳の内容について第三者が確認を行う など、身体障害程度の判定は適正に行われているため、当該規定の 原止により身体障害者手帳的皮の適正性が損なわれるとは考えにく い。 以上から、審議会の諮問によって発生する不利益について御理解い ただき、一律に審議会への意見聴取を義務付けている当該規定の廃 止について御検討いただきたい。	当市においても、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から障がいに関する診療科での経験年数等についての形式的な要件の審査を行っており、専門的な知識が必要となる状況になりません。指定医制度の重要性は理解しておりますが、指定申請に提出される資料から地方社会福祉審議会へ意見聴取する程の疑義が生じる場合が想定できず、どのような事例があるか、またどのような審査を実施するべきかご教示いただきたいです。地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けではなく、必要に応じて意見聴取をすることができるという位置付けでは不適当でしょうか。	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第12条第1項の医師の届出により把握される結核患者の発生時点の情報のみならず、長期的に転帰を把握する必要があり、そのために同法第53条の11の規定により病院管理者に	面・電話等による服薬確認の連絡を行っており、患者の受療状況が 確認できる体制は整っていると考える。地域DOTSの実施にあたり必 要となる患者情報についても、保健所は院内DOTSの参加者となって おり、必要な情報は院内DOTSの段階で共有されていることから、現		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模塞施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。これは、相当数の小売商業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。	中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)が直近では平成28年に改正され、約10年が経過する中、当市では、その間にも法中、成28年に改正され、約10年が経過する中、当市では、その間にも法中心市街地活性化に向けたまちづくりを進めている。中心市街地を都市拠点として、コンパクトシティ化を進めることは重要だが、一方で、各地域の生活圏としての持続性も必須であり、都市のブラットフォームとして、中心市街地を核とした拠点集約型のまちづくりによる持続可能な都市づくりが必要である。このことからも、人口減少対策は待ったなしの状況下であることに鑑み、法第15条第1項に基づき設置する、外部有識者で組織する協議会の同意はもとより、中心市街地における地域商業等に影響を及ぼすものでないと、総合的に市が判断する場合は、準工業地域に対しる大規模集客施設の立地を認めることについて、引き続き規制の見面しを求める。また、法な正後の施行状況を踏まえた今後の取組のあり方を見直し、地域の実情に応じた制限の緩和について検討を求める。		

管理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容	長体的な文件争例	行政の効率化等) 関係	•関係府省	団体名	支障事例
83		供される土 地に転用りは に い い い い い い い い い い い い い の い の い の 要 と の の み と り 付 結 る ら の の と の の と の の と の を り の を り の を り の を り の を り の を り の を り の を り の を り の と り と り	係事務取扱要領(平成31 年3月29日付け30農振 第4002号農林水産省農 村振興局長通知別紙)を	【現行制度について】 農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地 の造成(その処分を含む。)のみを目的とする農地転用に できたいては、当該土地を最終的に住宅の用に供することがに れ(農地法等5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条 第5号)、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係 事務取扱要領3の(川において、例外的に宅地造成のみを 性として、建築条件付売買契約の締結が定められている。 他力で、建築条件付売買契約の締結が定められている。 他力で、北市計画法上の開発許可制度においている。 他力で、北市計画法上の開発許可制度においている。 他方で、北市計画法上の開発許可制度においては、市街 に制整区域内で開発行為の上で宅地分譲を行うには開発一 時可が必要であるところ、都市計画法では予定建理で 下でも特段、建築条件付売買契約の締結が定められている。 地転用許可を受けるためには、建築条件付売買契約の 北市社会、建築条件付売買契約の締結が によいては、市街 に支藤事例・制度改正の必要性】 現行制度上、住宅の用に供される土地の造成について農 総していなければならないため、現行制度は次のような土地 地転用許可を受けるためには、建築条件付売買契約を絡 もしている。 知り、計算とないても、対し、対し、対し、対し、対し、 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 更は不可である。 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建築条件付土地のほとんどが、土地売買契約をしてから3 か月以内に建物請負契約を締結しなければならず、期間 が短いため納得のいくブランとならない。 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変 建築条件付土地のほとんどが、土地売買契約をしてから3 か月以内に建物請負契約を結結しなければならず、期間 が短いため納得のいくブランとならない。 地間に対しても2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 4 3 5 5 5 5 5 6 5 6 7 5 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 8 7 8	を締結する案件の減少により、土地購入者と農地 転用事業者とのトラブルの発生を防止できる。	農林水産省		○当市でも建築条件付売買契約を締結する案件は極めて少ないことと、土地の有効性(自在性)が失われるため、当該要件は廃止すべきである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
利用に支障が少ない農地に誘導するととは、転用後の具体的な利用目的の達成が確実でない場合には、転用を認めないこととしている。、農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号。宅地造成のみを目的とする農地転用については、「一般終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること。「製地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目かや資産保有目的など不要不急の土地取得につながるおそれがあることから、原則としてこれを認めないこととしている。他力で、宅地造成のみを目的とする農地転用であっても、「一都市計画法による用途地域が定められている区域内で住宅地等を造成する場合や	51条第1項に基づき違反転用に対する処分をすべきであり、農地法 第64条第3号による罰則規定もあることから、事業の確実性はこれら 農地法の適正な連用で確保すべきであると考える。 今回の当市の提案は、市街化調整区域内の転用時を想定している。 市街化調整区域内内の転用時を想定している。 市街化調整区域内ので地分線は地区計画区域内及び都市計画法 第34条第11号又は第12号に基づき対象区域を条例制定する場合な どが考えられるが、同法第33条第12号に基づく市街化調整区域での 都市計画法の許可では資力などを確認することで事業廃が確実で あるかを確認している。 また、予定建築物を一戸建て専用住宅とする宅地分譲のための同法 第30条の開発許可申請であっても、建築条件付売買契約の締結や 配置図等の添付を求めておらず、造成計画のみをもって許可を行っ ており、なぜ農地法のみ建築条件付きの契約までを求めているか疑 間である。		【全国知事会】 農地転用許可手続については、これまで進められてきた地方分権の 態言を踏まえて地方の創意工夫が生かせるような柔軟な対応をお願 いしたい。本件についても提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
84		宅建設計画 の認定に係 る都道府県 知事との協 議の廃止	建設計画を認定しようとする際に義務付けられて	優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第4項により、市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針)という。)を定めようとするときは、都道府県知事との協議が義務付けられている。また、法第4条第4項により、市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとするときも、基本方針の家定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅健など、詳細な規定も含め都道府県知事と一分に協議を行っている。優良田園住宅健など、政策定も含め都道府県知事と十分に協議を行っている。優良田園住宅健など、禁煙では、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している(都道府県から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。	されることで、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。	省、国土交	_	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
優良田園住宅建設計画(建設計画)に関する都道府県知事との協議については、以下の理由から必要であると考えている。 〈協議を経るとによって手続の迅速化等が可能となること〉 優良田園住宅法第5条では、都道府県知事等は、認定を受けた建設計画に従って優良田園住宅の円に供するため農地法や都市計画法の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとされている。具体的には、農地法に基づく転用許可や、都市計画法に基づ代開発許可の手続の迅速化等のであがなされることになる。これは、建設計画の認定に当たり、事前に都道府県知事等との協議を経ていることにより可能となるものである。 〈基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること〉 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針については、都市画や農業振興地域整備計画等との調和の観点からこれらの計画との生地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画の整合性を確保するために実施するものであり、その内容は、個の土地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画については、各年表である即地的なものとなっていない。他方、建設計画にある。 の主地を定める即地のなものとなっていない。他方、建設計画にある。 の主地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画につては、各年表である即地的なものとなっていない。他方、建設計画にある当性を確保するとは、判断を異にするものであり、改設計画に表づる適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点による土地の所在等の妥当性を個別具体に判断しているものであり、建設計画に表づいでは、本協議は要しないものと考えられる。)なお、都道府県知事との協議が廃止された場合、()都市計画法については、開発許可で事務に関する権限の移譲を受けていない市町村においては、開発許可の事務に関する権限の移譲を受けていない市町村においては、開発許可の事務に関する権限の移譲を受けていないもの事業をのとないできず、建設計画認定のとの、都が開助法については、開発的では、のとのと表えられることでは、優良田園住宅の建設する場には、とかにないできず、建設計画に従い、農地の保全・確保に多まなど優良田園住宅の建設に配慮しているところであるが、仮に都道のよれることの協議の仕組みが廃止された場合、これらの特例の仕組もものと考えられることからも一律に廃止することは難しい。	ついても関係課と事前に調整し、それらの許可の見込みを得た上で 建設計画を提出していることから、建設計画認定時の協議を都市計 画法等の許可の事前審査に位置付けているという指摘は実態に見 合っていない。さらに言えば、「建設計画認定時の協議と「都市計画 法等の許可に係る手続は大実質的に重複していることになる。 また、平成10年7月15日付け共同局長通知によれば、基本方針策定 時と建設計画認定時の協議の観点は概ね同様であることに加え、基本 本方針における対象エリア内には特定でいることから、当該エリ ア内における即地的な個別具体の判断は、基本方針に適合するかか かの市町村の判断に委ねても差し支えないと考える。当市の実態としても、建設計画認定時の協議は、基本方針への適合性の審査に終 地しており、都道所県から「都市計画等に基が、適正な土地利用や優 良農地の保全・確保の観点」からの意見等が出されたことがない。 なお、第1次回答において、「都市計画法上の観点かは、建設計画 の認定市町村が、開発許可権限をする政令指定都市等の対しては、本協議は要しないものと考えられる。」と記載があるが、当 市のように都市計画法の別発許可や農地法の農地転用の権限務度を受けている市町村においては協議を不要とするなどの例外規定を 設けることも可能ではないかと考える。 以上のとおり、地方自治体の事務負担軽減等の観点から、実態に即 した制度の見直しを求める。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町付金】 提案団体の意見を十分に尊重し、一律の廃止ではなくとも、重複部分 に関する協議のあり方等、積極的に検討していただきたい。

管理		提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容		行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
85	藤枝市	宅に係る敷 地面積並い に建ペい率 及び容積率 要件の緩和	促進に関する法律施行 令第1条及び第2条を改 正し、市町行の策定する 使、田園住宅建設の促 進に関する基本方針や 条例において、地域の	優良田園住宅の要件である敷地面積や建べい率・容積率は、優良田園住宅の要件である敷地面積や建べい率・容積率は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令によた緩和が必要である。特に敷地面積300平方メートル以上とされる基準については、比較的地価の高い地方部の場合、住宅建設ニーズの高い予育で世代等にとっては基準を満たす土地が手を出しづらい高額なものとなっており、優良田園住宅の建設が進まない状況にある。地価や敷地面積の広さなどは、地域特性に大きく左右されるものであることから、地域の実情に応じ柔軟な対応が必要であり、必ずしも全国一律の基準である必要はないと考える。	住宅建設ニーズの高い子育て世代の住宅取得の	農林水産 省、国土交 通省		
66	中核市市長会	救助に急い 対いに急い がは急い の場合資事化 のは のの場合で のの場合で のの場合で のの場合で のの場合で のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	宅の応急修理」制度における資力の有無の確認 事務について、持家の場合は、平成28年に具体 的な所得基準が撤力運用 を図るために、、資力有無 を図るために、、資力有無 方しに関する申出書」をといこととを はずるだけでよいこととま	助事務取扱要領において、「単に所有者に申立書の提出を 求めるだけでなく、所得がなく、修理ができない資力状況、 災害に伴う保険金・共済金の受領等がなく、所有者の資力 では修理ができないことを確認けることが求められている ため、制度の申請者である借主は所有者から所籍証明等 を入手しなければならず、また、市でも火災保険等の加入 状況、銀行借入の状況等を確認をしなければならないこと から、受付判断に時間と手間を要する。	ばならないが、借家に対する当該制度の適用について、受付事務を簡素化することにより、借主及び地方公共団体の負担を減らし、関係制度事務の迅		川模店工作、相名岡岡市、相名岡岡市、東本本・	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
あるとおり、「潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅」の建設を促進することを目的としている。こうした生活を営むための必要な良好な居住環境の確保のため、小規模な敷地に空間的に余裕のない住宅が建築されることのないよう。田園居住にふさわしい優れた住環境の形成・保護を図るための形態に関する要件として、施行令において、敷地面積の最低限度、建ペい率及び容積率の最高限度、階数の最高限度を定めている。これら要件は、「潤いのある豊かな生活」の確保のため、平均以上の住宅の質を担保する観点から、最低限必要な条件を全国一律の基	いるが、当市の一般的な住宅の敷地面積は約50坪である。50坪であ		【全国知事会】 提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
等から収益をあげているものであり、応急修理を行うだけの相当額の 貯金等の資産を有していること、応急修理の修繕を行うための借入 れができないとは考えにくいこと、被災に備えて損害保険、共済等に 加入していること等、自らの責任において費用を負担し、事業継続に 向けた方策が確保されている。 また、被災者である賃借人との関係では、民法第606条第1項によ り、大家は修繕義務を負っており、大家の責任で修理が行われる。こ れらのことから、借家の提供に対し、災害救助法による応急修理を行 うことは原則として認められない。したがって、借家について、例外的	により確認することと記載されているが、救助実施主体が主体的に行うことのできる所得証明書による課税状況等の確認は、市町村に去ては税務情報のため公用発行や閲覧ができず、所有者本人が申請するしかないことから入手が困難となっており、受付判断に時間と手		

管	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	3 12 17 17	(事項名)	具体的内容	ALL 1997 HAND	行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
87	中核市市長会	制の整備に関する届出事項の見重手続の見しについて	社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出をした指定事業者は、その届日とした上年生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若らくは中核市の長に届け出なければならないこととされている。十五十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	自治体及び事業者双方の事務負担が減少する。		山市、八王	〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出いて、双方、またはどちらを届け出る必要があるのかについて、事業者から届け出前の確認連絡、問い合わせが非常に多く大きな業務負担となっている。様式内容の説明や各種様式掲載サイトの御案内等に係る対応業務に加え、事務の頃雑さから事業者の届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、当市及び指定事業者双方に負担が生じいる。なお、届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまでに敷週間を費やすこととなる。〇当市においては、年間1000件以上の変更届が提出されており、業務管理体制の整備に関する内容は、ほぼ変更届で網羅されているのが現状である。省略されれば自治体および事業所の事務負担が軽減される。
89	北区	を会るてこよ祉時る地体教へ教が機設とう、法保権方の育委管とすで児上護帳公長委任人の主護帳公長委任の信等共か員可量すいる名福一係を団ら会能	29条) 及び一時保護(同 法第33条第2月)等に保 る地方公共団体の長の 権限を教育委員会に委 任することができることと する規定を設防長及び所 員は地方公共団体の長	連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策をより効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を所管する部署を教育委員会に設置している。近年、児童虐待の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取組みなど、子育てと教育の更なる連携が求められている。一方で、児童相談所長及所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とすると定められ(児童福祉法第12条の3第1項)、また、立入調査(同法第29条)及び一時保護(間法第33条第2項)等に係る権限は地方公共団体の長の権限とされていることから、児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができないものと解される。	く、これらの施設との連携が重要になる。当区では、「子育て」と「教育」について一体的に取り組むといった観点から、これらの施設がすべて教育委員会に属しており、児童相談所が教育委員会に設置されることで、迅速な対応が可能となり、子ども		羽後町、横野浜市、長野	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び 業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体に おける運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。			
や同法第29条に規定する都道府県知事等による立入調査の権限 は、強制力を伴い、また、その判断の譲りによっては児童の生命や身 体に重大な危険が及ぶものであり、所員に関する規定(同法第12条 の3)等により専門性が担保されている児童相談所が行う必要がある	談窓口、児童虐待通告(相談)窓口等、専門知識を有する職員を配置している。また平成25年度以降、毎年計画的に児童相談所への職員 派遣を実施し、育成に努めている。(令和5年度実績:事務職、福祉職、心理職、一時保護所職員 計22名)合わせて区児童相談所開設 (令和8年度)に向け、課題解決や職員の育成・ケアを目的に帰庁報告会を年数回開催している。 以上のとおり、教育委員会の補助職員を配置することについて対応 策を講じているところではあるが、後段の「都道府県知事とは位置づ		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
90	天理市	による糖尿 病患者等へ のインスリン	祉士法施行規則で規定されている介護福祉士が行うことのできる医師の指示の下に行われる行為は、の口腔内の喀かく痰たん吸引。②気管カニューレ内部の喀痰吸引。④質合力による経管栄養・養養経管栄養	障害者総合支援法第2条4項においては、市町村等の責 だとして、「必要使書福祉サービス等の提供体制の確保 に努めなければならない」とされています。また、第6期障 書福祉計画に係る「障害福祉サービス等の近障害児通所 支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針によいても、地域における居住の場としてグループホールで表を図り、地域生活への移行を進める等といった障害 れているところです。このような施策の流れがあるにも関わらず、本市において、下記の通り医療的ケアの必要な知的 障害者のサービス提供体制の優保に関する基本的考え方が示さ れているところです。このような施策の流れがあるにも関わらず、本市において、下記の通り医療的ケアの必要な知的 障害者のサービス提供体制に係る課題がありまします。 具体的には、令和4年10月3日付で天理市手をつなぐ育成 会より天理市長宛てに医療的ケア(糖尿病のインスリン注 射)の必要な知的障害者が、親亡き後グループホーム(共同生活援助)での生活が可能となるように、市の理解と見 への緩和の申し入れの要望がありました(別総参照)。実施 は認められているものの、医療行為であるとして介護職場に 等が行うことは認められていません。グループホーム等機 は認められているものの、医療行為であるとして介護職員 等施行のことは認められていません。グループホーム等機 は認められているものの、医療行為であるとして介護職員 等が行うことは認められていません。グループホーム等機 は認められているものの、医療行為であるとして介護職員 等施設の多くは、看護師は常駐しておらず、入足者困難 なっています。知的障害者のうち、インスリンの自己を発 は認む者が親亡き後においても、地域において安心して生 活することができるよう、グループホーム等においてそう いった課題に対応できる体制整備を強く求めます。	び介護福祉士法施行規則で規定されている介護福祉士が行うことのできる医師の指示の下に行われる行為に含まれれば、インスリン注射が必要な障害者が、グループホームで安心して暮らすことで	厚生労働省	長摩県	○現在のところ、当市へはインスリン注射に関する要望は寄せられていないが、今後、障害者の高齢化、 重度化に伴い、同様の要望が寄せられることも想定される。
91	横浜市	の長の署名 における電 子署名によ	における会議録の例と同	地方自治法第16条第4項は「当該普通地方公共団体の長の署名(略)は、条例でこれを定めなければならない。」としており、条例公布時には長の署名が必要となるが、ここで	書起案に関し、紙を併用しない完全な電子化が実現できることとなる。	総務省		○当県でも、文書の管理は、文書管理システムでの電子的管理が原則となっているが、条例公布に係る事務については、長の自署を要することから、紙の併用による処理を行っている。現在の文書管理システムには電子署名を付す機能がないため、電子署名による方法が認められた場合でも、直ちに完全な電子化が実現できるわけではないが、令和7年度稼働予定の次期文書管理システムには電子署名の付与機能が供えられる予定である。条例公布時の長の署名について、電子署名による方法が認められれば、システム上で処理を完結することが前能となり、電子化が実現できるの現在、当市においても、文書事務は文書管理システムを用いて電子的に行うことを原則としているが、条例公布に係る事務については、地方自治法第16条第4項の規定により、長の自著を要することから、紙を併用せざるを得ず、電子的に処理ができない状況にある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって心身の状況に応じた介護等を行うことを業とする者であり、介護福祉士がインスリン注射を行うことはできません。なお、医師法第17条においては、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされています。また、看護師等も医学的判断及び技術に関連する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的判断を前提していることに鑑み、一定の医行為(診療の補助)については、その能力の範囲内で実施できるか否かに関する医師の医学的判断を前提として、看護師等も実施することができることされています。さらに、グルーブホームに看護師を配置するにあたり、看護職員配置が、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、一定の医行為を含む利	当市内においては、看護師を配置し、医療的ケアに対応するグループホームはなく、市内グループホームから看護職員配置加算の請求もありません。 なお、令和3年度に実施された実態調査「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」においては、回答事業所(2028事業所)のうち、1601事業所(約73%)は看護職員の配置がゼロ人と回答しているところであり、また、同調査においては医療的ケアに対応したグループホームの供給が不足しているとの声も自治体から上がっていることから、全国的な課題として、本提案で示しているようなニーズに安定的に応え得るグループホームが不足している実態があると考えます。 これらのことより、グループホームへ入所することができず、在宅で家		
るべき条例の原本を確定させる機能と、②将来にわたって条例原本の真正性を確保する機能を有するものと考えている。これらは国にいても概ね同様であり、憲法第74条の規定により法律・政令に内閣総理大臣等が署名するほか、その公布文には御名御璽と内閣総理大臣の副署が記されている。 条例は、類例として提示されている地方議会の会議録とは異なり、特に刑罰を含めて住民に義務を課し、又は権利を制限する地方公共団体の自主立法という性格を有するものである。したがって、その原本の真正性に関し、全ての住民が確認可能であることが受請されることから、現行の自署が果たす機能を電子署名が	いう手段そのものや署名が有する機能を変えようとする考えは全くないものである。 第1次回答では、条例原本の真正性に関し、全ての住民が確認可能	条例原本の真正性について重要であることは十分認識するところである。 そのうえで、自治体DX推進の取り組みと原本の真正性の担保をいか に両立させるか、前向きに検討すべきものと考える。	【全国知事会】 提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理	<b>I</b>	。 提案事項	求める措置の	日仕めた土陸市内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	子 四14	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
92	横浜市 【重点1	給付費等係の所 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が 適正に行われていること</li></ul>	地域型保育給付費等について、子ども子育で支援法第29 条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に同 した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規 定されているが、認可保育所委託費と異なり、地域型保育 給付費については使途制限がなく、また保育に要した費用 に地域型給付費等を支出するといった規定もない。一方 で、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査に	育士の給与や施設運営における安全面の向上に 充てられるようになり、給付費の適正な執行と住民 サービスの向上につながる。			〇当市において必要性等の具体的事実は確認できていないが、給付費の適正化に寄与することが期待できる。その場合、市町村が確認、指導を行うための体制の整備も検討すべき課題である。
93	横浜市	て支援事務(教育・保証等の給付)におけるマイナンバーによる税情	器 設等利用給付認定に関 する事務手続において、 対象児童の父母及び扶 養義務者の住民税課税	標準レイアウトでは、「本人該当区分:同一生計配偶者」が 取得できない。 市民税のかからない被扶養者は税の申告義務がなく、マイ ナンバー連携では連携項目が限られるため必要な情報が 得られない。そのため、申告義務がないにもかかわらず、	育料が最高階層にならず経済的な負担がなくなる。 また、市町村にとっては手続きの簡略化、事務の	庁、デジタ ル庁、総務 省	川市、仙台 市、千葉 市、川崎	○当市ではマイナンバーによる情報連携が必要となるケース(保育料算定年度、市外に居住している場合)は、必ず保護者に課稅証明書の提出を求めている。 ○当市で自模の事例があり、保護者に対し、税申告や課稅証明を依頼し、保護者の負担となっている。 ○同一生計配偶者の欄がないため、課稅証明書等の添付書類が必要となってしまう。 ○近年、各種福祉、子育て、就学関連の施策において、一般的な所得証明書の記載事項を超える該当要件(課稅課準、稅額控除等の額、本人該当区分などを用いる事業が増えているが、本件に限らず、情報連携ができないケースにあっては、引き続き所得証明書の提出が求められるため、記載事項の追加依頼などの対応ご苦慮している。また、本来、市町村の事務でごうした項目を必要とする場合は、申請者に証明書提出の負担を求める手法ではなく、本提案のとおり、本人の同意(マイナンバーの提出等)に基づき、事務の所管部局が情報連携により必要な調査を行うことが妥当であると思料することから、提楽事項に賛同する。 ○マイナンバー照会をしても照会結果が不明のため、保護者に課稅証明書の提出を求めたり、他自治体に問い合わせをしたりと、保護者にとっても自治体にとっても事務処理の負担や経費の負担が大きくなっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
			【全国知事会】 誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
て、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該情報連携により必要な情報を得られることが明白である必要がある。「同一生計配得者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配得名に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなら市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者がの判別のために必要な情報が得られるとは限らず、全国統一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。	非課税者かの判別ができないため』と記載されているが、提案書に記載のとおり、「被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税収入100万円までもしくは収入100~103万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、その結果、保育料は決定できる」とから要望しており、「市町村民税非課税者かの判別」のために提案しているものではないことから、関係府省の回答は論拠に乏しいと考		NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、 実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場

管理	四件点	提案事項	求める措置の	日 体 44 4、 大 唯 本 /0	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
94	苫小牧市	援センター と	護支援の介護報酬院定 方法の明確化・適切に 所設定を行うともに、業 所設定を行うともに、業者 所立りを選び、 所立りを 所立りを 所立り、 所立り、 所立り、 所立り、 所立り、 所立り、 所立り、 所立り、	【現状と課題】 地域包括支援センターの業務は、総合相談業務、権利擁護業務、包括的、継続的ケアマネジメント業務、介護予防支援業務等、多岐にわたるが、高齢者人口の増加や専門職任要素務等、多岐にわたるが、高齢者人口の増加や専門職付表の企業を設定しては、指定介護予防支援事業者に委託することができるとされている。介護報酬において、居宅介護支援費の方が介護予防支援事業者を必ずである。介護報酬において、居宅介護支援費の方が介護予防支援、分質機翻側の範囲内で委託料を支払うため、委託先の指定居宅分(護支援事業者が見つからない状況にある。当市においても、介護設定要支援者数の増加により、居宅介護支援事業所への外部委託を希望するセンターも多いが、委託料等の経済的理由や従業者の報酬基準上におけるの取供性数の理由から、委託先が見つからず、地域包括支援と少ターの負担が増加し、他業務に影響を与えている。なお、令和4年度提案を踏まえ、介護予防支援業務の実施の連減制がある限りは、技本的な負担軽減は難しいものと考える。同じようなケアブランを作成していても、介護予防支援と居宅介護支援で報酬に大きな差が出ていることについて理を明確化の上、逓減制の見直しを含め、適切な報酬股定を行うなど、実行性のあるが地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築が必要と考える。			岡市、ひた 足利市、ひ市、 越市、中 悪機市、 、川谷 市、 、川谷 市、 、相模原 、相模原	○市内5箇所すべての地域包括支援センターが、介護予防支援業務の委託を希望しているが、委託料の経済的理由や従業者の報酬基準上における取扱件数の理由から、委託先が見つからず、結果、地包括支援センターの負担が増加している。令和4年度提案を進めていくこちっても、委託を進める上で弊害となっている「ケアブラン作成における負担にほとんど差異がないにもかかわらず、介護予防支援と常うことは必要。○予防支援の報酬が居宅介護支援に比べて少ないことで理由を明確に示した上で、適切な報酬設定をうことは必要。○予防支援の報酬が居宅介護支援に比べて少ないことや、ケアマネジメントのプロセスは変わらないもの、予防支援の場合には、自立支援に向けた専門的な視点が必要となっており、報酬の少ない予防支の計画は委託を受けていただけない。○居宅介護支援事業所も指定介護予防支援事業所の指定を受けられるよう制度改正がなされたが、介護予防支援の軟酬額が低いままでは新たに指定を受ける事業者も増えず、地域包括支援センターの負担軽減につながらないと見込まれる。
5	群馬県、新潟県	報の開示の 実施の方法 等の申出を	全で定める事項の申出 の方法について、文書的 提出でなく口頭でも可能 とする。	【現行制度について】 令和5年4月1日に全面施行された改正個人情報保護法は、地方公共団体にも適用されることとなる。同法及び同法施行令において、保有個人情報の開示の実施の方法等の申出は、書面により行わなければならないとされている。これにより、地方公共団体においても、開示の実施方法等申出書を文書で提出してもらうことが必要となる。【支障事例・制度改正の必要性】 「表別では条例により個人情報開示制度を運用し、開示方法について文書提出を求めずとも適切に開示を行てきた実績がある。文書提出を必要となれば、申出書類の投援力方法等に係る請求者からの問ちせ対応や提出された文書の収受手続等の事務が追加で発生することが想定される。また、郵送で申出書を提出する場合、郵送により往復する日数や相手方の書面の確認が発生するため、開示までの期間が「週間程度遅くなることに加え、郵送により往復する日数や相手方の書面の確認が発生するため、開示までの期間が「週間程度遅くなることに加え、郵送により往復するの利益を損なうことが規定される。このほか、開示することが可能であると回答した期間において対応できるようスケジュールを確定できず通常業務への支障がなかった場合はスケジュールを確定できず通常業務への支障がなかった場合はスケジュールを確定できず通常業務への支障が大きくなることが想定される。【支障の解決策】	を軽減することができる。 また、開示までの日数を短縮でき、開示実施日を 変更せざるを得ない請求者がいた場合でも臨機応 変に対応することができるため、県民サービスの向 上につながる。	護委員会	形県、ひた ちなか市、 高崎市、彦 根市、熊本	○個人情報保護法の改正前の市の条例に基づく運用の際は、開示の実施の日、時間等は、請求者と話等により調整を行っており、特に問題なく事務を執行していたところです。個人情報保護法の改定においては、件数は少ないものの、具体的な支障事例に記載のとおり、実施法等申出書の提出に伴い、当市だけでなく請求者についても、費用、手間、時間等が発生していると考当然のことながら、個人情報の開示請求をされる方は、当該情報の速やかな開示を求められているこれがら、実施方法等申出書の提出に伴う費用、手間、時間等に関し、市民の利益を損なうとともに、感情にも市の行う事務に対し不満を抱かれることも多しと考えております。○当市においても、個人情報保護法の適用以前は、電話で開示の日程を調整していたため、同法の遊を受けることにより支障が生じることが想定される。電話で調整可能であるにもかかわらず、書面の提出を求めることは、請求者にとっても不要な負担を謂ものである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
要する平均的な費用を勘案し、社会保障審議会介護終付費分科会の意見を踏まえた上で設定されている。介護予防支援と居宅介護支援とではモニタリング時の利用者の居宅への訪問頻度や利用者の状態等が異なり、それぞれの業務に要する手間・コスト等を踏まえた報酬設定となっている。  通滅性については、居宅介護支援事業所において、適切なケアマネジメントを行うために業務に要する手間・コストの適正な反映、サービスの質の日等の観点から設けられているものであり、地域包括支援センターの業務負担軽減の観点のみをもって見直すことについては慎重に検討する必要があると考えている。 地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令和3年度介護報酬改定において、地域包括支援センターが居宅介達支援事業者に外部委託を行いやすい環境の整備を進める規立した会で表すとが表されている。会託連携加算を創設したところ。さらに、本年5月12日に成立した全世代対応型の持続可能な社会保障制、皮を構築するための健康保険務延度のり、その機能をより発揮できるよう、介護予防支援の指定対象拡大や総合相談支援業務の一部委託等の見直しが行われたところである。 引き続き、介護予防支援及び居宅介護支援を見つが行われたところである。 引き続き、介護予防支援及び居宅介護支援の介護報酬や、居宅介護支援を実所が介護予防支援を発して指定を受ける際の基準については、サービスの質の確保や地域包括支援センターの業務負担軽減等の観点から、社会保障審議会入情態付費が対会での議論等も踏まえ、適時適切に必要な対応を検討してまいりたい。	では、地域包括支援センターが取り扱う介護予防支援の件数減にはっながらない。 また、仮に介護報酬単価の差を解消したとしても、取扱件数が40以上となる場合、40以上の部分には介護報酬の逓減制が適用され、居宅へ護支援事業所が介護予防支援を受託しない制度的な原因となっている。現在、居宅介護支援事業所がか地域包括支援センターから介護予防支援を受託しない制度的な原因となっている。現在、居宅介護支援事業所がか理立ては介護報酬の逓減制が適用されず、課題は解消される。 さらに、介護予防支援と居宅介護支援とでは利用者の状態等は異なるが、現場形支援と居宅介護支援とでは利用者の状態等は異なるが、現場を賞として、ブラン作成に大きな差異はないと感じている。各種研修、多職種連携により、ケアマネジャーの能力は着実に向上しており、介護報酬の逓減制を見直し、利用者数を増やすととは、居宅介護支援事業所の経営改善にもつながるものである。このため、介護予防支援者と居宅介護支援費の介護報酬単価の差を解消し、併せて指定介護改善と居宅介護支援者の介護報酬単価の差を解消し、併せて指定介護及と配き介護支援事業がが介護予防支援を発きした。とて、居宅介護支援事業所が介護予防支援を発きるインセンティブが働と考える。その結果、地域包括支援センターが取り扱う介護予防支援の件数が減少し、地域包括支援センターが取り扱う介護予防支援の件機と表る。その結果、地域包括支援センターが取り扱う介護予防支援の件数が減少し、地域包括支援センターの業務負担の軽減及び円滑な業数が減少し、地域包括支援センターの業務負担の軽減及び円滑な業が変した。	指定対象拡大、総合相談支援業務の見直と予定しているとのことですが、どちらの方策についても委託先である居宅介護支援事業者に委託を受ける宗力がなく、要介護認定者の受け入れるえ苦慮している自治体や地域においては全機能しない手段でもあります。地域包括支援センターの業務負担については高齢者数の増加や一人暮らし高齢者、高齢者世帯の増加、高齢者化等令への対ななど社会の、制度的に要請される役割が高まって心ることも要因として考えられます。地域包括支援センターの負担軽減を図るには、包括的支援事業を担う機関としてのセンター、指定介護予抜支援事業所としてのセンターのそれぞれについて人員体制(配置基準、配置できる職種など)を充実させる方法について検討する必要があるものと思料します。【熊本市】 〇逓減制の見直しについて介護種酬において最大約3倍の開きがあることや、居宅介護支援において最大約3倍の開きがあることや、居宅介護支援において、介護予防支援では3か月に1回以上とされているでいることなど路まえれば、介護予防支援では3か月に1回以上とされていることの分かりでになり、3分的1の計上に変更が換るの1の計上に変更するなど、更なる負担軽減について、介護予防支援では3か月に1回以上とされていることなど路まえれば、介護予防支援では3か月に1回以上とされているでいることなど路まれば、介護予防支援では3か月に1回以上とされているでいて、分離予防支援では3か月に1回以上とされているでいることなど路まれば、介護予防支援では3か月に1回以上とされているでいることなど路まれば、介護予防支援では3か月に対して、1分間を1分に対して1分間を1分に対しませばないます。1分に対しませばないます。1分に対して1分に対しませばないます。1分に対した。1分に対して1分に対しませが対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対しませが対して1分に対して1分に対し対して1分に対しませが対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対して1分に対しが1分に対して1分に対して1分に対しで1分に対しで1分に対して1分に対して1分に対しが1分に対して1分に対しますが対して1分に対し対しが1分に対して1分に対しが1分に対しが1分に対しまりが1分に対しが1	【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
報保護法第37条第3項及び個人情報保護法施行令第26条第1項により、書面により行わなければならないとしている。また、開示請求者は、法第77条第1項及び政令第23条各号の規定に基づき、希望する開示の実施の方法等について開示請求書に記載することができ、かつか今第26条第2項において、この希望する方法に基づき関示を実施することができる場合に、開示請求者において当該方法を変更しないのであれば、開示請求者は開示の実施方法等申出書を提出する必要はないと規定している。いずれにしても、個人情報保護法の趣旨に則り、開示請求の手続について、適切に運用していただきたい。	「開示請求における開示の実施の方法等の申出については、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため・・・書面により行わなければならない」とのことであるが、開示請求権の行使のために必要である開示の実施方法等の行政からの情報提供であるま第82条(第1項)に定める事項の通知については、書面で行われなければならないが、これに対して当該通知の範囲内でどのような方法を選択するかという国民からの申出は、その内容を明確にするために書面の提出を義務としなければならないほどの「重要な法律関係」には当たらないと考える。法第87条第3項により申し出なければならないとされている事項は、開示の方法や日時であるが、これらは開示請求者の都合により当初の申出の後において変更されることも多いものであり、変更されたとしても両当事者に大きな不利益は生じず、内容を明確で表る。開示請求者は可能な限り早期の開示を求めている。法では開示請求者があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならないと表示しないまえる。開示請求者は可能な限り早期の開示を求めている。これでは明示決定等を行わなければならないとである。したもつ、3 詳無県では条例により14日以内に開示決定等を行れなければならないとである。したのように早期の開示に努めているところ、開示の申出が書面に限られることにより開示までの期間が長くなることは国区利益を損ね不合理である。したがつて、開示の申出が書面に限られることはより開示までの期間が長くなることは国民利益を損ねて合理である。したがって、開示の事能とすべきである。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮しつつ、是非も含め検討を求める。

	1									
管理番号	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管 ・関係府省		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
番号		(事項名)	具体的内容	2111202117	行政の効率化等)		行政の効率化等) 団		団体名	支障事例
96	栃木県、 川越市、 神奈川 県、新潟	における電理は出る規制を開発しています。	処理組織使用届出書を 廃止する。 長の代替として、入力電 その代替として、入力電 予届出ンスケムに付与し た上でする手続をンカナー はで行えるようにする直接 また、仮パスピーされるを 事業者が行う手続きを 事事業者が行う手続きを	PRTR制度では、事業者が電子届出を開始する場合、あらかじめ電子情報処理組織使用届出書が都道府県知事に提出され、知事が形式確認を行った上で、NTE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)による登録手続きが行われ、都道府県を経由して成がスワードが発行される。 具体的な事務の流れは下配のとおり。 ①事業者が届出書を作成し、郵送又はメールで送付 ②届出書が都道府県に到着後、既にPRTR届出システムに登録券の事業者でないかを確認(登録があれば⑥以降	化が可能となり、事業者の利便性が向上する。こ のことにより、電子届出率の向上が期待できる。ま た、入力時にエラーチェック機能を付加すれば入 カミス・漏れなく届出を行うことができる。 都道府県にとっては、書面で提出された届出書を 電子化する等の事務を行う必要がなくなり、当該手 続に係る事務負担を軽減することができる上、「具 体的な支障事例」欄门に係る誤発送・誤送信のリ スクを無くすことができる。		札森県県県市市県府府県県県県市、幌県 炎長浜豊滋京大奈和岡徳吉沖、保県、変長浜豊滋京大奈和岡徳吉沖、南坂野松橋貿都阪良歌山島野縄青城	○当市における当該届出書の提出数は年数件であるが、当該届出の事務処理(ID、バスワードの発行) が終了しなければPRTR届出システムの入力ができないため、優先して処理を行う必要があり、その他の 業務を圧迫している。また、事業者から提出されてから、NITEより即や仮バスワードの発行までは数日か かり、事業者にとつても手間や時間がかかっている。電子システム上で処理できれば、行政側の業務量が 減り、事業者骨としても動送等の事務がなくなるため、両者にとって大きなメリットとなる。 ○書面での届出は不備が多く、確認作業にかなりの時間を要している。また、県の電子申請・届出システムで電子での届出を受け付けているが、排出量等の届出を行うシステムと異なることを知らない事業者か ら、届出ができないと問合せが来ることがある。 ○電子情報処理組織使用届出処理件数は年10件程度であり、提案自治体指摘のとおり当県でも事務負担となっている。また、事務の性質上、県が審査する項目がないと感じるため、事業者入力時のエラー チェック機能の付加により、確実かつ円滑な運用が可能と考える。		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
出システムの利用開始時に必要となる使用届出の件数が急増してまり、経由する自治体の皆様には事務負担をおかけしています。一方、 当該届出は電子届出システムの開始時に必要となる手続であり、既 に74%の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今 後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約87	PRTR届出対象事業所のうち、現在74%が届出システムの利用を開始していても、なお約8千件の届出が見込まれており、1都道府県あたりでは約170件になります。さらに、今後も新たに対象事業所が増・えることが見込まれます。 当県においては1件の届出処理に40分程度かかっており、170件を処		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

<b>管理</b>	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
音 団体名 番号 団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
17 低松八市中東上久町町町町町町町町町町町町町町町東上久町町市浜田市市町町市浜田市市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	注射の実施 時期等の見 直しについ て	済票を交付する規定を撤 廃し、4月1日を境に交 付年度を分けるよう、見 直しを求める。それに伴 い、予防注射の時期につ いて、「4月1日から6月 30日までの間に1回受け させなければならない」と するのではなく、通年接	主にとって分かりにくいものであり、窓口での説明に時間を要する場合がある。 ・3月2日から3月31日に接種して翌年度の済票をすでに交	でき、予防接種に係る事務が通年に分散されることで事務負担が平準化され、職員の負担軽減に繋がる。		木市、市、 市、千里 市、大東田 市、大東 東野川 川川	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
【交付年度について】 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項の規定による予防注射の時期については、年度を単位として規定した上で、 ①生後91日以上の犬を所有する者は、4月1日から6月30日までの間にその犬に予防注射を受けさせること ②生後91日以上の犬であって、狂犬病の免疫のない犬を新たに所有するに至った者は、所有するに至った者は、所有するに至った日から30日以内にその犬に予防注射を受けさせること	「同年の4月1日以降(以下「新年度」という。)、当該犬の所有者が新年度の注射済票を所持していないことから、予防注射の時期に係る制度上、改めて新年度に接種する必要がなくとも新年度に改めて予防注射を受けさせてしまう可能性がある」「市町村が新年度に狂犬病予防対策を実施する際に、当該犬の所有者が新年度の注射済票を所持していないことにより、当該犬の所有者が新年度の注射済所といいであると認識されてしまう」という懸念は、4月1日から6月30日までの間に予防注射を受けさせる制度を廃止し、通年での接種を可能とすることとした上で、接種した日が属する年度及び月が表示された注射済票を交付する制度とすることにより解消されると考える。3月2日で交付年度を分ける現行の制度では、飼い主にとって分かりつらく、窓口で説明する職員の負担も大きい。また、予防接種の実施が通年となることで、飼い主は年中予防接種を受けることができ、事務が通年と公ろことで、飼い主は年中予防接種を受けることができ、接種時期について引き続き検討をお願いするとともに、交付年度の見直し	【上田市】 現行の予防注射の時期に係る制度を理由に、交付年度に係る規定の見直とを困難としているが、提案にもある通り、交付年度の見直しについては接種時期と一体で検討されるべきであると考える。	

管理		提案事項	求める措置の	日体的大大路市内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
98	京大兵奈関連 東京大兵奈関連 重点34]	国家検定に 係る都道府 県経由事務	務を廃止し、検定申請等を事業者から直線検定 機関国国立感染症研究 所)に提出する形と音がする ことを求める。都も道府 民生の事態を場合し、オンライン化し、オンライン化し、オンライン化、オンラインにより手続がされま務 にの那道府県を経れまれる。 道府県及び事業者の負 道府県及び事業者の負	医薬品等の国家検定の申請を行う場合、現在は、事業者の製造所を所管する都道府県が試験検査検体を採取し、申請書とともに検定機関に送付している。また、検定後の結果の通知も検定機関に送付している。また、検定後の結果の通知も検定機関によその通知を受け取った後に、製品の包装等作業(検定合格表示を含む)を行い、最終製品化後に市場に出荷している。 【支障事例】 当府では、ほぼ毎週、申請及び検体採取が発生しており、それに係る業務時間、人件費等の負担が大きい(参考:令和4年度の申請数は99件)。	患者等への重要な医薬品のさらなる安定供給等 の確保に資するとともに、検定申請を効率化するこ とで、都道府県事務の軽減や事業者負担の軽減 につながる。	厚生労働省		
99	京都府	引業者の事 業者名簿等 の閲覧制度 に係る対象	宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除などの簡素化を求める。	【現行制度】現在、政府全体でデジタル化の検討が進められており、今級、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿等(以下「業者名簿等」という。)の閲覧についても、インターネットでの閲覧を可能とする方針が国土交通省から、下されている。 【支障事例】 当府では、業者名簿等の閲覧請求が、コロナ以前は年間 900件程度、コロナ以降も600件程度あるところ、現在は、閲覧所に保管している業者名簿等を紙媒体で申請者に閲覧 をせているが、インターネットでの閲覧となる場合は、業者名簿等を全てデジタル(PDF形式等)に置き換える必要があるため、直ちに対応することは事務負担が大きく、非常に困難である。また、業者名簿等には、個人のブライバシー情報が含まれるものもあり、インターネットでの閲覧が可能となる場合、プライバシー保護の観点がからも課題があるとともに、場合、プライバシー保護の観点があらまと観があるとともに、より、実者名簿等の閲覧対象書類については、その全てを閲覧させるのではなく、個人情報が含まれる書類を除くなど、簡素化・合理化が必要と考える。	の事務負担の軽減が期待され、本来行政に求められる役割である宅地建物取引業者への監督・指導 に注力することが可能となり、行政の効率化が図 られる。			〇当県では、提案団体と同様、紙媒体の業者名簿等の閲覧を行っていることから、インターネット閲覧の実施にあたっては文書の電子化が課題となる。宅地建物取引業免許事務等処理システム(宅建システム)を活用して容易に電子化が図られるようにするなど、閲覧文書の簡素化等が必要と考える。〇個人情報が含まれている名簿等を、インターネット閲覧することは、不特定多数の者への流出や不適正な利用等のおそれがある。プライバシー保護の観点から、閲覧に供する書類の簡素化・合理化が必要と考える。
100	我孫子市【重点11】	に基づく居 宅介護支援 事業の認定 調査員の調	介護保険・要介護(要支 援)を変化さける居 支調技事業所に所 属する認定が表する員の調 音を可ないない。 が表するよう見直し を可能とするよう見直し を求める。	ついては市町村が実施する(指定事務受託法人への委託 は可能)こととされており、居宅介護支援事業所に所属する 認定調査員への委託ができない。申請者や家族の状況に より、土日・祝祭日等の調査を希望されることがあるが、対	宅介護支援事業所に委託が可能となることで、新 規調査の担い手を確保することができ、増加する 申請への対応及び申請から認定までの期間の短 縮など、市民サービスの向上につながる。 (参考)新規調査件数 平成25年度:1,340件 平成30年度:1,532件		岡ちな利市、 い市、 が市、川嵩 本、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
にとって都合のよい検体を選択してしまい、感染研による品質の評価が適切に実施されないおそれがあるためであり、検定対象品目の品質・安全性を確保し、国民の保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な手続きであると考えている。さらには、メーカーが検定に合格していない製品について検定合格の旨虚偽の表示を行うおそれもあるため、検定に合格したロットのみに検定合格の表示が行われていることの確認についても都道府県が実施しているが、医薬品医療機器等法施行令第61条)、これを適切に実施するためには、都道府県が検定合格ロットの正しい情報を入手し	とって都合のよい検体を選択しないような対策(ランダムサンプリング 手法の徹底、検体採取動画等の確認など)で対策可能と考える。製造所においてはGMPで管理されており、かつ、近年の検定品の不合格率も極めて低いものとなっているため、自己にとって都合のよい検体を選択する可能性は相当程度低いと考えられ、現地に都道府県職員が赴き、相当な時間を要して行う必要はないと考える。検定合格ロット情報は、感染研のホームページで確認でき、都道府保を経由せずとも検定合格ロットの正しい情報を入手することは出来を経由せずとも検定合格ロットの正しい情報を入手することは出来る。それに基づき確認すれば問題なく表示確認は可能である。なお、過去、検定合格証紙(封緘)の数量管理を行い、合格製品の数量になじて記付していた頃は、合格品のトレーサビリティ(不合格品等、不適切な製品の排除)は一定出来ていたと考えるが、現在、検定合格のみの表示をした包装材料等の確認では、そもそも検定合格のよの表示を行うおそれを払拭できるものではないと考える。柔軟な対応は、当然行うにしても平時から安定供給に関するリスク低		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
月デジタル臨時行政調査会)において、閲覧のデジタル完結を基本とするための見直しを和日在6月までに行うことされている。 具体的には、「アナログ的規制のうちブライバシーへの配慮が必要と 指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」(デジタル臨時行政 調査会事務局策定)に沿って、アナログで閲覧できる情報と同じ情報 をデジタルでも閲覧できるようにするという原で、必要な情報を 閲覧可能とすることによって得られる公共の利益と個人のブライバ	関係者が、当該宅建業者の免許の有無、事業規模等を把握し、適切な宅建業者を選定することができるよう、宅地建物取引業者名簿や を許に係る申請書類等を一般の閲覧に供することとされている。 一方で、国内でも年々プライパシーに対する意識が高まっており、個人の権利利益を保護するため個人情報の保護が求められているが、現在の申請書類等には個人情報や企業の内部情報が多数含まれており、このままデジタルで閲覧できるようにした場合、これらの情報が不特定多数に流布するお手がある。 さらに現状申請書類等は全て紙媒体で一般の閲覧に供しているが、デジタル閲覧に対応するためにはこれらの書類の電子化が必要となり、数千件に及ぶ申請書類を直ちに電子化し、随時メンテナンスして		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、介護保険制度の根幹である。 の根幹である。 介護保険法においては、要介護認定の公平性・中立性を確保するため、新規申請に係る認定調査については、市町村又は指定市町村事 務受託法人が行い、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査に いいては、市町村、指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護事 業者等が行うこととしている。新規申請に係る認定調査については、 当該事業者が新たな要介護者に対して自らのサービスを受給させる という利益誘導的な観点からなされる蓋然性がより大きくなることが	事業者等以外の主体(主治医意見書を作成する医師、介護認定審査 会委員等)が関与する複数の段階が存在している。 これらを踏まえつつ、ケアプランを作成するケアマネジャーの選択・決 定権は市民にあること、認定調査の際の営業活動の禁止に関する周 財金徹底することで、利益誘導的な調査が行われる蓋然性は解消す ることができると考える。したがつて、公正性及び中立性の観点にお いても問題ないと考える。 なお、指定居宅介護支援事業者の多くは居宅サービスを行っており、 また、本業のケアプラン作成業務を行いつつ、従として認定調査を行 おうとする場合には、市町村事務受託法人制度の活用は馴染まない という課題がある。 介護認定申請者数が増加傾向にある当市では、申請から介護認定 までに60日以上を要しているケースが一定割合あり、かつ増加してお	新規申請に係る認定調査を、指定居宅介護事業者等に委託することが困難な理由として、当該事業者が新たな要介護者に対して、自らのサービスを受給させるという利益誘導的な観点からなされる蓋然性が、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査と比べて、より大き(高く)なることが予想されることを挙げているが、この理由によると、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査と比べて、より大き(更新申請及び区分変更申請に係る認定調査に、新規申請に係る認定調査に比べて、上記の蓋然性が小さい(低い)ことから、指定居宅力護事業令へ委託することが可能という解釈となってしまうため、蓋然性の大小(高い・低い)という相対的な概念によって判断することは妥当ではなく、あくまでも認定決定調査の公正性を確保できるかで判断すべきである。この点について、現状では、指定居宅介護事業者等へ委託した更新申請及び区分変更申請に係る認定調査については、方度総付等費用適正化事集の要介度認定に上に引動で表である。また、上記の蓋然性が大きく(高く)なることが懸念されるのであれば、委託者である市町村が、新規申請に係る認定調査を受託した相ば、季託者である市町村が、新規申请に係る認定主ないこの蓋然性が大きく(高く)なることが懸念されるのであれば、季託者である市町村が、新規申請に係る認定調査を受託した計算的な認定調査を受託した。自らのサービスを受給させるという対議請導的な認定調査を行わないよう、等約書の提出を求めるといっ	

管理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容	共体的な文件事例	行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
102	埼玉県	請に係る納 税情報の連 携を可能と し納税証明 書の添付を	益認定等総合情報システム(PICTIS)における国、都道府県、市町村の納稅情報連携機能を実装すること(例:PICTISと既存システム(e-TaxやeLTAXなど)を連携させ、間接を取り、一般を表した。の事態により納稅する。の早期実りが難しい場合、既保予システムから納稅する。の単規にはり納稅情報の取得が指置として、納稅情報の取得が措置として、納稅情報の情報連携体制(納種)の連携には財政を強力を発過措置として、納稅付報道として、納稅付報道。	公益認定申請は、一般社団法人又は一般財団法人が、行政庁、知事又は内閣総理大臣)から認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となるための手続である。 公益認定申請書には国税及び地方税の納税証明書の添付が義務付けられている(公益認定等総合等)が、内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)で電子申請をする場合であっても、国税、県税・市町村税それぞれの納税証明書をPD下でシステムに登録する必要があり、申請法人は、納税証明書の取得手移的予問が保護の納税情報については、自団体で有する情報であるにも関わらず、申請者が納税証明書を取得する必要があり、申請者にとっては、所轄の供籍・務務所主のとしたが、記述の表である。「申請者にとっては、所轄の供籍・務務所主はいたうえ、証明書を付手数料を支払う負担、地方公共の供にとっては納税証明書発行にかかる事務負担が生じているとこである。【参考】当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。		内閣府	模原市、長野県、兵庫	○公益認定の申請は、内閣府が構築した全国統一の事務支援システムを利用しており、当県における公益認定申請においても、提案県と同様、別途、納税証明書を取得した上でシステムに添付する必要があり、手間と費用を要するため申請者の負担になっている。 ○中請者の負担経減・利便性向上につながるため、システム及び制度改正を行っても差し支えないものと考える。ただし、PICTISと納税情報が連携した場合、将来的には新規認定時だけでなく、事業報告に添付する納税証明についても同様に取り扱うことを求められるものと思われるが、県において、納税情報を取得するための事務負担が追加で発生しない、既存の登記情報連携システムのような体制が望ましいものと思われる。 ○公益認定申請だけでなく、毎事業年度の経過後3か月以内に提出が義務付けられている事業報告等において、公益法人は、国税、現税、市町村税それぞれの納税証明書を添付する必要がある。(公益認定法施行規則第38条第1項第1号)時に、地方税にあっては、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在地について提出することとなっていることから(定期提出書類の手引きより)、複数の事務所を有する法人にあっては、国、県、主たる事務所所在地の市町村の3か所にとどまらず、4か所以上に出向いて納税証明書を取得し、提出しなければならない場合もある。申請者(公益法人)及び地方公共団体の双方に事務負担が生じているところである。
103	埼玉県	WEB調査シ ステム (EduSurvey )での私立	ステム(EduSurvey)の本格稼働にあたり、私立学校への調査の際の都道府県経由事務(督促、回答確認等)を廃止すること	私立学校への調査等においては、令和4年度に文部科学省がWEB調査システム(EduSurvey。以下、本システム)という。)の試行を開始し、約30件の調査が本システムにより行われた。令和5年度からは本格稼働の予定となっていると理解しているところ、本システムを使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。 〈支障事例〉 令和4年に行われた本システムを使用した試行調査においては、県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼がされており、県経由の事務が発生している。例として、令和4年7月25日に事務連編絡を受けた「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査であり実施については、連に対し環治である。 〈支障事例〉 令和4年1月25日に事務連絡を受けた「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査でいた対しては、財化、大学な会の推進に関する方法がとられたが、学校・幼稚園の回答の有無や内容等については、が最終の確認をする方法がともれたが、学校・幼稚園の回答の有無や内容等について以下県が最終の確認をすることされ、実際に督促等を行うなど負担が発生している。また、試行期間中ではあるが、本システムを利用しないとならに表に対け、制力では、本システムを利用しないとなら問題でいてり、関連を対し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。 令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実態把握については、本システムが使用されず、Excelフィイルによる回答が求められており、県が全対象者宛に通知し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。 令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実態把握について」直の督促等には多大な労力を要し、突発的調査を例として令和4年度では圏が、ス事故を受けての実態調査を「やとしての実態調査を「やとしての事態を表すなの表すに関する調査を関する調査を「を発していて、表述ないまないでは関が、まずないまないます。			奈川県、兵 庫県、山口	〇当自治体においても提案団体同様の負担が生じており、負担の軽減を希望するため。実現にあたっては、文料省WE調査システムは学校による調査票選択の譲りを誘発する画面設計であるなど課題があるため、その必要とお願いしたい。また、都道府県別の集計結果や各学校の最終回答を所轄庁へ提供していただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
公益認定法施行規則第5条第3項第6号に規定する滞納処分に係る 国税及び地方税の納税証明書について、様々な観点から関係省庁と も協議の上、負担軽減に向けて検討を進めてまいりたい。	公益認定等総合情報システム(PICTIS)と既存システム(e-TaxやeLTAXなど)を連携させ、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となることについて、前向きにご検討いただきたい。また、上記のシステム連携が実現するまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制(納税情報のバックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公大団体が報証明書に限り添付を省略できる旨を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に追加することも求めているところ、こちらについては早期実現に向けて、検討の内容及びスケジュールについて、お示しいただきたい。		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 選合した方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係 や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)を活用した私立学校への調査における具体的な集計方法(所轄庁経由の要否等)や集計結果の所轄庁への提供の是非等については、実施する調査の性質等に登み個別に検討されるものであるが、いただいた創意見も踏まえつつ、集計方法や集計結果の扱い等について各調査ごとに適切に判断してまいりたい。また、本調査システムについて、いただいた御意見も踏まえつつ、引き続き必要な機能改修を行うことで、更なる調査での活用を促進していまいりたい。	すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。それにもかかわらず、都道府県に対して提出状況の確認や回答の替促等の依頼を行うことは、システム導入の趣旨に照らして合理である。 最終確認や回答智促等、都道府県経由事務については、多大な負担が発生しているため、廃止していただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

告田		提案事項	求める措置の		制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等) 制度の所・関係府			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例			団体名	支障事例	
104	埼玉県	ス報利得情優業度優請な税でを類省すは可こ化 連連用し報良者に良時都をい証の略る添能と等 特別とれに廃棄定け定必済がはついである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	にかかる申請手続え連携 が、ツクオフよ連携な (情報連報が確認を考している、 (情報連報が確認を考している、 (特報連報が確認を考している。 (納税配でと明書を付いる。 (納税配できると。添れ、 (納税配できると。添れ、 (納税配できると。添れ、 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配できると。 (納税配でも、 (利服で行規を表した。 (利服で行規で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行規できる。 (利服で行成できる。 (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服できる。) (利服できる。) (利服できる。) (利服できる。) (利服できる。) (利服できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服できる。) (利服できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服できる。) (利服で行成できる。) (利服で行なる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服で行成できる。) (利服できる。) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()) ()	優良産廃処理業者認定制度とは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事等が優良産廃処理業者を、都道府県知事等が優良産廃処理業者認定制度に設定の申請に際して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び環境省の「優良産廃処理業者認定制度とを証する書類、納稅証明書等の提出を求めている。申請者は、県稅に係る納稅証明書の取得に当たり、所轄の申税事務所まで赴き、証明書交付手数料を支払うといった、手間及び負担が生じている。当県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うごせにより納稅証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理とにより納稅証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理とにより納稅証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理とに対いたとを証する書類、納稅証明書等の提出を求める手続があり、推進の支障となっている。	の負担軽減や利便性向上につながる。	環境省	川梨県県、徳島県県、徳徳島県・東京徳田の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の		
	栃木県、さ	システムの 利用開始及	PRTR協力の利用開始及び届出情報的及び届出情報を 更の手続における都道 府県経由事務を廃止す ること。	【現行制度】特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第2項の規定による届出について、事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)は電子情報処理組織(以下「PRIT配届出システム」という。)を使用して届出をすることができる。PRIT配届出システムを初めて利用を開始する際や、届けの上す項に変更があったときには、事業者は事業所が所在する都道府県(事務移譲市を含む)ごとに、所管する各地方公共団体に対して届出が必要である。【支障事例について】地方公共団体は対し石届出が必要である。【支障事例について】地方公共団体は海基盤機構(以下、「NITE」という。」に進進のメールを指している。本の主義を構成している。本の主義を表している。本の主義を表している。本の主義を表している。本の主義を表している。本の主義を表している。本の主義を表している。大の主義を表した。「第一年表の主義を表した。」を表していることがら、制度の改正を望むものである。(令和4年度)利用開始届25件、変更届128件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、変更届118件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、変更届118件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、変更届118件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、変更届18件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、変更届18件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、変更届18件、再発行手続10件(令和3年度)利用開始届25件、表したる事業者のメリットは、申請等の手間が省かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする場合で表している。	性向上及び行政の効率化が実現される。	省、環境省		〇当市において、現状、事業者からの届出の内容を確認しているが、特に指摘することはなく、地方公共 団体を挟む必要がないと考えられる。 〇排出量、移動量の届出(本来届出)においても、ほぼ同内容の情報変更があり、電子情報処理組織の 変更届出は形式的な審査事務であるとともに、本来届出の前に承認を要し冗長な手間である。 (令和14年度) 利用開始届46件、変更届138件、廃止届1件、再発行手続32件 〇当県でも変更届等届出件数は年数10件あり、提案自治体指摘のとおり事務負担となっている。特に、 県が把握・確認したい内容でない届出については、事業者とNITEで直接事務を行っていただく方が、県及 び事業者にとってメリットがあると考える。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
	ともに、その旨を技術的助言等で明らかにするとの前向きな御回答を いただいたことは大変ありがたい。ついては、事業者及び地方自治体 の負担経滅を図るため、今年度の可能な限り早い時期に、所要の措 置を講じていただきたい。		(全国知事会) 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
う制度設計をしており、PRTR届出システムを利用する際に必要となるIDとバスワードの付与に関する使用届出書も同様の手続を取ることとしています。 手続のうち、・使用開始時の届出については、既に74%の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約8千件となっております。システム改修には大規模な予算が必要になること、また、全ての事業所が一度手続をすれば完了する性質のものであることから、引き続きメール、書面等での手続を行いたいと考えております。・変更届、再発行届及び廃止届については、今後も継続的に届出がなされることが見込まれるため、既に、電子システム上での手続を可能としており、自治体と事業有担軽減に向けて何ができるか真摯に検討してまいりたいと思いますので、制度運営のために御理解、御協力をお願いいたします。	求めるものである。 利用開始の手続等は、事業者の申請を都道府県が受け付け、国へ 送付し、送られてきたIDとパスワードを事業者に送るという作業で、都 道府県等の審査を要しない事務的なものであるにもかかわらず、事 務負担が大きい。この事務処理について、都道府県等を経由すること なくシステムを所管する国が直接処理することで、手続の煩雑さが解 消され事業者の利便性が向上し、行政の効率化につながると考え る。 今後手続を取ることが見込まれる事業所数は全国で約8千件とのこ とだが、利用者の増加に伴いIDとパスワードの再発行手続も増えて いる。また、変更届は電子システム上で行えるようになったが、担当 者の変更なども変更届の対象であり、引き続き内容の確認を都道府 県等で行っているため、負担の軽減にはなっていない。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。